我が国企業における外国競争法コンプライアンスに関する取組状況について(概要) ~グローバル・ルールとしての取組を目指して~

近年,我が国企業が外国競争法違反による摘発を受け,巨額な罰金・制裁金を課されたり,役員・従業員が禁錮刑を科されたりする事案が多数発生。 **教が国企業の外国競争法コンプライアンス態勢の脆弱性が顕在化。**

我が国企業における外国競争法コンプライアンス態勢の強化に資することを目的として、アンケート調査(平成26年9月。対象:東証一部上場企業1,814社)及びヒアリング調査(平成26年12月~平成27年2月。対象:32社)を実施。

<調査結果>

我が国企業の外国競争法コンプライアンスに向けた取組については、十分とはいえない。

外国競争法コンプライアンスの推進に向けて (報告書66頁)

リスク管理・回避の視点

独占禁止法コンプライアンスの推進を前提として、外国競争法の特徴を踏まえてリスクを的確に 把握し、それを最小化していくという考え方が重要

外国競争法の特徴に関連するリスク

- 〇 外国競争法制及びその運用に係るリスク
 - ▶ 違反行為に対する厳しい制裁
- ▶ カルテルに係る成立要件等の相違
- ▶ 調査妨害・非協力に対するペナルティ
- 〇 複数の国・地域の競争法の執行対象となるリスク
 - 複数の国・地域の競争法の執行対象となり制裁を受ける可能性

対応の3本柱

- 1. 親会社及び海外傘下グループ会社による一体的対応(一体性)
- 2. 事業活動を行っている全ての国・地域の競争法を意識した広範な対応(広範性)
- 3. 我が国法制とは異なる外国競争法制の特徴を踏まえた柔軟な対応(柔軟性)

外国競争法コンプライアンス・プログラムを推進するための具体的方策

う の K

Kenshu 研修等による未然防止

- 外国競争法コンプライアンス・マニュアルの策定
- □ 外国競争法に係る社内研修の実施
- □ 内外共通の法務相談体制の整備
- □ グローバル・ルールとしての各種社内ルールの整備

Kansa 監査等による確認と早期発見

- □ 外国競争法監査の実施
- □ 内外共通の内部通報制度の整備
- □ 外国競争法に係る社内リニエンシー ※社内リニエンシーとは、違反行為に関与 した社員が自主的に所要の報告等を行っ た場合に、懲戒内容の軽減を考慮すること をいう。

Kikikanri 危機管理

- 親会社の経営トップのイニシアティブによる迅速な対応と的確な意思決定
- 外国競争法に係るリニエンシー制度 の活用
- □ 一体的対応の基礎となる有事対処マ ニュアルの整備
- 親会社の経営トップのイニシアティブ による的確な社内調査の実施



外国競争法コンプライアンス・プログラム推進のための基礎となる体制

- 親会社の経営トップのコミットメント と世界規模での周知
- □ 外国競争法に係る担当者の指定等 の体制整備
- 自社固有のリスクの特定とそれに 対する対応

外国競争法コンプライアンス・プログラム推進のための具体的な取組例

外国競争法コンプライアンス・プログラム推進のための基礎となる体制

ロ 親会社の経営トップのコミットメントと世界規模での周知

海外傘下グループ会社に対しては親会社の経営トップのメッセージを多言語化して発信しているとする例。

ロ外国競争法に係る担当者の指定等の体制整備

親会社の法務部に競争法の専任者を置き情報が集中する体制を構築したことにより, 競争法上問題となるおそれのある 行為について事前の相談が増加し, 違反行為の未然防止に寄与しているとする例。

ロ 自社固有のリスクの特定とそれに対する対応

主要な営業品目が世界的に自社を含む数社に寡占された業界なので、同業他社とは原則として接触禁止という方針をグローバル統一ルールとして定めている例。

研修等【Kenshu】による未然防止

ロ 外国競争法コンプライアンス・マニュアルの策定

自動車部品カルテル事件を受け、欧米に関しては既存のコンプライアンス・マニュアルを強化し、コンプライアンス・マニュアルのなかった中国等についてはこれを導入したとする例。

ロ 外国競争法に係る社内研修の実施

アジア地域の傘下グループ会社に対する研修において、現地の競争法のほか、欧米の競争法の運用及び罰則は非常に厳しいことや域外適用があり得ることを事例を交えて説明しているとする例。

ロ内外共通の法務相談体制の整備

明確なルール付けがなかったため、海外現地法人が訴訟・紛争等に巻き込まれた場合であっても、事業部門内のみで 処理され報告が後手に回ることがあったことを踏まえて、競争法違反や集団訴訟といった重大な案件が発生した場合に は、親会社法務部門に直ちに情報共有される体制を構築中であるとする例。

ログローバル・ルールとしての各種社内ルールの整備

制裁が厳しく、同業他社との情報交換自体が違法と判断され得るEUの競争法を意識した同業他社との接触に関するグローバル・ルールを定めており、考え方としては、「カルテルをしてはいけません。」だけではなく、「カルテルを疑われる行為はやめましょう。」としている例。

監査等【Kansa】による確認と早期発見

ロ外国競争法監査の実施

グループCEO直属の内部監査グローバルリーダーがアジア、欧州、北米のリージョナルリーダーを統括する体制の下、各地域の監査部門が担当地域のグループ会社の監査を実施しており、監査に当たっては、グローバル共通の重点監査項目を設定しているとする例。

ロ内外共通の内部通報制度の整備

海外の子会社の従業員等が利用する全言語に対応可能なグループ共通の内部通報窓口を専門業者や法律事務所に 委託しているとする例。

ロ外国競争法に係る社内リニエンシー

外国の競争当局は、制裁金や罰則において、日本と異なり裁量型を採用しており、競争当局への協力度合いが制裁金等に影響があるところ、社内リニエンシーにより、社員の調査協力を確保することができたとする例。

危機管理【Kikikanri】

ロ 親会社の経営トップのイニシアティブによる迅速な対応と的確な意思決定

外国競争法違反の可能性が発見された場合, 直ちに経営トップに報告するとともに, 提携している国内又は海外の弁護士と連携を図り, 迅速に社内調査を実施する一方で, 各国・地域の関係競争当局へのリニエンシー申請の利用について検討するとする例。

ロ 外国競争法に係るリニエンシー制度の活用

違反が発覚した場合には、各国・地域のリニエンシー制度を積極的に利用する方針を有しているところ、海外子会社の 法務部門と連携しつつ日本の法務部門が中心となって社内調査を行った結果、複数の国・地域への影響が認められたた め、親会社主導で当該複数国・地域に同時にリニエンシー申請を行ったとする例。

ロ 一体的対応の基礎となる有事対処マニュアルの整備

有事の際, 証拠隠滅や虚偽報告を行うと, 故意ではなくても重大な制裁を課される可能性があることから, 従業員が証拠 隠滅等を行うことがないよう分かりやすい表現で記載したマニュアルを作成し, 関係者に事前周知しているとする例。

ロ親会社の経営トップのイニシアティブによる的確な社内調査の実施

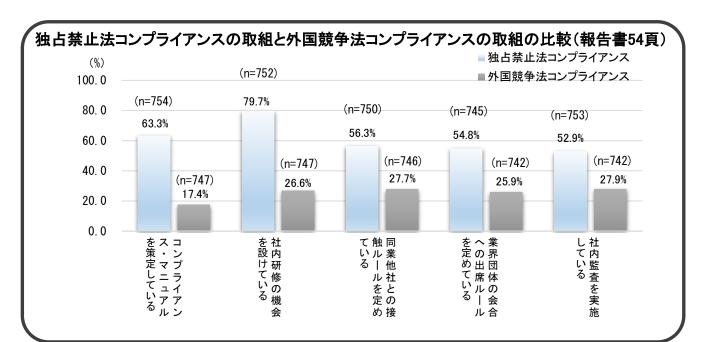
外国の競争当局から調査を受けた際,関連する製品についても社内調査を行ったところ,違反事実が認められたため, 当該関連製品を販売する国・地域の競争当局にリニエンシー申請を行い,制裁金の免除を受けることができたとする例。

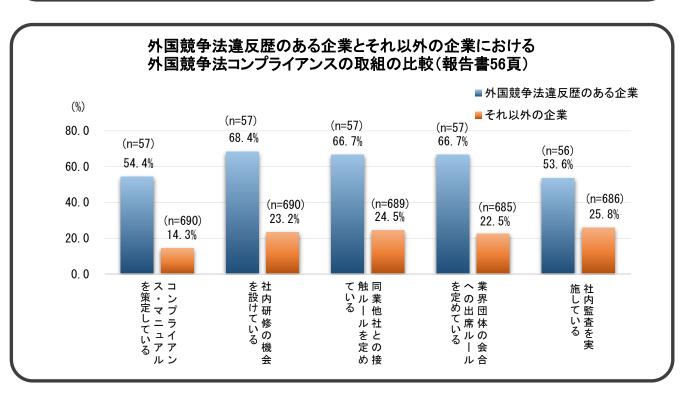
(参考)主なアンケート調査結果 (1

アンケート調査の概要

東証一部上場企業 1, 8 1 4 社に対して, 主として米国, EU, 中国及び韓国の競争法に関するコンプライアンスの取組に係る質問票を送付(平成 2 6 年 9 月)。

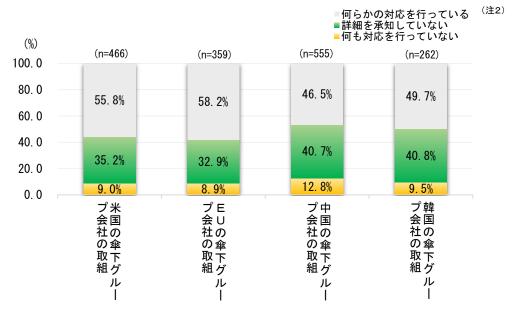
- ➡ 963社から回答(回収率53.1%)
- ➡ 963社のうち、日本国外において事業を展開している企業は775社





(参考)主なアンケ-

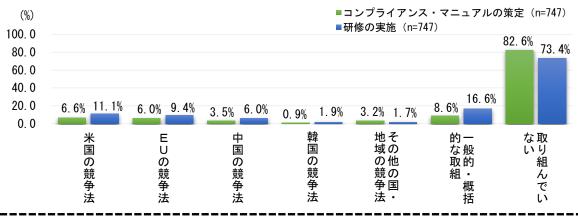
海外傘下グループ会社における所在国・地域の競争法コンプライアンス に関する対応等について^(注1) (報告書59頁, 61頁, 63頁及び65頁)



(注1)米国, EU, 中国及び韓国に複数の傘下グループ会社がある場合には, 当該国・地域において, 売上額が最 も大きい会社の取組状況について、親会社たる我が国企業に回答を求めている。

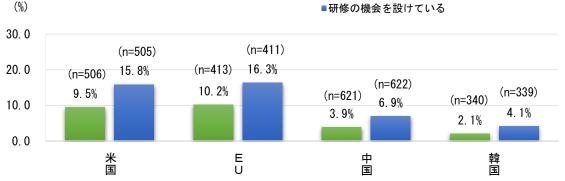
(注2) 「何らかの対応を行っている」については、「詳細を承知していない」又は「何も対応を行っていない」以 外の回答割合である。

外国競争法コンプライアンス・マニュアルの策定及び 外国競争法研修の実施(報告書18頁及び21頁)

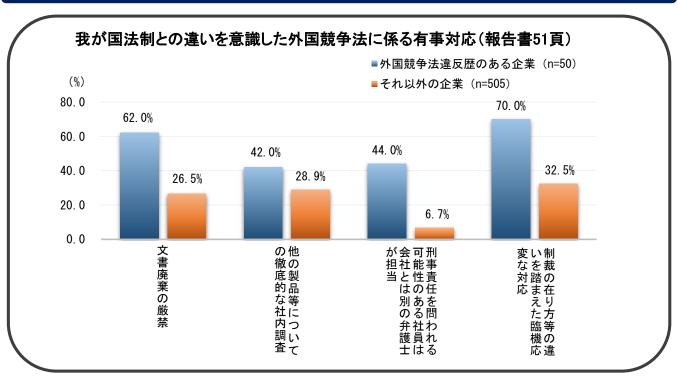


米国、EU、中国及び韓国に事業展開していると回答した企業における それぞれの国・地域別の取組状況(報告書19頁及び22頁)

■コンプライアンス・マニュアルを策定している



(参考)主なアンケート調査結果 ③





我が国企業における外国競争法コンプライアンス に関する取組状況について

~グローバル・ルールとしての取組を目指して~

平成27年3月公正取引委員会

第1	調査の趣旨等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 1
1	調査の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 1
2	. 調査方法 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· 2
	(1) アンケート調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 2
	ア 調査対象	· 2
	イ 調査項目 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· 2
	ウ 回答事業者の概要	· 2
	(2) ヒアリング調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 6
第2	*** - *** ·	
1		
	(1) 注意を払っている国・地域の外国競争法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(2) 外国競争法コンプライアンス・プログラム推進のための基礎となる体制	
	ア 外国競争法コンプライアンスに対する経営トップのコミットメント	
	イ 法務・コンプライアンス担当部署等の設置	
	ウ 企業グループ全体での一体的取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	エ 実情に応じた外国競争法コンプライアンス・プログラムの構築 · · · · · · · ·	
	(3) 研修等による未然防止のための方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	ア 外国競争法コンプライアンス・マニュアルの策定 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	(ア) マニュアルの有無 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1 8
	(イ)事業展開先別の比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 9
	イ 外国競争法研修の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 1
	(ア)研修の有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 1
	(イ)事業展開先別の比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 2
	ウ 社内法務相談体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 5
	(7) 今後行おうとする業務についての事前相談の指定部署・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 5
	(イ) 現在行っている業務についての相談の指定部署・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 5
	エ 社内懲戒ルールの整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 7
	オ 同業他社との接触ルールの策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 9
	(7) 同業他社との会合に関する接触ルールの策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 9
	(イ) 業界団体の会合に関する接触ルールの策定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 1
	(4) 監査等による確認と早期発見のための方策 ·····	3 5
	ア 内部通報制度の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 5
	イ 社内リニエンシーの整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 7
	(ア) 社内リニエンシーの整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 7
	(イ) 社内リニエンシーの導入・未導入理由 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 9
	ウ 外国競争法監査の実施·····	4 1

		エ	. 社	内メ	—л	vの .	チェ、	ック	の勇	€施	• • •										4	3
		(5)	危機	管理	のた	:めC	の方気	策··													4	4
		ア	有	事へ	·の 通	動切え	対処														4	4
			(7)	有事	にま	らける	る報行	告··													4	4
			(1)	有事	にま	3ける	る対象	処のカ	最終	冬決?	定者	j									4	5
		1	IJ	ニエ	ンシ	/一#	制度(の活	用·												4	7
		ウ	有	事対	処マ	7 - :	ュアノ	ルの	整值	青 · ·											4	8
			(7)	有事	対処	[고:		アル	の第	定											4	8
			(1)	外国	競争	≨法Ⅰ	こ係ん	る有	事文	朩応											4	9
		エ	. 社	内調	查σ)実	拖··														5	2
		(6)	独占	禁止	.法=	1ン.	プライ	イア	ンス	(の)	取組	1とタ	/国	競争》	去コン	ノプラ	ライ	アン	スのI	取組		
		σ	比較	ξ																	5	3
		(7)	外国	競争	法達	皇反 图	歴の を	ある:	企業	ځ.	それ	以以夕	ነ の1	企業に	こおり	ナるタ	小国	競争》	去コミ	ンプ		
		ラ	イア	ンス	の取	又組(の比算	較··													5	5
		(8)	外国	競争	法=	1ン.	プライ	イア	ンス	くに	係る	今後	後の記	果題							5	6
	2	海	外傘	下グ	`ルー	-プ会	会社に	こお	ける	5外[国競	争治	去コニ	ンプラ	ライフ	アンス	スの	取組			5	8
		(1)	米国	に所	在す	[⊢] る≨	傘下:	グル-	一 フ	プ会	社の	米国	国の意	競争 🤅	去コン	ノプラ	ライ	アン	スのI	取組·	5	8
		(2)	ΕU	に所	在す	[⊢] る≨	傘下:	グル-	一 フ	プ会	社の	Eι	」の別	競争 🤅	去コン	ノプラ	ライ	アン	スのI	取組·	6	0
		(3)	中国	に所	在す	「る ≨	傘下:	グル・	一 フ	プ会	社の	中国	国の意	競争 🤅	去コン	ノプラ	ライ	アン	スのI	取組·	6	2
		(4)	韓国	に所	在す	「る≨	傘下:	グル・	一 フ	プ会	社の	韓国	国の意	競争》	去コン	ノプラ	ライ	アン	スのI	取組·	6	4
+/-	_	 -1	- ±±	. / / +		<u> </u>	_ /-		- 4	\ 1# ·	\# ı =	- ,	L								_	_
韦	3																					
	1																				6	ь
	2		国競																		_	_
		ア																				
		イム																				
		つ																				
	_																					
	3																					
		(2)	•			_		_												(広範 		
		(2)																			О	σ
		(3)																		飲性) 	6	0
	1	ЬЧ																				
	4	フト	`ピリ兄兄	. 十 /乙	. — –	· / -	ノコー	, J.	ヘ・	1	ロソ	・ノエ	へて1	止)生。	1 W 1	こひりし	ルテ.	14日14年	クタ		/	U

	(1) 5	外国競争法コンプライアンス・プログラム推進のための基礎となる体制 ⋯	7 0
	ア	親会社の経営トップのコミットメントと世界規模での周知・・・・・・・・・	7 0
	1	外国競争法に係る担当者の指定等の体制整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 0
	ウ	自社固有のリスクの特定とそれに対する対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 0
	(2) ₹	研修等による未然防止のための方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 1
	ア	外国競争法コンプライアンス・マニュアルの策定	7 1
	1	外国競争法に係る社内研修の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 1
	ウ	内外共通の法務相談体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 1
	エ	グローバル・ルールとしての各種社内ルールの整備	7 2
	(3) 星	監査等による確認と早期発見のための方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 2
	ア	外国競争法監査の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 2
	1	内外共通の内部通報制度の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 3
	ウ	外国競争法に係る社内リニエンシー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 3
	(4) <i>f</i>	危機管理のための方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 3
	ア	親会社の経営トップのイニシアティブによる迅速な対応と的確な意思決定	
			7 3
	1	外国競争法に係るリニエンシー制度の活用	7 4
	ウ	一体的対応の基礎となる有事対処マニュアルの整備 ‥‥‥‥‥‥	7 4
	エ	親会社の経営トップのイニシアティブによる的確な社内調査の実施 ‥‥	7 5
第 4	公ī	E取引委員会としての今後の対応 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	7 6

【参考資料】

- 1 アンケート質問票
- 2 アンケート集計結果

第1 調査の趣旨等

1 調査の趣旨

市場における公正かつ自由な競争を一層促進していくためには、独占禁止法の厳正な執行とともに、企業における独占禁止法に関するコンプライアンス(以下「独占禁止法コンプライアンス」という。)の向上が重要であり、これに関連した企業の取組を促していく必要があると考えられることから、公正取引委員会では、これまで、我が国企業における独占禁止法コンプライアンスの取組状況を調査し、改善のための方策等と併せて、報告書の取りまとめ・公表を行うとともに、その周知に努めている。

直近では、東証一部上場企業へのアンケート調査結果等を踏まえた報告書「企業における独占禁止法コンプライアンスに関する取組状況について」を平成24年11月に公表している(以下「平成24年調査」という。)ところ、同報告書においては、独占禁止法コンプライアンスを推進するために有効と考えられる方策や留意点を、具体的な成功例・失敗例とともに紹介しており、企業においては、独占禁止法コンプライアンスを単なる「法令遵守ツール」ではなく、「リスク管理・回避ツール」として戦略的に位置付けて積極的に活用し、独占禁止法コンプライアンスに関する取組を実効的なものとしていくことが期待される旨指摘している。

他方,近年,我が国企業が外国競争法(我が国独占禁止法に相当する外国の法律をいう。以下独占禁止法と外国競争法を総称して「競争法」という。)違反による摘発を受け、巨額な罰金や制裁金が課されたり,我が国企業の役員・従業員が禁錮刑を科されたりする事案が多数発生しており,我が国企業における外国競争法に関するコンプライアンス(以下「外国競争法コンプライアンス」という。)態勢の脆弱性が指摘されている。例えば、いわゆる自動車部品カルテルにおいては、複数の国・地域の市場をまたいで行われた競争法違反行為に対し、複数の国・地域において法執行がなされ、国・地域によっては数百億円単位の巨額な罰金や制裁金が課されているほか、役員・従業員に禁錮刑が科されている。また、それに続く損害賠償を求める民事訴訟が提起され、多額の和解金が支払われている。

多くの主要国の競争法と独占禁止法との間では、カルテル禁止規範を中心に法違反とされる行為自体には共通性があることから、まずは独占禁止法を遵守することが外国競争法違反に問われないための基本であると考えられる。一方で、現在、主要国の競争法と独占禁止法では違反行為に係る成立要件、法執行に係る手続、違反行為に対する制裁減免のツール等について差異が存在する。特に、我が国企業が海外に営業拠点や子会社を設けている場合には、所在国・地域の競争法の適用を受ける可能性が高いことから、その差異を含め外国競争法コンプライアンスを強く認識しておく必要がある。また、万一、我が国企業が外国競争法に違反する行為を行ってしまった場合には、違反行為に起因して生じる各種ダメージを最小化するためのリスク管理を図っていく必要があるが、この際にも独占禁止法と外国競争法との法執行に係る手続等の差異を的確に認識した上で対応することが不可欠となる。このような状況を踏まえると、グローバルに事業活動を進める我が国企業にとっては、独占禁止法コンプライアンスを推進していく

と同時に外国競争法についてもコンプライアンス態勢を整備していく必要性が高まっているものと考えられる。

このため、今般、公正取引委員会は、我が国企業における外国競争法に関するコンプライアンス態勢の強化に資することを目的として、とりわけ我が国と経済的な結び付きが強く、競争法の執行が活発に行われている米国、EU、中国及び韓国の競争法に対する取組の現状及び外国競争法コンプライアンスを推進するために有効と考えられる方策や留意点について、実例とともに紹介することとした。

2 調査方法

(1) アンケート調査

ア 調査対象

平成26年6月末時点の東証一部上場企業1,814社にアンケート質問票を送付(平成26年9月19日付け)し、平成26年8月末日時点の状況について、主として米国、EU、中国及び韓国の競争法に関する当該企業のコンプライアンスの取組について回答を求めた(アンケート質問票の送付先企業が特段の事業を営まない、いわゆる「純粋持株会社」であって、各設問における業務・活動に従事していない場合には、それらの設問については傘下の事業会社のうち売上額が最も大きい事業会社の状況について回答を求めた。)。

また、米国、EU、中国及び韓国の競争法に関するコンプライアンスについては、 当該企業のみならず、米国、EU、中国及び韓国に所在する傘下グループ会社の取 組についても回答を求めた(ただし、それぞれの国又は地域に複数のグループ会社 がある場合には、国又は地域ごとに直近会計年度の売上額が最も大きい会社を対 象とした。)。

(注)「傘下グループ会社」とは、連結決算対象となっている会社をいい、この うち海外に所在する傘下グループ会社を「海外傘下グループ会社」という。 また、傘下グループ会社との関係においては、調査対象とした企業を「親会 社」という。

イ 調査項目

アンケート質問票(参考資料1)のとおり。

ウ 回答事業者の概要

アンケート質問票を送付した1,814社のうち,963社から回答を得た(回収率53.1%)。アンケート結果を取りまとめるに当たっては、回答誤りを取り除く等の所要の処理を行った。

回答企業の概要は、次のとおりである。

<業種別>

	企業数	割合
	(社)	(%)
水産·農林業	3	0.3
鉱業	2	0.2
建設業	60	6.2
食料品	39	4.0
繊維製品	16	1.7
パルプ・紙	10	1.0
化学	80	8.3
医薬品	21	2.2
石油·石炭製品	6	0.6
ゴム製品	7	0.7
ガラス・土石製品	15	1.6
鉄鋼	21	2.2
非鉄金属	12	1.2
金属製品	20	2.1
機械	72	7.5
電気機器	78	8.1
輸送用機器	38	3.9

	企業数	割合
	(社)	(%)
精密機器	14	1.5
その他製品	28	2.9
電気・ガス業	13	1.3
陸運業	13	1.3
海運業	4	0.4
空運業	2	0.2
倉庫•運輸関連	12	1.2
情報·通信業	39	4.0
卸売業	84	8.7
小売業	84	8.7
銀行業	69	7.2
証券, 商品先物取引業	7	0.7
保険業	3	0.3
その他金融業	13	1.3
不動産業	21	2.2
サービス業	57	5.9
合計	963	100%

(注)割合(%)については、少数第2位以下を四捨 五入しているため、各項目の和が100%になる とは限らない。以下同じ。

<資本金規模別>

一、只小亚加区加入				
	企業数	割合		
	(社)	(%)		
5億円未満	9	0.9		
5億円以上10億円未満	26	2.7		
10億円以上50億円未満	225	23.4		
50億円以上100億円未満	209	21.7		
100億円以上	494	51.3		
合計	963	100%		

<売上規模別(単体ベース)>

	企業数	割合
	(社)	(%)
100 億円未満	97	10.2
100 億円以上 500 億円未満	304	31.9
500 億円以上 1000 億円未満	181	19.0
1000 億円以上 5000 億円未満	273	28.6
5000 億円以上 1 兆円未満	49	5.1
1 兆円以上	49	5.1
合計	953	100%

<売上規模別(連結ベース)>

	企業数	割合
	(社)	(%)
連結対象なし	42	4.4
100 億円未満	55	5.8
100 億円以上 500 億円未満	213	22.4
500 億円以上 1000 億円未満	169	17.8
1000 億円以上 5000 億円未満	297	31.2
5000 億円以上 1 兆円未満	78	8.2
1 兆円以上	97	10.2
合計	951	100%

<従業員規模別(単体ベース)> <従業員規模別(連結ベース)>

	企業数	割合
	(社)	(%)
500 人未満	292	30.5
500 人以上 1,000 人未満	194	20.3
1,000 人以上 5,000 人未満	369	38.5
5,000 人以上 10,000 人未満	59	6.2
10,000 人以上	44	4.6
合計	958	100%

	企業数	割合
	(社)	(%)
連結対象なし	49	5.1
500 人未満	92	9.6
500 人以上 1,000 人未満	154	16.1
1,000 人以上 5,000 人未満	365	38.2
5,000 人以上 10,000 人未満	126	13.2
10,000 人以上	170	17.8
合計	956	100%

<事業を展開している日本国外の国又は地域>

	企業数	割合
	(社)	(%)
米国	509	53.9
EU	415	43.9
中国	629	66.6
韓国	344	36.4
米国以外の北米	195	20.6
EU以外の欧州(ロシアを含む。)	172	18.2
中国及び韓国以外のアジア	623	65.9
中南米	239	25.3
大洋州	181	19.2
中東及びアフリカ	174	18.4
日本国外で事業を展開していない	190	20.1
合計	945	_

<米国展開企業の米国傘下グループ会社の数> <EU展開企業のEU傘下グループ会社の数>

	企業数	割合
	(社)	(%)
なし	40	7.9
1 社以上 5 社未満	348	68.4
5 社以上 10 社未満	54	10.6
10 社以上 20 社未満	35	6.9
20 社以上 30 社未満	13	2.6
30 社以上 40 社未満	4	0.8
40 社以上 50 社未満	4	0.8
50 社以上	11	2.2
合計	509	100%

	企業数	割合
	(社)	(%)
なし	59	14.2
1 社以上 5 社未満	219	52.8
5 社以上 10 社未満	56	13.5
10 社以上 20 社未満	40	9.6
20 社以上 30 社未満	12	2.9
30 社以上 40 社未満	6	1.4
40 社以上 50 社未満	7	1.7
50 社以上	16	3.9
合計	415	100%

<中国展開企業の中国傘下グループ会社の数> <韓国展開企業の韓国傘下グループ会社の数>

	企業数	割合
	(社)	(%)
なし	68	10.8
1 社以上 5 社未満	359	57.1
5 社以上 10 社未満	105	16.7
10 社以上 20 社未満	62	9.9
20 社以上 30 社未満	14	2.2
30 社以上 40 社未満	9	1.4
40 社以上 50 社未満	5	0.8
50 社以上	7	1.1
合計	629	100%

	企業数	割合
	(社)	(%)
なし	85	24.7
1 社以上 5 社未満	247	71.8
5 社以上 10 社未満	10	2.9
10 社以上	2	0.6
合計	344	100%

<過去20年以内における独占禁止法違反の有無>

	企業数	割合
	(社)	(%)
受けたことはない	783	82.1
受けたことがある	171	17.9
合計	954	100%

<過去20年以内における外国競争法違反の有無>

	企業数	割合
	(社)	(%)
受けたことはない	887	94.0
米国の競争当局から受けた	35	3.7
EUの競争当局から受けた	36	3.8
中国の競争当局から受けた	8	0.8
韓国の競争当局から受けた	5	0.5
その他	13	1.4
合計	944	_

(2) ヒアリング調査

外国競争法コンプライアンスについて、アンケート調査の記述式回答において興 味深い取組例を回答した企業又は過去に外国の競争当局から外国競争法違反で行政 処分, 訴追等を受けたことがあると回答のあった企業計32社を抽出して, 電話又は 面談の方法によりヒアリング調査を実施した(平成26年12月~平成27年2月)。

第2 調査結果

1 親会社における外国競争法コンプライアンスの取組等

(1) 注意を払っている国・地域の外国競争法

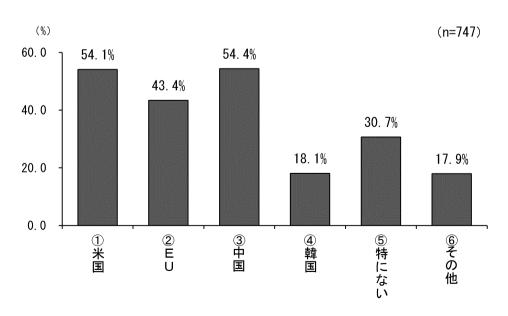
アンケート調査において、外国競争法コンプライアンスの取組において意識している国又は地域の競争法について尋ねたところ、日本国外において事業を展開している企業(アンケート調査に回答のあった963社のうち、日本国外で事業を展開していないと回答した190社及び有効な回答のなかった18社を除く775社。以下「海外展開企業」という。)においては、「③中国」との回答が54.4%と最も多く、「①米国」との回答が54.1%と僅差で続き、「②EU」との回答は43.4%、「④韓国」との回答は18.1%であった。「⑥その他」としては、「タイ」、「インドネシア」などといった回答がみられた。

なお,以下の設問に係る調査結果については,全て海外展開企業を集計対象としている。

問18 外国競争法に対する認識

貴社が外国競争法コンプライアンスの取組において意識しているのは、どの国又は地域の競争法ですか。(複数選択可)

- ① 米国
- ② EU
- ③ 中国
- 4 韓国
- ⑤ 特にない
- ⑥ その他(具体的に国名又は地域名を記入してください。)



※ 「n」は各設問における有効回答数である。以下同じ。

(2) 外国競争法コンプライアンス・プログラム推進のための基礎となる体制

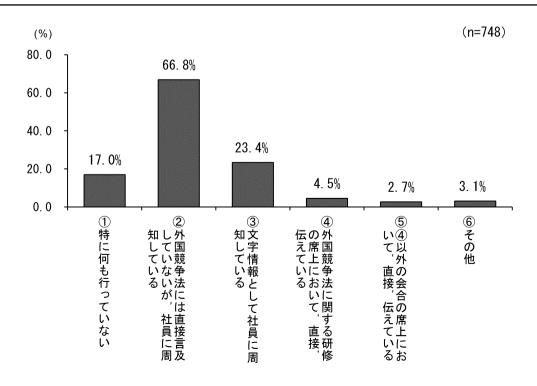
ア 外国競争法コンプライアンスに対する経営トップのコミットメント

アンケート調査において、経営トップ(代表取締役社長に限らず、代表権を持つ取締役等実質的に会社組織の最上位に位置する者も含む。以下同じ。)による外国競争法コンプライアンスの重要性を社員に伝えるための取組について尋ねたところ、「②外国競争法には直接言及していないが、コンプライアンスを呼び掛けるメッセージを社員に周知している。」との回答が66.8%と最も多く、「③外国競争法コンプライアンスに関するメッセージを文字情報として社員に周知している。」との回答が23.4%、「①特に何も行っていない。」との回答が17.0%と続いた。

問19 外国競争法コンプライアンスに対する経営トップのコミットメント

貴社の経営トップ(代表取締役社長に限らず、代表権を持つ取締役等実質的に会社組織の最上位に位置する者も含みます。以下同じ。)は、貴社の社員に外国競争法コンプライアンスの重要性を伝えるためにどのような取組を行っていますか。(複数選択可)

- ① 特に何も行っていない。
- ② 外国競争法には直接言及していないが、コンプライアンスを呼び掛けるメッセージを社員に周知している。
- ③ 外国競争法コンプライアンスに関するメッセージを文字情報として社員に周知している(コンプライアンス・マニュアル, 社内報, パンフレット等における記載や, イントラネットにおける掲示を含む。)。
- ④ 外国競争法に関する研修の席上において、直接、外国競争法コンプライアンスに関するメッセージを伝えている。
- ⑤ ④以外の会合(会合名:) の席上において,直接,外国競争法コンプライアンスに関するメッセージを伝えている。
- ⑥ その他(具体的に記入してください。)



外国競争法コンプライアンスの推進に当たり、経営トップによる外国競争法コンプライアンスへのコミットメントに関して、アンケート調査又はヒアリング調査においては、次のような例がみられた。

(注)事例表記における「●」は平成26年8月末時点において過去20年間に外国の競争当局から外国競争法違反で行政処分,訴追等を受けたことがある企業における事例,「○」はそれ以外の企業における事例である。

<経営トップによる明確なメッセージの発出>

- 経営トップが、「ルールを犯して数字を繕うことは何の解決にもなりません。本人だけでなく、大事な同僚、上司、後輩はもちろん、家族にも大きな犠牲を強いることになります。」という明瞭かつ強固なメッセージを発信し、 社員が、常に利益よりもコンプライアンスを重視するよう意識させている。
- 海外傘下グループ会社の従業員は、国や地域によって競争法遵守意識に差がある一方、上級者からの指揮命令を重視する傾向にあるため、グループの頂点である当社社長の外国競争法コンプライアンスに関する明確なメッセージ(併せて、それとシンクロした海外傘下グループ会社社長のメッセージ)を伝えることは非常に重要である。

<経営トップ宛への誓約書の提出>

○ 「各国、地域の法令やルールを守る。国際間の取決めを尊重して、コンプライアンスを徹底する。」という経営トップのコミットメントの下、営業業務に携わる者に対して、経営トップ宛に競争法コンプライアンスに関する誓約書を提出させている。

<多言語での発信>

● 社長の真摯な姿勢を受け手が理解するためには書面より直接の肉声の方が望ましいところ、半期毎に社長を写したビデオ形式の社長メッセージを日本語、英語、中国語及びドイツ語にて全世界の従業員向けに送る中で、競争法コンプライアンスに関するメッセージを伝えるようにしている。また、11か国語で実施している競争法に関する e-ラーニング研修の冒頭でも、社長を委員長とするコンプライアンス委員会のメッセージを伝えるようにしている。

<経営トップによるコミットメントの効果>

○ 社長による競争法コンプライアンスに関するメッセージを出してもらう際に,「リスク対象部門には専門教育を受けてもらう。」という内容を含めてもらうことにより,教育対象となった部門の反発等を避けることができ,教育の実施が容易となった。

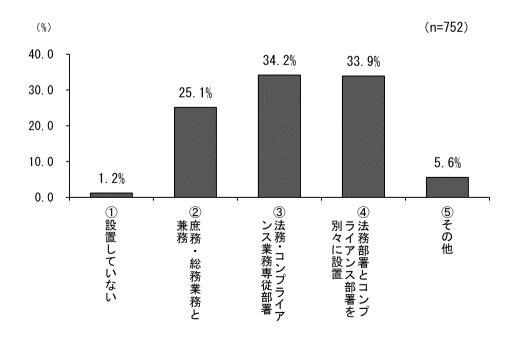
イ 法務・コンプライアンス担当部署等の設置

アンケート調査において、法務・コンプライアンス担当部署の設置について尋ねたところ、「①法務・コンプライアンス担当部署を設置していない。」との回答は1.2%に過ぎず、ほとんど全ての企業が何らかの形で法務・コンプライアンス担当部署を設置していると回答した。

問2 法務・コンプライアンス担当部署等の設置状況

貴社は、法務・コンプライアンス担当部署 (注) を設置していますか。一つだけお選びください。

- ① 法務・コンプライアンス担当部署を設置していない。
- ② 設置している (庶務業務等のいわゆる総務業務も併せて担当している。)。
- ③ 設置している(法務・コンプライアンス業務のみを担当している。)。
- ④ 設置している(契約・訴訟その他会社の業務に伴う具体的な法的事項を取り扱う部署〔例えば法務部等〕及びコンプライアンスの意識を高めるための普及・啓発又はそれに関連する事項を取り扱う部署〔例えばコンプライアンス推進部等〕を別々に設置している。)。
- ⑤ その他(担当部署名及びその部署の性格について具体的に記入してください。)
- (注)「法務・コンプライアンス担当部署」とは、名称にかかわらず、社員が法令違反等に関与することを防止するための業務(法令違反等を把握するための取組や実際に問題が生じた場合の対処を含みます。)を行っている部署をいいます。いわゆる法務担当部署やコンプライアンス担当部署が存在しない場合でも、例えば総務担当部署がその役割を担っている場合は、当該総務担当部署がこれに該当します。

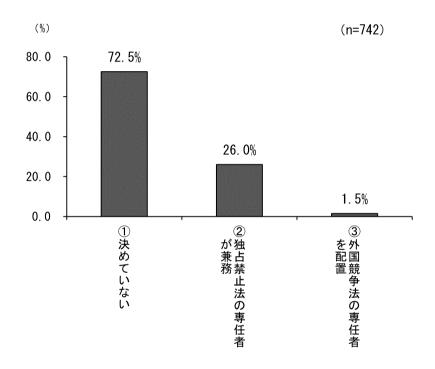


また、法務・コンプライアンス担当部署を設置していると回答した企業に対し、外国競争法に関する担当者を決めているか尋ねたところ、「①決めていない。」との回答は72.5%であり、大部分の企業が外国競争法に関する担当者を決めていないと回答した。「②独占禁止法の専任者が兼ねている。」との回答は26.0%であり、「③外国競争法の専任者を置いている。」との回答は1.5%に過ぎなかった。

問20 法務・コンプライアンス担当部署等の設置状況

問2(独占禁止法編)で選択肢②から⑤(設置している場合に限ります。)までのいずれかを選択した方にお伺いします。 貴社では、法務・コンプライアンス担当部署において、外国競争法に関する担当者を決めていますか。一つだけお選びください。

- ① 決めていない。
- ② 独占禁止法の専任者が兼ねている。
- ③ 外国競争法の専任者を置いている。

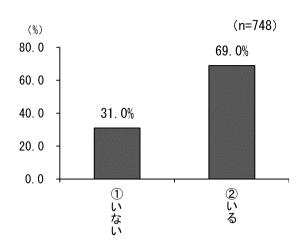


さらに、外国競争法に関する担当役員(内外他法令との兼任の場合も含む。)を置いているか尋ねたところ、「②いる。」との回答は69.0%であり、大部分の企業が外国競争法に関する担当役員を設置していると回答した。

問20-2

貴社には外国競争法に関する法務・コンプライアンスを担当する役員(内外他法令との兼任の場合も含みます。)はいますか。一つだけお選びください。

- ① いない。
- ② いる。



法務・コンプライアンスの担当部署・役員の設置、体制に関して、アンケート調査又はヒアリング調査においては、次のような例がみられた。

<担当者の指定による一貫性のあるコンプライアンスの推進>

- 競争法の担当者が国内・国外の社内基準の設定・導入から教育,監査までを主担当として実施するため、体系的に一定の水準で効率よく実施することができている。また、情報の収集と発信についても同担当者が第一次的な責任を負うため、常に最新の情報が収集され、効率的に発信、教育がなされる体制になっている。
- 競争法の専任者を置き日本の法務部に情報が集中する体制を構築したことにより、競争法上問題となるおそれのある行為について事前の相談が増加し、違反行為の未然防止に寄与している。

<担当役員の指名・事業部門内での担当部署の指定>

● 法務担当役員を設置するとともに、本社、社内カンパニー、主要な国内外のグループ会社にそれぞれ法務部門を設置し、法務・コンプライアンス業務を推進している。このうち、本社には競争法の専任部署を設けることにより、専門性の高い取組が可能となっている。また、各社内カンパニーに法務部門を設置することにより、事業の実態に即した主体的・機動的な取組が可能となっている。社内カンパニーの法務部門は、本社の法務部門と連携しながら、研修、監査等を行っている。

<部門横断的な専任組織の設置>

● 社内横断的な組織としてコンプライアンス委員会を置いているが、特に 競争法に関しては「独占禁止法遵守委員会」を設置し、全事業部長を主要メ ンバーとして、競争法遵守のために必要と認める諸施策の審議・決定を行い、 事務局たる法務室が諸施策を遂行している。横断的な組織であるため、諸施 策に対するコンセンサスがあらかじめ形成されており、スムーズな遂行が 可能である。

くグループ全体の体制>

● アジア、欧州、北米の3極に設置されたコンプライアンス委員会が各々コンプライアンス・プログラムの企画・立案・実施・モニタリング等を行い、各委員会を統括するグローバル・コンプライアンスリーダー(担当執行役員)主導の下、グローバル・コンプライアンス会議にて方針策定を行っている。また、法務担当部門についても、上記と同様のグローバル法務管理体制を構築し、3極における競争法の教育状況等について報告を受け、地域間でシェアする仕組みとしている。

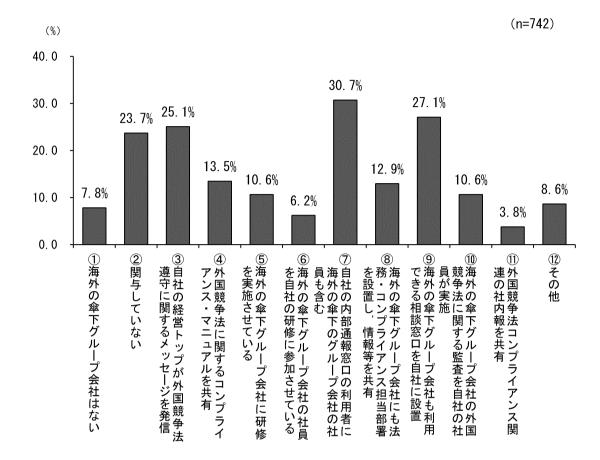
ウ 企業グループ全体での一体的取組

アンケート調査において、海外傘下グループ会社における外国競争法コンプライアンスの取組に対する親会社の関与について尋ねたところ、「⑦自社の内部通報窓口の利用者に、海外の傘下グループ会社の社員も含んでいる。」との回答が30.7%と最も多く、「⑨海外の傘下グループ会社の事業部門や法務・コンプライアンス担当部署も利用できる相談窓口を自社に設置している。」との回答が27.1%、「③自社の経営トップが海外の傘下グループ会社にも競争法コンプライアンスに関するメッセージを発信している。」との回答が25.1%、「②関与していない。」との回答が23.7%と続いた。

問21 企業グループ全体での一体的取組状況

貴社は、海外の傘下グループ会社における外国競争法に関するコンプライアンスに関与していますか。(複数選択可)

- ① 海外の傘下グループ会社はない。
- ② 関与していない。
- ③ 自社の経営トップが海外の傘下グループ会社にも外国競争法コンプライアンスに関するメッセージを発信している。
- ④ 自社と海外の傘下グループ会社とで外国競争法に関するコンプライアンス・マニュアルを共有している。
- ⑤ 海外の傘下グループ会社に外国競争法に関する研修を実施させている。
- ⑥ 海外の傘下グループ会社の社員を自社の外国競争法に関する研修に参加させている。
- ⑦ 自社の内部通報窓口の利用者に、海外の傘下グループ会社の社員も含んでいる。
- ⑧ 海外の傘下グループ会社にも法務・コンプライアンス担当部署を設置し、グループ内で外国競争 法に関する情報等を共有する取組をしている。
- ⑨ 海外の傘下グループ会社の事業部門や法務・コンプライアンス担当部署も利用できる相談窓口 (外国競争法上の疑義が生じたときに問題になるかなどを相談できる窓口)を自社に設置している。
- ⑩ 海外の傘下グループ会社の外国競争法に関する監査を自社の社員が実施している。
- ① 自社と海外の傘下グループ会社で外国競争法コンプライアンス関連の社内報を共有している(上記③又は®の場合を除く。)。
- ② その他(具体的に記入してください。)



外国競争法コンプライアンスの推進に当たり、海外傘下グループ会社を含めた企業グループ全体での一体的取組に関して、アンケート調査又はヒアリング調査においては、次のような例がみられた。

<グループ全体での一体的対応>

無外子会社を含めたグループ全体でコンプライアンス態勢を整備し、カルテル防止のためのグローバル・ルールを定めているところ、グループ全体で統一感ある取組と意識の高揚を図ることができるメリットがある。また、有事への対処方針を決めておくことで、万が一の際、各国競争当局へのリニエンシー申請等についてグループ全体として同時に検討でき、迅速に対応できるメリットがある。

_

¹ 独占禁止法の課徴金減免制度(事業者が、自ら行ったカルテルについて、その事実を公正取引委員会に自主的に報告した場合に、課徴金の額が減免される制度)及び外国競争法における同様の制度を総称したもの。

<親会社主導による各種取組の実施>

- 特に競争法の運用が盛んな米国,EUに所在する子会社に重点を置いて,社員全員を対象とした競争法(特にカルテル)の研修会を実施している。また,現地の競争法の運用が活発ではない国・地域に所在する子会社においても,米国等に輸出していることから,域外適用で念頭において研修会を実施している。当該研修において,日系企業が海外で課されている多額の罰金,制裁金等の情報に触れることで,その遵守の重要性について認識してもらうことができている。
- 東京本社を中心としてグローバルに競争法遵守プログラムを展開している。 東京本社が策定した「幹」に、各国現地法人にて、現地競争法や現地ビジネス モデルにカスタマイズした競争法マニュアル等を整備しており、現地事情を 踏まえつつグローバルに横断的な共通理解・対応ができるようにしている。ま た、プログラム中にある自己監査については、主要当局による法執行の動きに 合わせて東京本社を中心に監査項目の見直しを定期的に行う等している。プログラム導入により、グローバルな情報共有の促進・共通の対応指針が明確に なった等の効果がある。
- 全世界のグループ会社に配置したコンプライアンス責任者を通じ、外国競争法遵守の重要性を強調した各種施策(研修、自己点検活動、同業他社との接触ルール等)を展開している。また、国内外でコンプライアンス会議を開催し、コンプライアンス責任者との間でグループ方針や最新情報の共有、コンプライアンス活動に関する議論等を行っている。これらの取組により、法務部門に対する相談や研修実施の要請等において外国競争法に関する問い合わせが増えてきている。

エ 実情に応じた外国競争法コンプライアンス・プログラムの構築

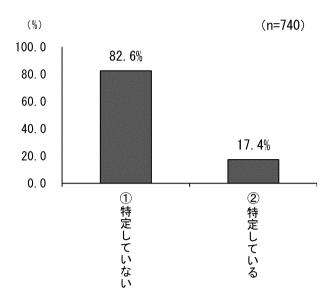
アンケート調査において、自社固有の外国競争法上のリスクを特定しているか尋ねたところ、「①特定していない。」との回答は82.6%であり、大部分の企業が自社固有の外国競争法上のリスクを特定していないと回答した。

問22 実情に応じた外国競争法コンプライアンス・プログラムの構築状況

貴社は、貴社固有の外国競争法上のリスク(例:商品又は役務の特性、組織風土等の内的要因や業界実態、市場情勢、関連法制度等)を特定していますか。一つだけお選びください。

- ① 特定していない。
- ② 特定している。

² 自国外で行われた行為に対して自国の法を適用すること。



他方で、自社固有の外国競争法上のリスクを特定していると回答した企業に対し、着目しているリスク及び当該リスクに応じた対応について尋ねたところ、次のような例がみられた。

<取扱商品の特性と競争法の適用範囲>

- 業界のグローバル化に伴い、複数の国や地域にまたがって活動する顧客に同じ製品を納入する場合があり、日本の独占禁止法だけではなく、併せて外国の競争法も遵守しなくてはならないことを認識しており、社内研修では競争法が各国・地域にあることや違反時のペナルティについて国・地域を比較して説明し、自身の業務と各国・地域の競争法との関連を意識付けるようにしている。
- 事業部門には同業他社との会合上のやり取りは全て議事録に残してもらっているところ、顧客メーカーの最終製品が全世界に出荷されることを踏まえると、当該議事録を法務部が確認する際には、日本の独占禁止法だけではなく、同業他社との接触自体が違法と判断され得る外国の競争法の観点からもリスク判断するようにしている。

<同業他社との接触が起こりやすい環境>

○ 同業他社が、サプライヤーや顧客の立場になることがあり、そのような事業者との接触からカルテルを疑われることを避けるために、会合等には営業職は出席させないようにしている。営業職が出席せざるを得ないときは弁護士が同席するなどして、できる限り疑念をもたれるリスクを軽減するように対応している。

■ 顧客の主催する会合や業界団体など、同業他社との接触が避けられない場合がある。そのため、カルテル防止に関する社内規程を設けるとともに、販売に関わる部門については個別にガイドラインを設け、同業他社が出席する可能性のある会合に出席する場合は事前の承認手続を行い、また事後の報告を行うこととしている。

<寡占市場>

- 主要な営業品目が世界的に当社ほか数社に寡占された業界なので、同業 他社とは原則として接触禁止という方針をグローバル統一ルールとして定 めている。
- 関連業界は寡占市場が多く、かつ同業他社が日系企業に加え、コンプライアンスの意識があまり高くないと思われる国・地域の企業となるため、カルテルの防止を最優先課題とし、同業他社との接触に関するルールを策定している。

<カルテル以外の行為の惹起可能性>

- セミナーにおいて、当該事業がどこの国と、どういった取引が多いかを事前に把握し、カルテルのほか、問題となり得る地域と取引に即した教育を行っている。たとえば、EUで主に代理店を使って販売を行う事業部のセミナーであれば、テリトリー制限といった事項を中心に教育を行う。
- 補給部品の販売制限が垂直的制限として規制対象となる可能性がある旨 認識している。特に欧州における規制が厳格であるため、代理店契約の改定 等の対策を採っている。
- 欧州市場においては拡販のために代理店の活用が不可欠であるところ, 無知により再販売価格維持行為などの違法な垂直的制限行為を働きかねないおそれがある。このため欧州現地法人に競争法専門の弁護士を紹介し, 間を感じたら連絡を取るように指導している。
- ブランド内競争の激しい商品が一部あるため、再販価格を維持するよう な不公正な取引を行わないよう営業部門に教育指導している。
- 過去に外国の競争当局から措置を受けたこともあり、国や地域に限定せず、私的独占・不公正な取引方法に注目し、各国・地域で慎重な対応をしている。

(3) 研修等による未然防止のための方策

ア 外国競争法コンプライアンス・マニュアルの策定

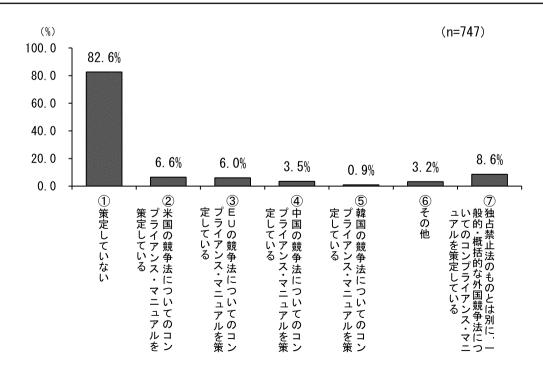
(7) マニュアルの有無

アンケート調査において、外国競争法コンプライアンス・マニュアルの策定 状況について尋ねたところ、「①策定していない。」との回答は82.6%であ り、大部分の企業が外国競争法コンプライアンス・マニュアルを策定していな いと回答した。「②米国の競争法についてのコンプライアンス・マニュアルを 策定している。」との回答は6.6%、「③EUの競争法についてのコンプライ アンス・マニュアルを策定している。」との回答は6.0%、「④中国の競争法 についてのコンプライアンス・マニュアルを策定している。」との回答は3. 5%、「⑤韓国の競争法についてのコンプライアンス・マニュアルを策定して いる。」との回答は0.9%、「⑦特にどの国又は地域向けというわけではない が、独占禁止法のものとは別に、一般的・概括的な外国競争法についてのコン プライアンス・マニュアルを策定している。」との回答は8.6%であった。

問23 外国競争法コンプライアンス・マニュアルの策定状況

貴社は、外国競争法についてのコンプライアンス・マニュアル(名称は問いません。)を策定していますか。また、策定している場合、どの国又は地域を対象としていますか。(複数選択可)

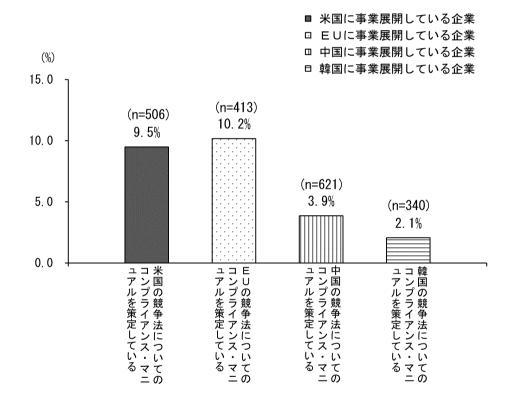
- ① 策定していない。
- ② 米国の競争法についてのコンプライアンス・マニュアルを策定している。
- ③ EUの競争法についてのコンプライアンス・マニュアルを策定している。
- ④ 中国の競争法についてのコンプライアンス・マニュアルを策定している。
- ⑤ 韓国の競争法についてのコンプライアンス・マニュアルを策定している。
- ⑥ その他(具体的に国名又は地域名を記入してください。)
- ⑦ 特にどの国又は地域向けというわけではないが、独占禁止法のものとは別に、一般的・概括的な 外国競争法についてのコンプライアンス・マニュアルを策定している。



(イ) 事業展開先別の比較

アンケート調査において、米国、EU、中国及び韓国に事業展開していると回答した企業におけるそれぞれの国・地域の競争法に関するコンプライアンス・マニュアルの策定状況については、次のとおりであった。

米国に事業展開している企業の9.5%が米国の競争法についてのコンプライアンス・マニュアルを策定しており、EUに事業展開している企業の10.2%がEUの競争法についてのコンプライアンス・マニュアルを策定していた。他方、中国に事業展開している企業の3.9%が中国の競争法についてのコンプライアンス・マニュアルを策定しており、韓国に事業展開している企業の2.1%が韓国の競争法についてのコンプライアンス・マニュアルを策定していた。



米国及びEUに事業展開している企業における当該国・地域の競争法に関する取組の方が、中国及び韓国に事業展開している企業の当該国の競争法に関する取組よりは進んでいる状況が見受けられたものの、総じてみると、いずれの取組も整備が進んでいるとはいえなかった。

外国競争法コンプライアンス・マニュアルの策定に関して,アンケート調査又はヒアリング調査においては、次のような例がみられた。

<簡明さを重視した世界共通マニュアルの作成>

- 世界各国の競争法に対応できるように、世界で最も厳しいところに合 わせて行動基準を作成している。
- 当社は輸出比率,海外営業の比率が高いため,各国の競争法を意識して,同業他社と接触する場合の注意事項や文書を作成する場合のルールなどをマニュアルとして定めている。内容としては,各国の競争法の差異を問わないものとしているため,遵守事項として分かりやすいものとなっている。
- 事業がグローバル化しており、所在国の競争法だけでなく、各国の競争 法の理解・遵守が必要になる。各国の競争法に対応した共通のマニュア ル・教育資料を作成し、グループの全従業員に展開している。

<各国別マニュアルの策定>

○ 日本企業による自動車部品カルテル事件を受け、競争法に対するより 厳しいコンプライアンスが求められることを周知徹底し、欧米に関して は既存のコンプライアンス・マニュアルをより強化し、コンプライアン ス・マニュアルがなかった中国等に関してはこれを導入した。

<マニュアル策定の効果等>

- 販社が海外に多いことから国際カルテルが一番懸念されるところ、マニュアルを策定することで、カルテルに巻き込まれないためにはどのように行動すればよいかを、社員に理解してもらえている。
- グループ会社共通の考え方に基づき,競争法コンプライアンス・マニュ アルを導入したことにより,各国法務担当者,各国事業担当者間の意識も 共通化され,競争法コンプライアンスについての議論や情報共有がしや すくなった。
- 主要国ごとに策定した外国競争法コンプライアンス・マニュアルを当該国の研修や自己点検活動等の資料で適宜引用している。これにより、研修や自己点検活動等を効率的に進められ、してはいけない行為、リスクの大きさ等を法令に基づき具体的に示すことができており、社員の意識向上に役立っている。

イ 外国競争法研修の実施

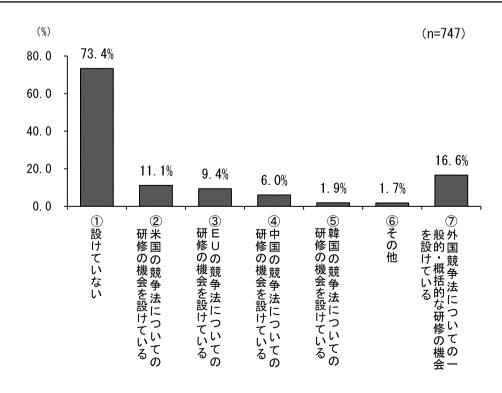
(7) 研修の有無

アンケート調査において、外国競争法に関する研修の機会を設けているか尋ねたところ、「①設けていない。」との回答は73.4%であり、大部分の企業が外国競争法に関する研修の機会を設けていないと回答した。「②米国の競争法についての研修の機会を設けている。」との回答は11.1%、「③EUの競争法についての研修の機会を設けている。」との回答は9.4%、「④中国の競争法についての研修の機会を設けている。」との回答は6.0%、「⑤韓国の競争法についての研修の機会を設けている。」との回答は1.9%、「⑦特にどの国又は地域向けというわけではないが、外国競争法についての一般的・概括的な研修の機会を設けている。」との回答は16.6%であった。

問24 外国競争法研修の実施状況

貴社は、社員に対して、外国競争法に関する研修の機会(独占禁止法の研修の一部として実施する場合を含みます。また、時間の長短を問いませんが、単に外国競争法の名称だけを教示するにとどまるなど簡単な内容のものは除きます。)を設けていますか。また、設けている場合、どの国又は地域を対象としていますか。(複数選択可)

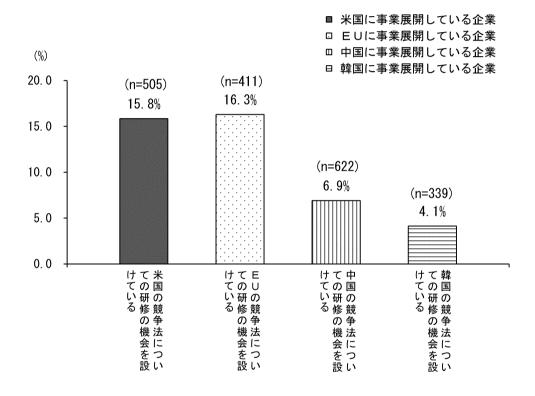
- ① 設けていない。
- ② 米国の競争法についての研修の機会を設けている。
- ③ EUの競争法についての研修の機会を設けている。
- ④ 中国の競争法についての研修の機会を設けている。
- ⑤ 韓国の競争法についての研修の機会を設けている。
- ⑥ その他(具体的に国名又は地域名を記入してください。)
- ⑦ 特にどの国又は地域向けというわけではないが、外国競争法についての一般的・概括的な研修の 機会を設けている。



(イ) 事業展開先別の比較

アンケート調査において、米国、EU、中国及び韓国に事業展開していると回答した企業におけるそれぞれの国・地域の競争法に関する社内研修の実施状況については次のとおりであった。

米国に事業展開している企業の15.8%が米国の競争法についての研修を 実施しており、EUに事業展開している企業の16.3%がEUの競争法につい ての研修を実施していた。他方、中国に事業展開している企業の6.9%が中国 の競争法についての研修を実施しており、韓国に事業展開している企業の4. 1%が韓国の競争法についての研修を実施していた。



米国及びEUに事業展開している企業における当該国・地域の競争法に関する取組の方が、中国及び韓国に事業展開している企業の当該国の競争法に関する取組よりは進んでいる状況が見受けられたものの、総じてみると、いずれの取組も整備が進んでいるとはいえなかった。米国及びEUに事業展開している企業の当該国・地域の競争法に関する取組の方が整備が進んでいる理由として、ヒアリング調査においては、米国及びEUの競争法については、高額な制裁金や個人が禁錮刑に科されるなど特に厳しい競争法であると理解しており、それに合わせて教育する必要があるためとの回答がみられた。

外国競争法研修の実施に関して,アンケート調査又はヒアリング調査においては,次のような例がみられた。

く研修方法>

- 海外の販売拠点の営業担当者を中心に、現地に赴いて、現状ヒアリング・教育を実施した。それにより、どの事業分野にカルテル等の潜在リスクがあるのかが理解でき、その分野を担当している営業担当者に、重点的に教育を実施することができた。
- 海外傘下グループ会社に対して、本社の法務担当を講師として現地に派遣した対面講習会、あるいはテレビ会議方式を活用した講習会を実施するほか、定期的なe-ラーニングを実施する等により、外国競争法に関する研修を行っている。
- 世界 5 拠点の法務・コンプライアンス担当者が、それぞれ責任を持って、拠点内のグループ会社を訪問し、競争法コンプライアンス研修を実施している。グループとして、同業他社との接触に関して力点を置いて研修するなどといった大きな考え方は共有している。
- 海外拠点及び海外のグループ会社に対して、当社のコンプライアンス 担当者が出張し、外国競争法に関する研修を行っている。また、研修実施 後、研修の内容を理解し、カルテル行為を行わない旨の誓約書を参加者か ら取り付けている。

<研修内容>

- 研修の内容についてはおおよそ同一のものが多いが、出張先の拠点で 取り扱っている製品やビジネスモデル、その国の法律に合わせて一部内 容を変更している。
- 研修資料は、国際カルテルを中心とした内容とし、各国法令も意識した 内容とした。しかし、法律論を深堀りするのではなく、「何をすると違反 になるのか?」が法律に詳しくない社員でも理解できる内容になるよう、 注意して作成した。
- 日本での競争法コンプライアンス研修資料を英訳して、世界 5 拠点の 法務・コンプライアンス担当者に配布し、その内容を基に所在国の競争法 についての説明を加えるなど各国の実情に合わせてアレンジしてもらっ ている。

- 米国・欧州等の外国法競争違反で罰金等の対象となった主要自動車部 品メーカーの実名・対象品目を列挙して説明し、他人事ではないことを強 調している。また、ホワイトカラー犯罪に対しても情け容赦なく処断され ることを説明している。
- 海外子会社の事業部門のマネジメント層が定期的に本社に集まる機会を利用し、競争法に関する研修を実施している。実施に当たっては、チームに分かれたディスカッション方式を採用したり、公表されている米国のおとり捜査時のビデオを放映したりするなど、自身の業務と競争法との関連を強く意識付けるようにしている。
- 研修資料に研修対象事業部における競争法上のリスクを明記するようにしている。事業部ごとの競争法上のリスクの特定については、ビジネスプロセスに関して事業部からしっかりとヒアリング等を行い、リスクの洗い出しをすることが重要である。
- リスク場面となるような「同業他社との接触場面」の様子を、同業他社 の実名を含めてリアルに再現したアニメーションを作成し、アニメを見 ながらリスクの考え方について講師と受講者の間で双方向のディスカッ ションを行ったところ、「競争法の一般論に終始した一方通行の講義より も分かりやすい。」という反応を得ることができた。

<研修の効果等>

- 現場(事業部門,国内外の子会社の事業部門)に出張し,できる限り対面での教育を行うことで,「競争法関係の相談を気軽に相談できる窓口役」として,講師役の法務担当者が認知されるようになった。その結果,従来持ち込まれることがなかったような相談(同業他社との共同研究開発等)が持ち込まれるようになり,早期でのリスク把握と対応につながっている。
- アジア地域の傘下グループ会社に日本から法務担当者を派遣し、競争 法に関する研修を行っている。その際、現地の競争法のほか、欧米の運用 及び罰則は非常に厳しいことや域外適用があり得ることを事例を交えて 説明している。国によっては現地の競争法の運用自体は活発ではないが、 研修により違反のリスクが理解され、コンプライアンス意識が高まった。

ウ 社内法務相談体制の整備

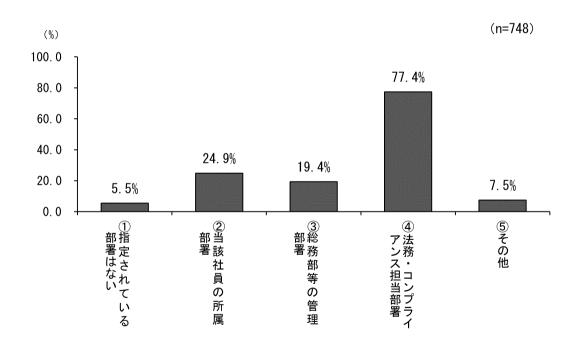
(7) 今後行おうとする業務についての事前相談の指定部署

アンケート調査において、社員が今後行おうとする業務について外国競争法に抵触するかどうか疑問や不安を感じた場合、事前相談を行う先として指定されている部署について尋ねたところ、「①事前相談を行う先として指定されている部署はない。」との回答は5.5%に過ぎず、大部分の企業が何らかの形で事前相談を行う先を指定していると回答した。事前相談を行う先として指定されている部署としては、「④法務・コンプライアンス担当部署」との回答が77.4%で最も多く、「②当該社員の所属部署」との回答が24.9%と続いた。

問25 社内法務相談体制の整備状況

貴社において、社員が<u>今後行おうとする業務について</u>外国競争法に抵触するかどうか疑問や不安を 感じた場合、事前相談を行う先として指定されている部署はどこですか。(複数選択可)

- ① 事前相談を行う先として指定されている部署はない。
- ② 当該社員の所属部署
- ③ 総務部等の管理部署
- 4 法務・コンプライアンス担当部署(③の場合を除く。)
- ⑤ その他(具体的に記入してください。)



(イ) 現在行っている業務についての相談の指定部署

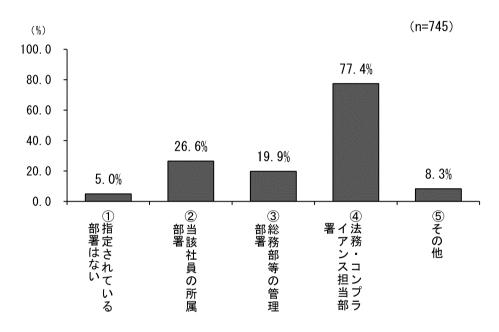
アンケート調査において、社員が現在行っている業務について外国競争法に抵触するかどうか疑問や不安を感じた場合、相談を行う先として指定されている部署について尋ねたところ、「①相談を行う先として指定されている部署はない。」との回答は5.0%に過ぎず、ほとんど全ての企業が何らかの形で相談を行う先を指定していると回答した。相談を行う先として指定されている部署と

しては、「④法務・コンプライアンス担当部署」との回答が77.4%で最も多く、「②当該社員の所属部署」との回答が26.6%と続いた。

問25-2

貴社において、社員が<u>現在行っている業務内容について</u>外国競争法に抵触するかもしれないと疑問 や不安を感じた場合、相談を行う先として指定されている部署はどこですか。(複数選択可)

- ① 相談を行う先として指定されている部署はない。
- ② 当該社員の所属部署
- ③ 総務部等の管理部署
- ④ 法務・コンプライアンス担当部署(③の場合を除く。)
- ⑤ その他(具体的に記入してください。)



外国競争法コンプライアンスに関する社内法務相談体制に関して,アンケート調査又はヒアリング調査においては、次のような例がみられた。

<法務相談体制>

- 日常業務は各現地法人が対応しているが、明確なルール付けがなかった ため、海外現地法人が訴訟・紛争等に巻き込まれた場合であっても、事業部 門内のみで処理され報告が後手に回ることがあった。これを踏まえて、競争 法違反や集団訴訟といった重大案件が発生した場合には、本社法務部門に 直ちに情報共有される体制を構築中である。
- 本社法務部内に各事業領域別のチームを設置し、法務相談を受け付ける 体制となっている。また、各事業領域別チームのうち1名は、法務部内に別 途設置している競争法チームを兼任している。競争法チームは日米欧の競

争法関連の最新情報を収集しており、適宜法務部内で情報共有するととも に、社内セミナー等を通じて全社にも周知している。

○ 研修やそれ以外でも、直接対面してコミュニケーションをとることにより、グループ会社に対しても、「何かあれば法務部門に相談してほしい」と呼び掛けており、相談の敷居を低くするようにしている。

<法務相談体制整備の効果>

- 欧州市場における取引に関し、営業部門から法務部門に事前相談が寄せられ、法務部門では再販売価格維持行為や拘束条件付取引に該当するおそれもあると判断し、これをストップさせたことがある。
- 本社法務部内に競争法に関する専門チームを設置することで、情報共有・ 知識の蓄積が可能となり、効果的な社内研修を実施することができている。

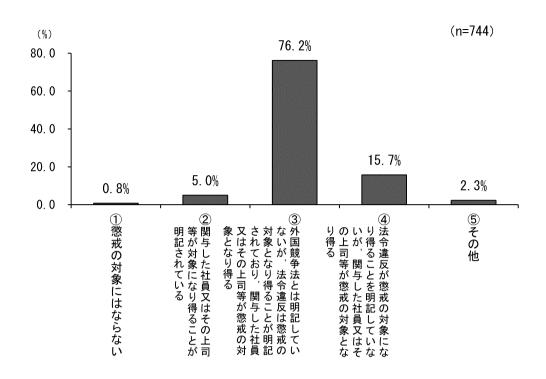
エ 社内懲戒ルールの整備

アンケート調査において、社員が外国競争法違反行為に関与した場合、当該社員及び当該社員の業務に管理監督責任を有する者は懲戒の対象となるか尋ねたところ、「①懲戒の対象にはならない。」との回答は 0.8%に過ぎず、ほとんど全ての企業が何らかの形で懲戒処分の対象になると回答した。「③外国競争法とは明記していないが、法令違反は懲戒の対象となり得ることが明記されており、外国競争法違反行為に関与した社員又はその社員の業務に管理監督責任を有する者が懲戒の対象となり得る。」との回答が 7 6.2%で最も多く、「④法令違反が懲戒の対象になり得ることを明記していないが、外国競争法違反行為に関与した社員又はその社員の業務に管理監督責任を有する者が懲戒の対象となり得る。」との回答が 1 5.7%と続いた。「②外国競争法違反行為に関与した社員又はその社員の業務に管理監督責任を有する者が懲戒の対象になり得ることが明記されている。」との回答は 5.0%に過ぎなかった。

問26 社内懲戒ルールの整備状況

貴社の社員が外国競争法違反行為に関与した場合、貴社の規定上、当該社員及び当該社員の業務に 管理監督責任を有する者(直属の上司等)は懲戒の対象になり得ますか。一つだけお選びください。

- ① 懲戒の対象にはならない。
- ② 外国競争法違反行為に関与した社員又はその社員の業務に管理監督責任を有する者が懲戒の対象になり得ることが明記されている。
- ③ 外国競争法とは明記していないが、法令違反は懲戒の対象となり得ることが明記されており、外国競争法違反行為に関与した社員又はその社員の業務に管理監督責任を有する者が懲戒の対象となり得る。
- ④ 法令違反が懲戒の対象になり得ることを明記していないが、外国競争法違反行為に関与した社員 又はその社員の業務に管理監督責任を有する者が懲戒の対象となり得る。
- ⑤ その他(具体的に記入してください。)



外国競争法コンプライアンスに係る社内懲戒ルールの整備に関して,アンケート調査又はヒアリング調査においては,次のような例がみられた。

<懲戒ルールの明記・周知>

- 日本の独占禁止法だけでなく、外国の競争法に違反した場合には懲戒処分のあることを就業規則に明記するとともに、日本国内で業務を行っていても、外国の競争法に違反することがあることを従業員に周知している。
- 企業行動指針には、競争法に反する行為を行ってはならない旨及び当該 企業行動指針の違反は懲戒処分の対象になり得る旨が明記されている。社 内において当該企業行動指針の周知徹底を行うことで、従業員のコンプラ イアンス意識が向上した。
- 研修や全社員が集まる場で、「会社のために行ったことでも会社は守ってくれない。それどころか懲戒処分の対象となる。」ということを明確に伝え、 社員への周知を図った。

<処分内容の公表>

● 社内懲戒規定においてカルテルが懲戒の対象になることを明確にするとともに、処分内容を社内公表することで、会社のカルテル防止の取組姿勢を明確に伝え、たとえ会社のためであっても当該行為を行えば会社は処分するということが社員に周知された。

● 外国競争法違反行為を行った社員のみならず、その上司も処分を受けていることが分かるよう、処分内容を公表することで、当該行為を行えば会社は処分するということが社員に周知された。

オ 同業他社との接触ルールの策定

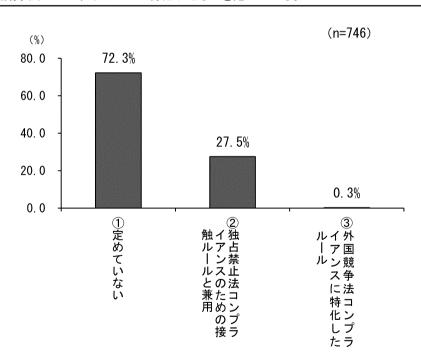
(7) 同業他社との会合に関する接触ルールの策定

アンケート調査において、同業他社との会合に関する外国競争法を意識した接触ルールを定めているか尋ねたところ、「①定めていない。」との回答は72.3%であり、大部分の企業が同業他社との会合に関する外国競争法を意識した接触ルールを定めていないと回答した。「②独占禁止法コンプライアンスのための接触ルールと兼用したものを定めている。」との回答は27.5%であり、「③外国競争法コンプライアンスに特化したものを定めている。」との回答は0.3%に過ぎなかった。

問27 同業他社との接触ルールの策定状況

貴社は、同業他社との会合に関して、外国競争法コンプライアンスを意識した接触ルールを定めていますか。一つだけお選びください。

- ① 定めていない。
- ② 独占禁止法コンプライアンスのための接触ルールと兼用したものを定めている。
- ③ 外国競争法コンプライアンスに特化したものを定めている。



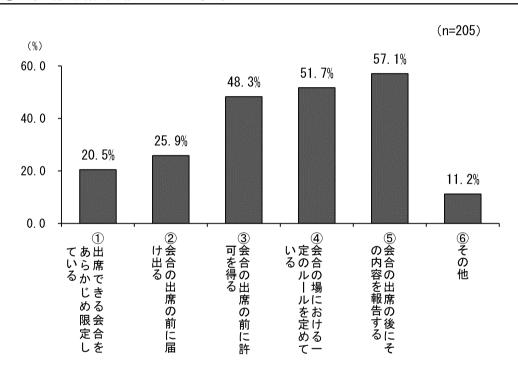
また、同業他社との会合に関する外国競争法コンプライアンスを意識した接触ルールを定めていると回答した企業に対し、接触ルールの内容について尋ねたところ、「⑤会合の出席の後にその内容を報告する。」との回答が57.1%と最も多く、「④会合の場における一定のルールを定めている。」との回答が51.

7%,「③会合の出席の前に許可を得る。」との回答が48.3%と続いた。「⑥ その他」としては,「合理的必要性がある場合を除き,同業他社と接触してはならない。同業他社との懇親会等は原則禁止である。」,「同業他社との接触,名刺交換は禁止している。」などといった回答がみられた。

問27-2

<u>問27で選択肢②又は③を選択した方にお伺いします。</u>どのような接触ルールを定めていますか。 (複数選択可)

- ① 出席できる会合をあらかじめ限定している。
- ② 会合の出席の前に届け出る。
- ③ 会合の出席の前に許可を得る。
- ④ 会合の場における一定のルールを定めている(定めているルールの内容を具体的に記入してください。)。
- ⑤ 会合の出席の後にその内容を報告する。
- ⑥ その他(具体的に記入してください。)



「④会合の場における一定のルールを定めている。」と回答した企業における 具体的なルールの内容としては、次のようなものがみられた。

● 承認を得た接触目的の範囲内でのみ接触し当該目的を逸脱しない。話題 が競争上機微な情報に及んだ場合は議論を続けることを拒否し、それでも 議論が続く場合は離席する。接触者はその内容を推進責任者に報告すると ともに、会合の主催者に、離席の事実を記録にとどめることを要求する。

- 事前に議題を確定し、会合では、議題にない事項を話題にしない。事後に会合の内容について正確に議事録を作成し参加者と共有し、上司に報告する。競争法上問題となり得る話題が持ち出された場合、これを話題としないことを要求し、要求が受け入れられないときは、抗議して退席する。退席した際は、退席した事実を議事録に記載することを求める。不適切な議論への勧誘を受けた場合には、直ちに法務部に報告する。
- 原則として管理職以上が出席する。会合の席次等で同業他社と同じ組にならないよう、事前に主催者に申し入れを行う。カルテルを疑われる可能性のある話題になった場合には、直ちに会話を中止し、退席の趣旨を宣言して退席した上で、これを報告する。

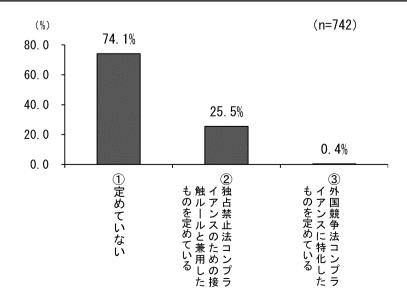
(イ) 業界団体の会合に関する接触ルールの策定

アンケート調査において、業界団体の会合に関する外国競争法を意識した接触ルールを定めているか尋ねたところ、「①定めていない。」との回答は74. 1%であり、大部分の企業が業界団体の会合に関する外国競争法を意識した接触ルールを定めていないと回答した。「②独占禁止法コンプライアンスのための接触ルールと兼用したものを定めている。」との回答は25. 5%であり、「③外国競争法コンプライアンスに特化したものを定めている。」との回答は0. 4%に過ぎなかった。

問27-3

貴社は、業界団体の会合に関して、外国競争法コンプライアンスを意識した接触ルールを定めていますか。一つだけお選びください。

- ① 定めていない。
- ② 独占禁止法コンプライアンスのための接触ルールと兼用したものを定めている。
- ③ 外国競争法コンプライアンスに特化したものを定めている。

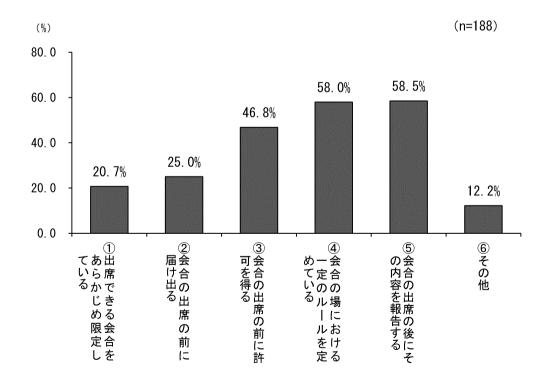


また、業界団体の会合に関する外国競争法コンプライアンスを意識した接触ルールを定めていると回答した企業に対し、接触ルールの内容について尋ねたところ、「⑤会合の出席の後にその内容を報告する。」との回答が58.5%と最も多く、「④会合の場における一定のルールを定めている。」との回答が58.0%、「③会合の出席の前に許可を得る。」との回答が46.8%と続いた。「⑥その他」としては、「基本的には合理的理由がない限り禁止している。」、「同業者も参加する業界会合を整理し、不要と判断した一部の会合から脱退した。」などといった回答がみられた。

問27-4

<u>問27-3で選択肢②又は③を選択した方にお伺いします。</u>どのような接触ルールを定めていますか。(複数選択可)

- ① 出席できる会合をあらかじめ限定している。
- ② 会合の出席の前に届け出る。
- ③ 会合の出席の前に許可を得る。
- ④ 会合の場における一定のルールを定めている(定めているルールの内容を具体的に記入してください。)。
- ⑤ 会合の出席の後にその内容を報告する。
- ⑥ その他(具体的に記入してください。)



「④会合の場における一定のルールを定めている。」と回答した企業における 具体的なルールの内容としては、次のようなものがみられた。

- 業務上合理的な理由がない会合等は参加が一切禁止される。合理的な理由がある場合であっても、事前承認・接触の記録の作成・保管、第三者の立会いなどは、接触する場合のルールに従い対応している。万が一会合等において競争法上の問題となる話題が出た場合には、直ちに退席し、そのことを会社に報告し、書面に記録しなければならない。退席に当たっては、会合等の主催者に対し、当社が当該話題に異議を唱え退席した旨を記録するよう申し出る。また、懇親会、ゴルフコンペへの参加は原則禁止としている。
- 議論が所定の議題の範囲を逸脱していないか注意を払う。競争法違反を 行っていると疑われるおそれのある話題が出たときは明確に拒絶し退席す る。会合出席後に接触の記録を書面で残す。営業関係者が会合に出席するこ とは可能な限り控える。
- 営業部門などが業界団体の会合を通じて同業他社と接触する場合は、法務部が事前に承認した範囲内でのみ接触するものとし、当該範囲を超えて競争に影響を与える情報が話題に上がったときは直ちに会議の目的から外れていることを相手方に指摘する又は議事録記載を要求し速やかに退場する等の対応を取るようルール化している。

外国競争法コンプライアンスを意識した同業他社との会合又は業界団体の会合 に係る接触ルールの策定に関して、アンケート調査又はヒアリング調査において は、次のような例がみられた。

<接触ルールの運用>

- 制裁が厳しく、同業他社との情報交換自体が違法と判断され得るEUの 競争法を意識した同業他社との接触に関するグローバル・ルールを定めて いる。考え方としては、「カルテルをしてはいけません。」だけではなく、「カ ルテルを疑われる行為はやめましょう。」としている。
- 「届出システム (データベース)」を整備しており、同業他社と会うときは、当該社員に対して届出システムを使って事前申請・事後報告をセットで行わせ、法務部がチェックしている。海外傘下グループ会社に対しても届出を義務付けており、本社法務部で一括管理している。

- 海外を含めた同業他社との接触のモニタリングを補完するため、交際費・ 会議費支出記録を一定の様式を定めた上で作成を義務付けている。
- コンプライアンス・マニュアルに加え、同業他社との接触や業界団体での 会合における注意事項をまとめた心得を作成し、機会を捉えて教育・啓蒙活 動を行い、イントラネット上に掲載し注意を促す等の取組を行っている。
- 従業員が同業他社と接触することを禁止する社内規則の中で、従業員の 遵守すべき事項や実施してはいけない事項を、項目・場面を分けて具体的に 示している。
- 競合会社と接触する場合の留意点及び競争法違反につながりかねないような言動があった場合の対処法を具体的に織り込むなど,使う側の立場を意識してマニュアルを策定した。また,使う側が理解しやすいよう漫画を取り入れるなど工夫を施している。説明会を定期的に開催したり,e-ラーニングを実施したりするなどして,新入社員や中途入社者をはじめマニュアルを知らない者がいないように努めている。
- 外国での同業他社接触ルールの運用状況について、本社では把握していない。海外傘下グループ会社のコンプライアンス管理体制は必ずしも万全とは言い難いことから、課題と認識している。特にEUでは企業グループに対して制裁金が課され得ることから、本社・欧州法人を一体としてコンプライアンス管理に当たるべきではないかと考え、対応模索中である。

<接触ルール策定の効果>

- 同業他社との接触の前に許可を得るルールとしているところ、接触の目的や内容に即した具体的な注意点を法務から当該社員に直接伝えることが可能となった。同業他社との接触や業界団体での会合における注意を要する言動・場面やその際の対処方法等の留意事項をマニュアル・規程等に具体的に示していたところ、具体的な注意点に対する社員の意識が高まった。
- 同業他社との接触に関するデータベースを構築し、接触の際には事前の 届出又は許可を得ることを義務付けている。また、競争法上問題のある言動 がなされた場合には、明確に拒絶し退席するといった対応をするよう指導し ている。その結果、同業他社との接触に関し、疑問がある場合には都度相談 があがるようになっている。

- 海外傘下グループ会社においても競争法チェックリストを導入しているが、これにより、同業他社との接触に関する競争法上の問題についての従業員の意識が高まり、また、会合出席前に競争法チェックリストを確認させることで効果的に注意喚起ができている。
- 同業他社との接触や業界団体での会合における注意を要する言動・場面 やその際の対処方法等の留意事項をコンプライアンス・マニュアルに具体 的に示したところ,具体的な注意点に対する社員の意識が高まった。グロー バルな方針として,同業者会合の目的について徹底的に適法性を確認し,不 要な会合からは脱会することにしている。

(4) 監査等による確認と早期発見のための方策

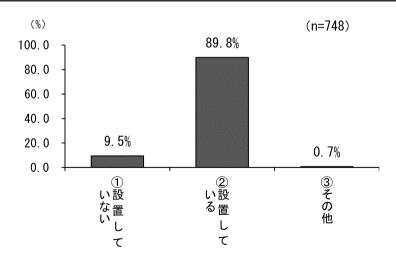
ア 内部通報制度の整備

アンケート調査において、外国競争法違反行為に関する内部通報窓口の整備について尋ねたところ、「①設置していない。」との回答は9.5%に過ぎず、大部分の企業が何らかの形で外国競争法違反行為に関する内部通報窓口を設置していると回答した。

問28 内部通報制度の整備状況

貴社は、外国競争法違反行為に関する内部通報窓口を設置していますか。一つだけお選びください。

- ① 設置していない。
- ② (外国競争法に特化したものではないが)設置している。
- ③ その他(具体的に記入してください。)

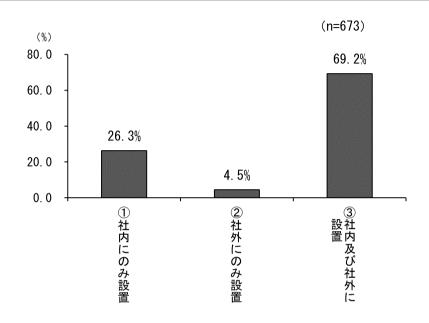


また、内部通報窓口を設置していると回答した企業に対し、内部通報窓口をどこに設置しているか尋ねたところ、「③社内及び社外に内部通報窓口を設置している。」との回答が69.2%と最も多く、「①社内にのみ内部通報窓口を設置している。」との回答が26.3%と続いた。

問28-2

問28で選択肢②又は③(設置している場合に限ります。)を選択した方にお伺いします。内部通報窓口はどこに設置していますか。一つだけお選びください。

- ①社内にのみ内部通報窓口を設置している。
- ② 社外(法律事務所等)にのみ内部通報窓口を設置している。
- ③ 社内及び社外に内部通報窓口を設置している。



外国競争法コンプライアンスに係る内部通報制度の整備に関して,アンケート 調査又はヒアリング調査においては,次のような例がみられた。

<多言語・24時間対応>

○ グループ全体の役員・従業員を対象とした内部通報制度を設け、多言語対応と24時間対応を実現したことにより、外国競争法を含めた内部通報がグループ全体において可能となった。このため、コンプライアンス問題の早期発見・早期対応の方法が増えた。

<外部業者の活用等>

- 海外の子会社の従業員等が利用する全言語に対応可能なグループ共通の 内部通報窓口を専門業者や法律事務所に委託している。
- 内部通報窓口を社内及び外部に設置している。通報者の希望により匿名性を保証して、相談しやすい仕組みを構築している。また、通報者に対する不利益処分の禁止などについて規則に定め、社内向け及び社外向けウェブサイトに掲載し、安心して相談・通報できるよう配慮している。さらに、外部に設置している窓口については、取引先及び販売店の従業員・派遣社員からの相談・通報も受け付けることとしている。

<内部通報制度の効果>

● 原則として会社ごとにヘルプラインを設けているほか、日本・欧州・北米・中国・韓国では、各国・地域内共通ヘルプラインも設置している。その結果、海外傘下グループ会社にて、同業他社からコンタクトがあった旨の通報があったのに対し、適切な処理を指示し、競争法違反行為に巻き込まれることを防止することができた。

イ 社内リニエンシーの整備等

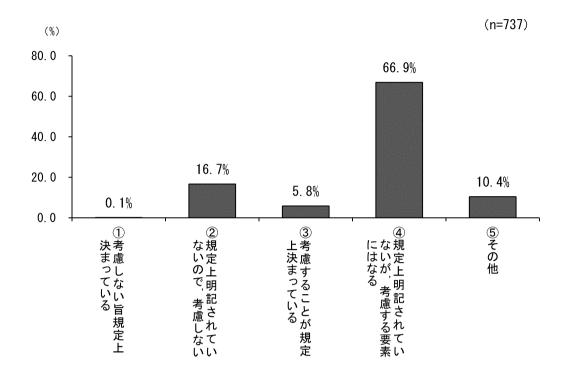
(ア) 社内リニエンシーの整備

アンケート調査において、社員が外国競争法違反行為に関与した場合において、当該社員が自主的に当該事実について所要の報告等を行った場合、最終的な懲戒内容の軽減について考慮すること(以下「外国競争法社内リニエンシー」という。)としているか尋ねたところ、「④考慮することが社内規定で明記されていないが、考慮する要素にはなる。」との回答が66.9%と最も多く、「③外国競争法違反行為に関与した社員が自主的に当該事実について所要の報告等を行った場合、懲戒内容の減免について考慮することが社内規定で明記されている。」との回答(5.8%)を合わせると72.7%となり、大部分の企業が自主申告した社員に対する懲戒内容の軽減について考慮し得ると回答した。「⑤その他」としては、「具体的事例に応じて判断される。」、「社内リニエンシーの導入の可否について検討中」などといった回答がみられた。

問29 社内リニエンシーの整備状況

貴社は、社員が外国競争法違反行為に関与した場合において、当該社員が自主的に当該事実について所要の報告等を行った場合、最終的な懲戒内容の軽減について考慮すること(以下「外国競争法社内リニエンシー」といいます。)としていますか。一つだけお選びください。

- 1) 考慮しないということが社内規定で明記されている。
- ② 考慮することが社内規定で明記されていないので、考慮しない。
- ③ 外国競争法違反行為に関与した社員が自主的に当該事実について所要の報告等を行った場合, 懲戒 内容の減免について考慮することが社内規定で明記されている。
- ④ 考慮することが社内規定で明記されていないが、考慮する要素にはなる。
- ⑤ その他(具体的に記入してください。)



また,自主申告した社員に対する懲戒内容の軽減について考慮し得ると回答 した企業に対し,懲戒内容の軽減について具体的に尋ねたところ,次のような例 がみられた。

<懲戒の免除・軽減の要件とその内容>

- 会社の内部調査の前に自ら会社に申告した場合には懲戒を免除。調査開始後であっても、内部調査に協力したものには、その度合いに応じて軽減。
- 最初の通報者は、原則として懲戒処分の対象にならない。2番目以降の通報者は、会社の裁量により懲戒処分が軽減される。
- 違反行為に関与した者が、会社が違反行為等の存在を知る前に自らこれ を申告し、違反行為等に対する調査及びその是正措置に積極的に協力した 場合は、懲戒処分を減免することができる。
- 社員が外国競争法違反行為に関与している旨を自主申告した場合,これにより制裁が軽減されるなど会社として利益につながったときに限り,当該社員の懲戒処分を軽減することとしている。

<臨時・一時的措置として実施>

○ 社内リニエンシー期間を設け、その期間に申告してきた社員に対しては、 社内の懲戒処分等は免除することとした。

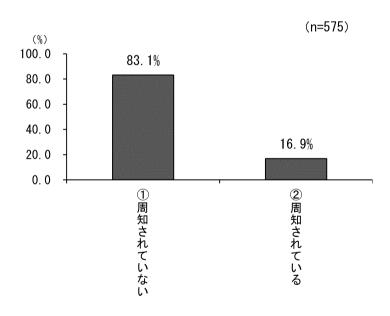
- 本年実施した社内リニエンシーでは、「法令違反と考えられる行為を行った方が、正直に会社に申し出た場合、会社は当該案件に関して、申し出た方に対して就業規則上の懲戒処分を行いません。」とした。
- 社内リニエンシー制度を常設していないが、違反行為の早期発見のためには、有事に限らず必要に応じ、一時的な社内リニエンシー制度を採用する必要はあると考えており、実際に採用したこともある。

他方,自主申告した社員に対する懲戒内容の軽減について考慮し得ると回答した企業に対し,外国競争法社内リニエンシーについて社員に周知されているか尋ねたところ,「②周知されていない。」との回答が83.1%であり,大部分の企業が周知されていないと回答した。

問29-3

<u>問29で選択肢③から⑤(考慮する場合に限ります。)までのいずれかを選択した方にお伺いしま</u>す。外国競争法社内リニエンシーについて、社員に周知されていますか。一つだけお選びください。

- ① 周知されていない。
- ② 周知されている。



(イ) 社内リニエンシーの導入・未導入理由

アンケート調査において,外国競争法社内リニエンシーを導入している又は 導入していない理由について尋ねたところ,次のような例がみられた。

<導入している理由>

○ 違反の可能性のある事案について早期発見し速やかな是正を図るために、 社内リニエンシー制度を導入している。

- 違反行為の早期発見、是正と自浄作用を目的として導入している。
- 違反行為の早期発見,悪質化防止等のリスクの最小化を目的に,自主的に 申告してきた者に対する制裁減免規定を設けている。

<導入していない理由>

- 競争法違反行為(特にカルテル行為)については、会社として許容しない 方針を明確にしており、懲戒内容を決定する上での情状の一要素として評価すれば十分と考えるため。
- 当社はカルテル行為に対して厳罰をもって臨むこととしていることもあり、社内リニエンシーを導入していない。
- 競争法違反行為を行わないことを前提に取組を行ってきており、違反行 為が行われることを前提とした取組とはなっていない。
- 安易な軽減に対する企業倫理上の問題を懸念し、導入に慎重になっている。ただし、取締役の任務責任の懈怠を問われないために必要な手段を尽くさなければならないことも承知しており、導入の可否についてしっかり議論しなくてはならないと認識している。

外国競争法社内リニエンシーに関して,アンケート調査又はヒアリング調査 においては、次のような例がみられた。

- 外国の競争当局は、制裁金や罰則において、日本と異なり裁量型を採用しており、競争当局への協力度合いが制裁金等に影響があるところ、社内リニエンシーにより、社員の調査協力を確保することができた。
- 社内リニエンシーを導入した結果,有事の際に社員からの積極的な協力が得られた。社内リニエンシーを導入したことによる弊害(カルテル行為が助長されたり,競争法遵守に関する社内ルールが軽視されたりする等)は生じていない。
- 社内リニエンシー期間を設け、期間内の申告については懲戒処分の免除、 期間後に違反行為が発覚した場合にはより厳しい処分を課すこととした。ま た,違反行為の発覚に寄与する情報を提供した者には適切な報奨を与えるこ ともあるとし、社内の違反事例の有無を確認した。

● 競争当局の調査を受けたことを契機に、他の事業分野においても違反行為がないか一時的に社内リニエンシーを採用して社内調査を行った。社内リニエンシーを採用するに当たっては、社長名の通知をもって、違反行為の自主申告を業務命令とした。この結果、他の事業分野において違反事実を発見したことから、リニエンシー申請を行うことができた。

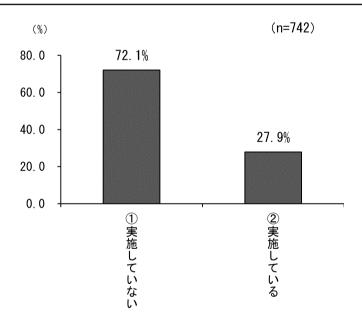
ウ 外国競争法監査の実施

アンケート調査において、外国競争法に関する定期的な社内監査の実施について尋ねたところ、「①実施していない。」との回答は72.1%であり、大部分の企業が外国競争法に関する定期的な社内監査を実施していないと回答した。

問30 外国競争法監査の実施状況

貴社では、外国競争法に関する社内監査(他の法令に関する監査と同時に行う場合を含みます。)を 定期的に実施していますか。一つだけお選びください。

- ①実施していない。
- ②実施している。

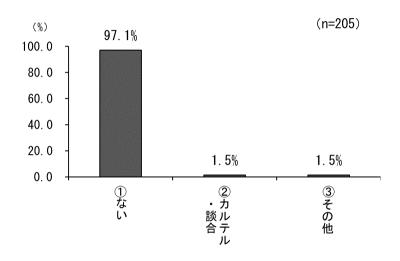


また、外国競争法に関する社内監査を定期的に実施していると回答した企業に対し、外国競争法違反につながる可能性のある事例が発見されたことがあるか尋ねたところ、「①ない。」との回答が97.1%であり、「②カルテル・入札談合につながる可能性のある事例が発見された。」との回答は1.5%であった。

問30-2

問30で選択肢②を選択した方にお伺いします。 貴社の社内監査で外国競争法コンプライアンスの 観点から違反につながる可能性のある事例(外国の競争当局が何らかの措置を採ったものかどうかを 問わず、外国競争法違反につながる可能性があると貴社が判断したものを含みます。)が発見されたこ とはありますか。(複数選択可)

- ①ない。
- ② カルテル・入札談合につながる可能性のある事例が発見された。
- ③ その他(具体的に記入してください。)



外国競争法に係る内部監査に関して,アンケート調査又はヒアリング調査においては,次のような例がみられた。

<監査の体制>

- 当社グループでは、グループCEO直属の内部監査グローバルリーダーがアジア、欧州、北米のリージョナルリーダーを統括する体制の下、各地域の監査部門が担当地域のグループ会社の監査を実施している。監査に当たっては、グローバル共通の重点監査項目を設定している。
- 営業部門の長や営業担当社員へのインタビュー,同業他社接触制限ルール等の世界共通ルールの遵守状況の確認を行うこととしている。海外傘下グループ会社は拠点数が多く,全ての拠点につき定期的に監査を行う体制が整っているわけではないが,世界共通ルールを含む体制の整備・運用状況について,年1回,WEBシステムを使って自主点検・結果報告をさせている。

<監査の内容>

● 独占禁止法及び外国競争法に関する監査項目を設け、日本国内の担当者 に監査を実施している。外国競争法だからといって日本国内の従業員も避 けては通れないためである。

- 各社内カンパニーに設置している法務部門が各事業場のリスク評価をし、 リスクの高い事業場については社員のメールチェックを行うなどの監査を 実施している。メールチェックについては年間100名程度を対象として おり、違反行為の発見のほか、牽制効果や教育・啓発効果もあると考えてい る。
- 海外グループ会社における社内ルールの整備状況や業界団体活動などを 調査し、要すれば当社から指導を行っている。
- 国際的にも寡占市場となっている製品を選定し、法務部が検証を行った。 同業他社との接点を見るため、飲食代の使用状況を確認したり、価格に関す る情報交換が行われていないか確認するため、入札・見積金額の決定プロセ スを検証するなどの作業を実施した。

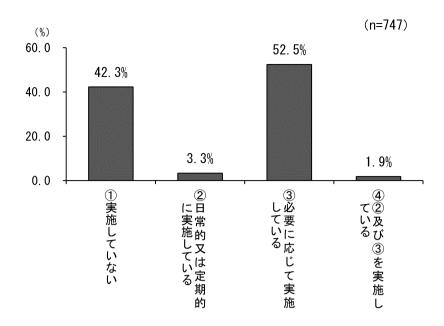
エ 社内メールのチェックの実施

アンケート調査において、社員による外国競争法違反行為への関与を探知するため、日常的又は定期的に社内メールを監視したり、社内調査等の必要性が生じた場合に関係する社員の社内メールを探索したりしているか尋ねたところ、「①実施していない。」との回答は42.3%であり、過半の企業が何らかの形で社員の社内メールを監視したり探索したりしていると回答した。「③必要に応じて、関係する社員の社内メールの探索を実施している(又は、実施することとなる。)。」との回答が52.5%と最も多く、「②日常的又は定期的な社内メールの監視を実施している。」との回答は3.3%に過ぎなかった。

問31 社内メールのチェックの実施状況

貴社は、社員による外国競争法違反行為への関与の事実を探知するため、社内のメールを日常的又は定期的に監視したり(定期的な外国競争法監査の一部として行う場合を含みます。)、社内調査等の必要性が生じた場合に関係する社員の社内メールを探索する取組を実施していますか。一つだけお選びください。

- ① 実施していない。
- ② 日常的又は定期的な社内メールの監視を実施している。
- ③ 必要に応じて、関係する社員の社内メールの探索を実施している(又は、実施することとなる。)。
- ④ ②及び③を実施している。



外国競争法コンプライアンスに係る社内メールのチェックに関して、アンケート調査又はヒアリング調査においては、次のような例がみられた。

<キーワード検索の実施>

- 事業部門の営業担当幹部の社内メールについて、キーワード検索を用いた電子監査を実施した。その結果、競争法違反を疑われるやり取りがなされていないことを確認することができた。
- 社内調査の際の社内メール探索では、キーワードによる自動抽出や宛先による選抜といった手法を採用したほか、専門的知見を有する外部組織を活用し、効率的に対応することができた。

<抜取り調査の実施>

● 監査時に社内メールの抜取り調査を行っている。

(5) 危機管理のための方策

ア 有事への適切対処

(ア) 有事における報告

アンケート調査において、外国競争法に違反する可能性を示唆する情報に接した場合に必ず報告を受ける者について尋ねたところ、「④法務・コンプライアンス担当部署の責任者」との回答が88.7%と最も多く、「⑤経営トップ」との回答が70.1%、「②当該情報の関係する部署の責任者」との回答が60.9%、「③法務・コンプライアンス担当部署の担当者」との回答が42.5%と続いた。

問32 有事への適切対処

貴社において、貴社が行っている業務が外国競争法に違反する可能性を示唆する情報に接した場合、 当該情報について必ず報告を受けることになっているのは誰ですか。(複数選択可)

- ① 当該情報の関係する部署内の法務・コンプライアンス担当者
- ②当該情報の関係する部署の責任者
- ③ 法務・コンプライアンス担当部署の担当者
- ④ 法務・コンプライアンス担当部署の責任者
- ⑤経営トップ
- ⑥ 監査役
- ⑦ その他(具体的に記入してください。)

(n=746)(%) 100.0 88.7% 80.0 70.1% 60.9% 60.0 42.5% 36. 2% 40.0 12. 2% 20.0 8.7% 0.0 ⑦その他 ②当該情報に関係する ③法務・コンプライアン ⑤経営トップ ⑥監査役 ス担当部署の責任者)法務・コンプライアン

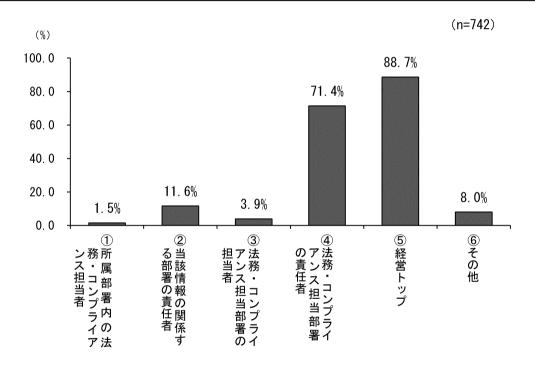
(イ) 有事における対処の最終決定者

アンケート調査において、外国競争法に違反する可能性を示唆する情報に接した場合に、何らかの対処を行うかどうかの最終決定者を尋ねたところ、「⑤経営トップ」との回答が88.7%と最も多く、「④法務・コンプライアンス担当部署の責任者」との回答が71.4%、「②当該情報の関連する部署の責任者」との回答が11.6%と続いた。

問32-2

貴社において、貴社が行っている業務が外国競争法に違反する可能性を示唆する情報に接した場合、 当該情報を受けて何らかの対処(社内調査の実施等)を行うかどうかの最終決定を行うことができる のは誰ですか。(<u>複数選択可。</u>例えば、通常は法務・コンプライアンス担当部署の責任者が最終決定で きるものの、特に重大な事案の場合は経営トップの判断を仰ぐことになる場合は、④及び⑤を選択し てください。)

- (1) 当該情報の関係する部署内の法務・コンプライアンス担当者
- ② 当該情報の関係する部署の責任者
- ③法務・コンプライアンス担当部署の担当者
- ④ 法務・コンプライアンス担当部署の責任者
- ⑤経営トップ
- ⑥ その他(具体的に記入してください。)



外国競争法に違反する可能性を示唆する情報に接した場合への対処に関して, アンケート調査又はヒアリング調査においては、次のような例がみられた。

○ 外国競争法に違反する可能性を示唆する情報が自社で発見された場合は、 直ちに経営トップに報告するとともに、提携している国内又は海外の弁護士 と連携を図り、迅速に社内調査を実施する一方で、各国又は各地域の関係当 局へのリニエンシー申請の利用について検討する。海外傘下グループ会社で 発見された場合は、直ちに当社法務部へ連絡し、共同で対応していくことと なる。

- 競争法違反の可能性のある情報を把握した場合には、現地の弁護士を起用し(場合により日本の弁護士も併せて起用)、事実関係を把握の上、現地でのリニエンシー申請が可能かどうか等を検討している。また現地に法務担当者がいる場合には、その担当者を中心に現地弁護士との調整を行っている。
- 関係者の正確かつ網羅的な把握を迅速に行うとともに、弁護士等の専門家を含めた対応チームの編成により、あらゆる局面に速やかに対応できるようにしており、リニエンシー申請が必要な場合には最速にて対応できるようにしている。
- 競争法違反を示唆する情報に接した場合,その者は,直ちに部門長を通じて危機管理担当役員に報告しなければならない。危機管理担当役員は,速やかに自らを責任者とする調査チームを立ち上げ調査に当たることとしている。違反の事実が見つかったときは,直ちにCEOの承認を得て,リニエンシー制度の利用のために必要な手続を採ることとしている。

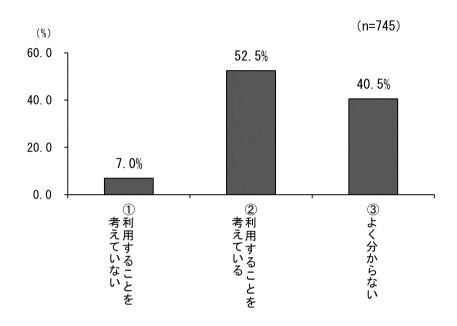
イ リニエンシー制度の活用

アンケート調査において、社内で外国競争法違反被疑事実の発見や外国の競争当局による調査の開始といった事態(以下「外国競争法に係る有事」という。)に際し、社員がカルテル等に関与した可能性が高いと判断した場合、リニエンシー制度を利用したいと考えているか尋ねたところ、「①利用することを考えている。」との回答は52.5%であり、過半の企業がリニエンシー制度の利用を考えていると回答した。他方、「③よく分からない。」との回答も40.5%であった。

問33 リニエンシー制度の活用

貴社は、社内で外国競争法違反被疑事実の発見や外国の競争当局による調査の開始といった事態 (以下「外国競争法に係る有事」といいます。)に際して、貴社の社員がカルテル等に関与した可能性 が高いと判断した場合、リニエンシー制度を利用したいと考えていますか。一つだけお選びください。

- ①利用することを考えていない。
- ②利用することを考えている。
- ③よく分からない。



ウ 有事対処マニュアルの整備

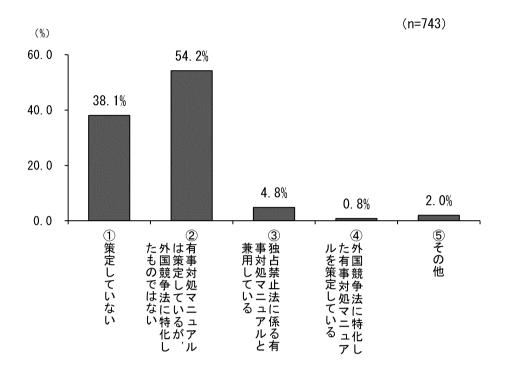
(7) 有事対処マニュアルの策定

アンケート調査において、外国競争法に係る有事が発生した場合を想定して、有事対処マニュアルを策定しているか尋ねたところ、「①策定していない。」との回答は38.1%であり、過半の企業が何らかの形で有事対処マニュアルを策定していると回答した。「②危機管理全般に係る有事対処マニュアルは策定しているが、外国競争法事案に特化した事項は定められていない。」との回答が54.2%と最も多く、「③独占禁止法に係る有事対処マニュアルと兼用している。」との回答は4.8%、「④外国競争法に特化した有事対処マニュアルを策定している。」との回答は0.8%に過ぎなかった。

問34 有事対処マニュアルの事前整備状況

貴社は、外国競争法に係る有事が発生した場合を想定して、有事対処マニュアルを策定していますか。一つだけお選びください。

- ① 策定していない。
- ② 危機管理全般に係る有事対処マニュアルは策定しているが、外国競争法事案に特化した事項は定められていない。
- ③ 独占禁止法に係る有事対処マニュアルと兼用している。
- ④ 外国競争法に特化した有事対処マニュアルを策定している(策定している国又は地域名を具体的に記入してください。)。
- ⑤ その他(具体的に記入してください。)



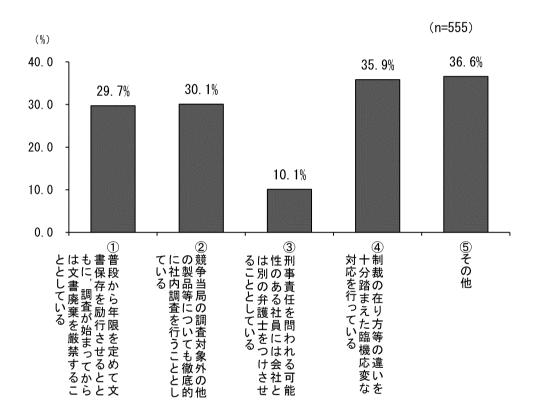
(イ) 外国競争法に係る有事対応

アンケート調査において、外国競争法に係る有事対応において独占禁止法に係る有事対応と比べて特に配慮している事項について尋ねたところ、「④外国競争法における制裁の在り方等の違い(調査への協力度合いによって制裁の程度が変わること等)を十分踏まえた臨機応変な対応を行っている。」との回答が35.9%と最も多く、「②競争当局の調査対象となった場合などは、調査対象外の他の製品等においても違反行為がないか徹底的に社内調査を行うこととしている。」との回答が30.1%、「①普段から年限を定めて文書保存を励行させるとともに、調査が始まってからは文書廃棄を厳禁することとしている。」との回答が29.7%、「③個人としての刑事責任を問われる可能性のある社員には会社とは別の弁護士をつけさせることとしている。」との回答が10.1%と続いた。「⑤その他」としては、「独占禁止法に係る有事対応と比較して特に配慮していることはない。」、「現地競争法に詳しい社外弁護士の起用」などといった回答がみられた。

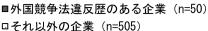
問34-2

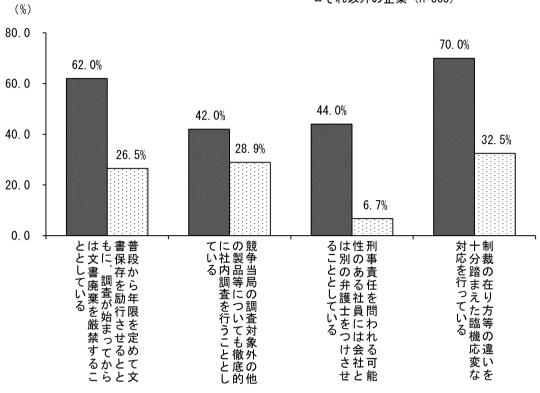
(有事対処マニュアルの有無を問わず)外国競争法に係る有事対応において、独占禁止法に係る有事対応と比べて特に配慮していることはありますか。(複数選択可)

- ① 普段から年限を定めて文書保存を励行させるとともに、調査が始まってからは文書廃棄を厳禁する こととしている。
- ② 競争当局の調査対象となった場合などは、調査対象外の他の製品等においても違反行為がないか徹底的に社内調査を行うこととしている。
- ③個人としての刑事責任を問われる可能性のある社員には会社とは別の弁護士をつけさせることとしている。
- ④外国競争法における制裁の在り方等の違い(調査への協力度合いによって制裁の程度が変わること等)を十分踏まえた臨機応変な対応を行っている。
- ⑤ その他(具体的に記入してください。)



また、外国競争法に係る有事対応において独占禁止法に係る有事対応と比べて特に配慮している事項について、過去20年間のうちに外国の競争当局から外国競争法違反で行政処分、訴追等を受けたことがある企業(以下「外国競争法違反歴のある企業」という。)とそれ以外の企業における回答は次のとおりであり、外国競争法違反歴のある企業の大部分が「外国競争法における制裁の在り方等の違い(調査への協力度合いによって制裁の程度が変わること等)を十分踏まえた臨機応変な対応を行っている。」と回答した。





外国競争法に係る有事対処マニュアルに関して,アンケート調査又はヒアリング調査においては、次のような例がみられた。

<リニエンシー制度の活用>

- コンプライアンス・マニュアルの中で、「迅速なリニエンシー獲得には、 違反の疑いがある情報を得た場合の社内調査、意思決定の迅速さが特に重 要」であり、「競争当局の入手している情報と、競争当局からの資料要求や 質問に対して回答した情報とが一致するよう、徹底した調査を行い、事実隠 蔽は行わない」ことを定めている。
- 独占禁止法を含めた競争法に係る有事対処マニュアルを作成していないが、社内研修で日本や海外(米国)のリニエンシー制度を説明することにより、万が一有事が発生したときのリニエンシー活用の重要性の周知を図っている。

<文書・情報の保全>

○ 研修において、調査妨害により重大な制裁を課された事例(新聞報道)を 紹介するなどし、絶対に証拠隠滅等を行うことがないよう普段から周知し ている。

- 外国競争法に係る有事が発生した際には、直ちに関連部門の文書・電子データ等を保全した上で、弁護士の指示の下、関係者のヒアリングや関連文書のリサーチ等を迅速に行い、当局の調査に真摯に対応することとしている。
- 有事の際の証拠隠滅や虚偽報告を行うと、故意ではなくても重大な制裁を課される可能性があることから、従業員が証拠隠滅等を行うことがないように、分かりやすい表現で記載したマニュアルを作成し、関係者に事前周知している。
- 研修資料の中で、「メールを破棄することは、新たな犯罪が成立する。」、「読後破棄をうたったメールは作成しない。そもそも読後破棄しなければならないような言動は行わない。」「メールは全て会社側でモニタリングできる。」といった内容を説明している。

エ 社内調査の実施

外国競争法に係る有事が発生した場合の必要な調査に関して,アンケート調査 又はヒアリング調査においては、次のような例がみられた。

<関連製品等の調査>

- 外国の競争当局から外国競争法違反に関する調査を受けた際、関連する 製品についても社内調査を行い、外国競争法違反の事実が認められたこと から、当該関連製品を販売する国・地域の競争当局にリニエンシー申請を行 い、制裁金の免除を受けることができた。
- 有事が発生した部門について、有事の内容の詳細、経緯等についてヒアリング等を中心に調査するとともに、他の同種の業務を担当する部門、子会社について、同種の問題が生じ又は生じるおそれがないかを調査する。

く調査方法>

- 処分等をおそれて口が重くなったり、社内調査を行うことへの反発をしたりといったことにならないように、担当役員や事業部門長が直接、該当者に対してメッセージを伝えている。その際には、変なプレッシャーとならないように、調査の目的は全容の把握であり人事処分を目的としていないことを伝えるようにしている。
- 関係する従業員のメールデータを外部弁護士及び外部業者を活用して調査を行い、必要に応じて外部弁護士から関係する従業員へのヒアリングを実施する。

○ 日本の特定の弁護士及びフォレンジック会社をあらかじめ選定し、調査 が開始された際には弁護士の指示に基づき迅速に社内調査を行う体制を整 えている。

くリニエンシー申請>

- 当社は、違反が発覚した場合には各国のリニエンシー制度を積極的に利用する方針を有しているところ、海外子会社の法務部門と連携しつつ日本の法務部門が中心となって社内調査を行った結果、複数国への影響が認められたため、当該複数国の競争当局に同時にリニエンシー申請を行うことができた。
- 海外のグループ会社で競争法違反の事例があったため、リニエンシー申請を行い、その結果第1位のリニエンシーを取得することができた。

(6) 独占禁止法コンプライアンスの取組と外国競争法コンプライアンスの取組の比較

親会社における外国競争法コンプライアンスの取組に関するアンケート調査結果については前記のとおりであり、独占禁止法コンプライアンスの取組に関するアンケート調査結果については参考資料2のとおりであるところ、調査対象としたいずれの取組についても独占禁止法コンプライアンスに対する取組の方が整備が進んでいた。

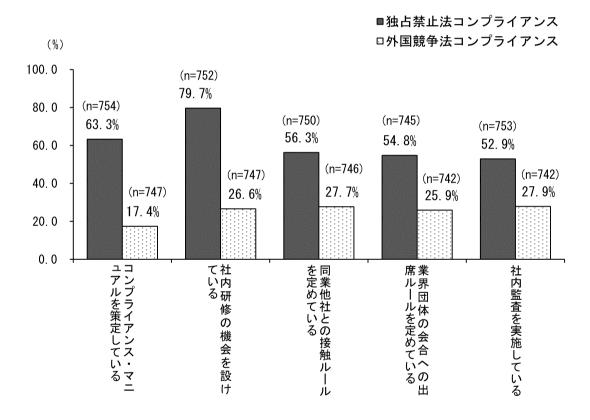
主なアンケート調査結果は、次のとおりであった。

- ・ 独占禁止法コンプライアンス・マニュアルを策定している企業は63.3% と過半を占めていたが、外国競争法コンプライアンス・マニュアルを何らかの 形で策定している企業は17.4%に過ぎなかった。
- ・ 独占禁止法に関する社内研修を何らかの形で実施している企業は79.7% と大部分を占めていたが、外国競争法に関する社内研修を何らかの形で実施 している企業は26.6%に過ぎなかった。

³ 独占禁止法コンプライアンスの取組のうち「社内研修の機会を設けている」、「同業他社との接触ルールを定めている」及び「業界団体の会合への出席ルールを定めている」の回答率は、それぞれ100%から、研修の機会を設けていないとの回答率20.3%(参考資料2の問6)、接触ルールを定めていないとの回答率43.7%(同問9)及び出席ルールを定めていないとの回答率45.2%(同問9-2)を減ずることにより算出している。また、外国禁止法コンプライアンスの取組のうち「コンプライアンス・マニュアルを策定している」、「社内研修の機会を設けている」、「同業他社との接触ルールを定めている」及び「業界団体の会合への出席ルールを定めている」の回答率は、それぞれ100%から、コンプライアンス・マニュアルを策定していないとの回答率82.6%(同問23)、研修の機会を設けていないとの回答率73.4%(同問24)、接触ルールを定めていないとの回答率2.3%(同問27)及び出席ルールを定めて

いないとの回答率74.1%(同間27-3)を減ずることにより算出している。

- ・ 独占禁止法を意識した同業他社との接触ルールを何らかの形で定めている 企業は56.3%と過半を占めていたが、外国競争法を意識した同業他社との 接触ルールを何らかの形で定めている企業は27.7%に過ぎなかった。また、 独占禁止法を意識した業界団体の会合への出席ルールを何らかの形で定めて いる企業は54.8%と過半を占めていたが、外国競争法を意識した業界団体 の会合への出席ルールを何らかの形で定めている企業は25.9%に過ぎな かった。
- ・ 独占禁止法に関する社内監査を実施している企業は52.9%と過半を占めていたが、外国競争法に関する社内監査を実施している企業は27.9%に過ぎなかった。



54

(7) 外国競争法違反歴のある企業とそれ以外の企業における外国競争法コンプライアンスの取組の比較

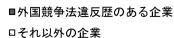
外国競争法違反歴のある企業とそれ以外の企業における外国競争法コンプライアンスの取組に関するアンケート調査結果については参考資料2のとおりであり、調査対象としたいずれの取組についても外国競争法違反歴のある企業の取組の方が整備が進んでいた。

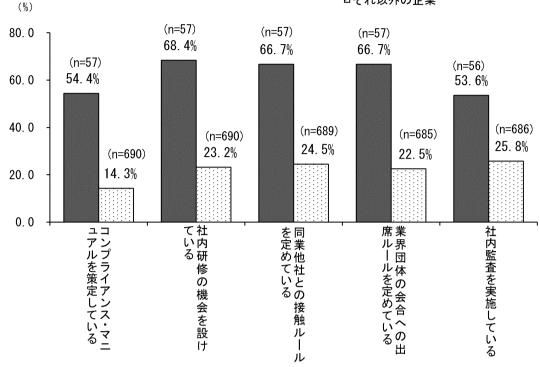
主なアンケート調査結果は、次のとおりであった

- ・ 外国競争法コンプライアンス・マニュアルを何らかの形で策定していた外国 競争法違反歴のある企業は54.4%と過半を占めていたが、それ以外の企業 は14.3%に過ぎなかった。
- ・ 外国競争法に関する社内研修を何らかの形で実施していた外国競争法違反 歴のある企業は68.4%を占めていたが、それ以外の企業は23.2%に過ぎなかった。
- ・ 外国競争法を意識した同業他社との接触ルールを何らかの形で定めていた 外国競争法違反歴のある企業は66.7%を占めていたが、それ以外の企業は24.5%に過ぎなかった。また、外国競争法を意識した業界団体の会合への 出席ルールを何らかの形で定めていた外国競争法違反歴のある企業は66. 7%を占めていたが、それ以外の企業は22.5%に過ぎなかった。
- ・ 外国競争法に関する社内監査を実施していた外国競争法違反歴のある企業は53.6%と過半を占めていたが、それ以外の企業は25.8%に過ぎなかった。

55

 $^{^4}$ 外国競争法違反歴のある企業の取組のうち「コンプライアンス・マニュアルを策定している」,「社内研修の機会を設けている」,「同業他社との接触ルールを定めている」及び「業界団体の会合への出席ルールを定めている」の回答率は,それぞれ100%から,コンプライアンス・マニュアルを策定していないとの回答率45.6%(参考資料2の間23),研修の機会を設けていないとの回答率31.6%(同間24),接触ルールを定めていないとの回答率33.3%(同間27)及び出席ルールを定めていないとの回答率33.3%(同間27)及び出席ルールを定めていないとの回答率33.3%(同間27)及び出席ルールを定めていないとの回答率35.5%(同間27)及び「業界団体の会合への出席ルールを定めている」,「同業他社との接触ルールを定めている」及び「業界団体の会合への出席ルールを定めている」の回答率は,それぞれ100%から,コンプライアンス・マニュアルを策定していないとの回答率85.7%(同間23),研修の機会を設けていないとの回答率76.8%(同間24),接触ルールを定めていないとの回答率75.5%(同間27)及び出席ルールを定めていないとの回答率77.5%(同間27-3)を減ずることにより算出している。





外国競争法違反歴のある企業の取組の方が整備が進んでいる理由として、ヒアリング調査においては、外国の競争当局から嫌疑をかけられたことを契機とし、経営トップが競争法コンプライアンスに関するメッセージを発出し、研修も強化するようになり、同業他社との接触に係る届出制度を導入することとなったとする回答がみられた。

(8) 外国競争法コンプライアンスに係る今後の課題

今後、海外傘下グループ会社との関係において新たに取り組む必要があると考えている外国競争法コンプライアンスに係る取組に関して、アンケート調査又はヒアリング調査においては、研修の拡充や同業他社との接触ルールの拡充を図る必要があるといった例がみられた。

<研修の拡充>

○ 多くの日本企業が外国競争法違反で高額な課徴金等が課されている現状に鑑み、今後は、国内外において、教育の機会の増大、教育内容の拡充などの方策を追加していくことを検討している。(外国における)外国競争法の法令遵守に関しては、万が一の場合の親会社への影響が甚大であるから、子会社自治の例外として、当該子会社の理解を得て、共同して対応する体制を構築していく。

- 海外販社の営業担当者は、同業他社の営業担当者と接触できる環境にあるため、カルテルを中心とした競争法研修を繰り返す必要がある。特に、「会社のためと考えて、カルテル行為に参加したとしても、会社は守ってくれない。」ことを認識させるための研修は必要と考えている。
- 海外傘下グループ会社を対象とした競争法に関する教育・研修プログラムを更に強化していきたい。現在は海外傘下グループ会社の教育、研修に関しては法人独自のプログラムに沿って実施する形式を取っているが、今後は日本本社法務部門も参加し、グループ方針等の説明、連絡のための Face to Face の研修の機会を増やしたいと考えている。

<接触ルールの拡充>

- 特にカルテルに関する当局による執行強化(欧米)を踏まえ,一層,同業 他社との情報交換・取引には注視が必要と考えている。
- 本社及び国内傘下グループ会社において導入済みの同業他社との接触ルールについて、海外傘下グループ会社にも拡大する予定である。
- どこの国ということではなく、競争他社と情報を交換しなければならない場合における具体的な基準を設定する予定である。その上で、各地域拠点 統括会社をハブにして、各地域に所在する傘下グループ会社に対して啓蒙・教育・モニタリングを展開できる体制を整備していく。

また、海外の一部の傘下グループ会社が独自に行っている外国競争法コンプライアンスに係る取組に関して、グループ全体又は親会社の取組として導入したいと考えている取組について、アンケート調査又はヒアリング調査においては、内部通報窓の外部委託や e - ラーニング形式での研修の拡充といった例がみられた。

- 欧州地域に所在する子会社においては内部通報窓口を外部に委託しており,通報者にとってのメリットも考えられることから,当社においても外部窓口を設置することについて検討を開始した。
- 米国に所在する子会社では、研修の内容をデータとして保存しe-ラーニングの形式で従業員が受講できるようにしており、その受講履歴を保管している。本社では現在ライブ形式での講義が中心であり、人員の問題から実施できる研修の回数に限りがあるため、e-ラーニング形式での研修を拡充させたいと考えている。

2 海外傘下グループ会社における外国競争法コンプライアンスの取組

(1) 米国に所在する傘下グループ会社の米国の競争法コンプライアンスの取組

アンケート調査において、米国に所在する傘下グループ会社(米国に所在する傘下 グループ会社が複数ある場合にはそれらのうち直近の会計年度における売上額が最 も大きいもの)における米国の競争法に関するコンプライアンスの取組状況につい てその親会社に尋ねたところ、「③何か対応しているかもしれないが詳細を承知して いない。」との回答が35.2%と最も多く、「⑤米国の傘下グループ会社は、法務・ コンプライアンス担当部署を設置している。」との回答が29.6%、「④米国の傘下 グループ会社の経営トップは、当該グループ会社の社員に米国の競争法コンプライ アンスの重要性を伝えるための取組を行っている。」との回答が28.5%,「⑧米国 の傘下グループ会社は、相談窓口(米国の競争法上の疑義が生じたときに問題になる かなどを相談できる窓口)を設置している。」との回答が26.4%、「⑦米国の傘下 グループ会社は、当該グループ会社の社員に対して、米国の競争法に関する研修を実 施している。」及び「⑪米国の傘下グループ会社は、米国の競争法違反行為に関する 内部通報窓口を設置している。」との回答が19.7%、「⑥米国の傘下グループ会社 は、米国の競争法についてのコンプライアンス・マニュアルを策定している。」との 回答が17.4%と続いた。「②何も対応を行っていない。」との回答は9.0%であ った。

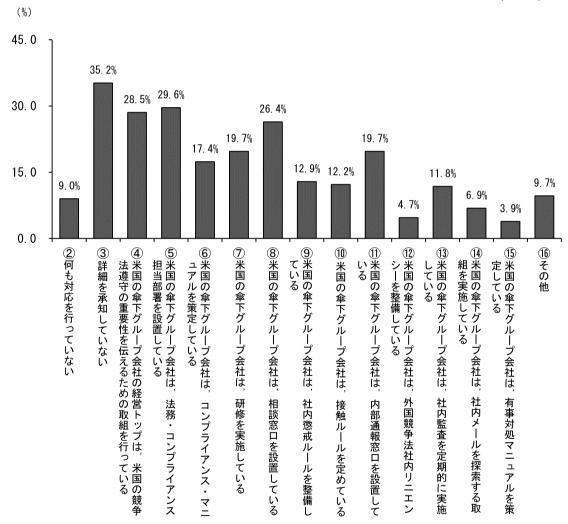
問36 海外の傘下グループ会社における取組状況

米国に所在する貴社の傘下グループ会社(以下「米国の傘下グループ会社」といいます。)は、 米国の競争法に関するコンプライアンスに係る取組を行っていますか。(複数選択可)

- ① 米国の傘下グループ会社はない。
- ② 何も対応を行っていない。
- ③ 何か対応しているかもしれないが詳細を承知していない。
- ④ 米国の傘下グループ会社の経営トップは、当該グループ会社の社員に米国の競争法コンプライアンスの重要性を伝えるための取組を行っている。
- ⑤ 米国の傘下グループ会社は、法務・コンプライアンス担当部署を設置している。
- ⑥ 米国の傘下グループ会社は、米国の競争法についてのコンプライアンス・マニュアルを策定している。
- ⑦ 米国の傘下グループ会社は、当該グループ会社の社員に対して、米国の競争法に関する研修を実施している。
- ⑧ 米国の傘下グループ会社は、相談窓口(米国の競争法上の疑義が生じたときに問題になるかなどを相談できる窓口)を設置している。
- ⑨ 米国の傘下グループ会社は、当該グループ会社の社員が米国の競争法に関与した場合の社内懲戒ルールを整備している。
- ① 米国の傘下グループ会社は、同業他社との会合に関して、米国の競争法コンプライアンスを意識した接触ルールを定めている。
- ⑪ 米国の傘下グループ会社は、米国の競争法違反行為に関する内部通報窓口を設置している。
- ① 米国の傘下グループ会社は、当該グループ会社の社員が米国の競争法違反行為に関与した場合において当該グループ社員が自主的に当該事実について所要の報告等を行った場合、最終的な懲戒内容の軽減について考慮することとしている。

- ③ 米国の傘下グループ会社は、米国の競争法に関する社内監査(他の法令に関する監査と同時に 行う場合を含みます。)を定期的に実施している。
- ① 米国の傘下グループ会社は、当該グループ会社の社員による米国の競争法違反行為への関与の 事実を探知するため、社内のメールを日常的又は定期的に監視したり(定期的な米国の競争法監 査の一部として行う場合を含みます。)、社内調査等の必要性が生じた場合に関係する当該グル ープ会社の社員の社内メールを探索する取組を実施している。
- ⑤ 米国の傘下グループ会社は、米国の競争法に係る有事が発生した場合を想定して、有事対処マニュアルを策定している。
- (16) その他(具体的に記入してください。)

(n=466)



※ 問36から問36-4の「n」については、「①傘下グループ会社はない。」と回答した企業数を除いている。

(2) EUに所在する傘下グループ会社のEUの競争法コンプライアンスの取組

アンケート調査において、EUに所在する傘下グループ会社(EUに所在する傘下 グループ会社が複数ある場合にはそれらのうち直近の会計年度における売上額が最 も大きいもの)におけるEUの競争法に関するコンプライアンスの取組状況につい てその親会社に尋ねたところ、「③何か対応しているかもしれないが詳細を承知して いない。」との回答が32.9%と最も多く、「⑤EUの傘下グループ会社は、法務・ コンプライアンス担当部署を設置している。」との回答が30.9%、「®EUの傘下 グループ会社は、相談窓口(EUの競争法上の疑義が生じたときに問題になるかなど を相談できる窓口)を設置している。」との回答が28.7%、「④EUの傘下グルー プ会社の経営トップは、当該グループ会社の社員にEUの競争法コンプライアンス の重要性を伝えるための取組を行っている。」との回答が27.0%、「⑦EUの傘下 グループ会社は、当該グループ会社の社員に対して、EUの競争法に関する研修を実 施している。」との回答が23.4%、「MEUの傘下グループ会社は、EUの競争法 違反行為に関する内部通報窓口を設置している。」との回答が18.7%,「⑥EUの 傘下グループ会社は、EUの競争法についてのコンプライアンス・マニュアルを策定 している。」との回答が18.1%と続いた。「②何も対応を行っていない。」との回 答は8.9%であった。

問36-2

EUに所在する貴社の傘下グループ会社(以下「EUの傘下グループ会社」といいます。)は、EUの競争法に関するコンプライアンスに係る取組を行っていますか。 (複数選択可)

- ① EUの傘下グループ会社はない。
- ② 何も対応を行っていない。
- ③ 何か対応しているかもしれないが詳細を承知していない。
- ④ EUの傘下グループ会社の経営トップは、当該グループ会社の社員にEUの競争法コンプライアンスの重要性を伝えるための取組を行っている。
- ⑤ EUの傘下グループ会社は、法務・コンプライアンス担当部署を設置している。
- ⑥ EUの傘下グループ会社は、EUの競争法についてのコンプライアンス・マニュアルを策定して
- ⑦ EUの傘下グループ会社は、当該グループ会社の社員に対して、EUの競争法に関する研修を実施している。
- ⑧ EUの傘下グループ会社は、相談窓口(EUの競争法上の疑義が生じたときに問題になるかなどを相談できる窓口)を設置している。
- ⑨ EUの傘下グループ会社は、当該グループ会社の社員がEUの競争法に関与した場合の社内懲戒 ルールを整備している。
- ⑩ EUの傘下グループ会社は、同業他社との会合に関して、EUの競争法コンプライアンスを意識 した接触ルールを定めている。
- ① EUの傘下グループ会社は、EUの競争法違反行為に関する内部通報窓口を設置している。
- ② EUの傘下グループ会社は、当該グループ会社の社員がEUの競争法違反行為に関与した場合に おいて当該グループ会社の社員が自主的に当該事実について所要の報告等を行った場合、最終的な 懲戒内容の軽減について考慮することとしている。
- ③ EUの傘下グループ会社は、EUの競争法に関する社内監査(他の法令に関する監査と同時に行う場合を含みます。)を定期的に実施している。

- (4) EUの傘下グループ会社は、当該グループ会社の社員によるEUの競争法違反行為への関与の事実を探知するため、社内のメールを日常的又は定期的に監視したり(定期的なEUの競争法監査の一部として行う場合を含みます。)、社内調査等の必要性が生じた場合に関係する当該グループ会社の社員の社内メールを探索する取組を実施している。
- (15) EUの傘下グループ会社は、EUの競争法に係る有事が発生した場合を想定して、有事対処マニュアルを策定している。
- 16 その他(具体的に記入してください。)

(n=359)(%) 45.0 32.9% 30.9% 28. 7% 30.0 27.0% 23.4% 18.7% 18.1% 13.9% 12.5% 13.1% 15.0 8.9% 7.8% 7.5% 5.3% 4.7% 0.0 担当部署を設置している⑤EUの傘下グループ会社は、法務・コンプライアンス ュアルを策定している ⑥EUの傘下グループ会社は、コンプライアンス・マニ でいる ⑤EUの傘下グループ会社は、社内懲戒ルールを整備し ①EUの傘下グループ会社は, 組を実施している。(単一の傘下グループ会社は、社内メールを探索する取り) ③詳細を承知していない ④EUの傘下グループ会社の経営トップは、EUの競争 ⑦EUの傘下グループ会社は、研修を実施している ⑧EUの傘下グループ会社は、相談窓口を設置している ⑩EUの傘下グループ会社は、 ①EUの傘下グループ会社は、 (③EUの傘下グループ会社は、社内監査を定期的に実施 16 その他 ②何も対応を行っていない 定している。
定している
は、有事対処マニュアルを策 シーを整備している 法遵守の重要性を伝えるための取組を行っている している 接触ルールを定めている 外国競争法社内リニエン 内部通報窓口を設置して

(3) 中国に所在する傘下グループ会社の中国の競争法コンプライアンスの取組

アンケート調査において、中国に所在する傘下グループ会社(中国に所在する傘下グループ会社が複数ある場合にはそれらのうち直近の会計年度における売上額が最も大きいもの)における中国の競争法に関するコンプライアンスの取組状況についてその親会社に尋ねたところ、「③何か対応しているかもしれないが詳細を承知していない。」との回答が40.7%と最も多く、「⑤中国の傘下グループ会社は、法務・コンプライアンス担当部署を設置している。」との回答が21.3%、「⑧中国の傘下グループ会社は、相談窓口(中国の競争法上の疑義が生じたときに問題になるかなどを相談できる窓口)を設置している。」との回答が20.5%、「④中国の傘下グループ会社の経営トップは、当該グループ会社の社員に中国の競争法コンプライアンスの重要性を伝えるための取組を行っている。」との回答が20.0%、「⑪中国の傘下グループ会社は、中国の競争法違反行為に関する内部通報窓口を設置している。」との回答が13.9%、「⑦中国の傘下グループ会社は、当該グループ会社の社員に対して、中国の競争法に関する研修を実施している。」との回答が13.3%と続いた。「②何も対応を行っていない。」との回答は12.8%であった。

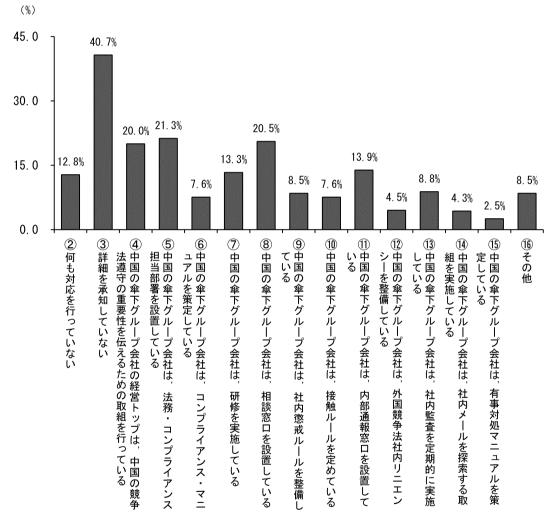
問36-3

中国に所在する貴社の傘下グループ会社(以下「中国の傘下グループ会社」といいます。)は、中国の競争法に関するコンプライアンスに係る取組を行っていますか。(複数選択可)

- ① 中国の傘下グループ会社はない。
- ② 何も対応を行っていない。
- ③ 何か対応しているかもしれないが詳細を承知していない。
- ④ 中国の傘下グループ会社の経営トップは、当該グループ会社の社員に中国の競争法コンプライアンスの重要性を伝えるための取組を行っている。
- ⑤ 中国の傘下グループ会社は、法務・コンプライアンス担当部署を設置している。
- ⑥ 中国の傘下グループ会社は、中国の競争法についてのコンプライアンス・マニュアルを策定して いる
- ⑦ 中国の傘下グループ会社は、当該グループ会社の社員に対して、中国の競争法に関する研修を実施している。
- ⑧ 中国の傘下グループ会社は、相談窓口(中国の競争法上の疑義が生じたときに問題になるかなどを相談できる窓口)を設置している。
- ⑨ 中国の傘下グループ会社は、当該グループ会社の社員が中国の競争法に関与した場合の社内懲戒 ルールを整備している。
- ・中国の傘下グループ会社は、同業他社との会合に関して、中国の競争法コンプライアンスを意識した接触ルールを定めている。
- 中国の傘下グループ会社は、中国の競争法違反行為に関する内部通報窓口を設置している。
- ⑰ 中国の傘下グループ会社は、当該グループ会社の社員が中国の競争法違反行為に関与した場合において当該グループ会社の社員が自主的に当該事実について所要の報告等を行った場合、最終的な懲戒内容の軽減について考慮することとしている。
- ③ 中国の傘下グループ会社は、中国の競争法に関する社内監査(他の法令に関する監査と同時に行う場合を含みます。)を定期的に実施している。

- (4) 中国の傘下グループ会社は、当該グループ会社の社員による中国の競争法違反行為への関与の事実を探知するため、社内のメールを日常的又は定期的に監視したり(定期的な中国の競争法監査の一部として行う場合を含みます。)、社内調査等の必要性が生じた場合に関係する当該グループ会社の社員の社内メールを探索する取組を実施している。
- (15) 中国の傘下グループ会社は、中国の競争法に係る有事が発生した場合を想定して、有事対処マニュアルを策定している。
- (16) その他(具体的に記入してください。)

(n=555)



(4) 韓国に所在する傘下グループ会社の韓国の競争法コンプライアンスの取組

アンケート調査において、韓国に所在する傘下グループ会社(韓国に所在する傘下グループ会社が複数ある場合にはそれらのうち直近の会計年度における売上額が最も大きいもの)における韓国の競争法に関するコンプライアンスの取組状況についてその親会社に尋ねたところ、「③何か対応しているかもしれないが詳細を承知していない。」との回答が40.8%と最も多く、「④韓国の傘下グループ会社の経営トップは、当該グループ会社の社員に韓国の競争法コンプライアンスの重要性を伝えるための取組を行っている。」との回答が25.2%、「⑧韓国の傘下グループ会社は、相談窓口(韓国の競争法上の疑義が生じたときに問題になるかなどを相談できる窓口)を設置している。」との回答が24.0%、「⑤韓国の傘下グループ会社は、法務・コンプライアンス担当部署を設置している。」との回答が17.2%、「⑪韓国の傘下グループ会社は、韓国の競争法違反行為に関する内部通報窓口を設置している。」との回答が16.8%、「⑦韓国の傘下グループ会社は、当該グループ会社の社員に対して、韓国の競争法に関する研修を実施している。」との回答が16.4%と続いた。「②何も対応を行っていない。」との回答は9.5%であった。

問36-4

韓国に所在する貴社の傘下グループ会社(以下「韓国の傘下グループ会社」といいます。)は、韓国の競争法に関するコンプライアンスに係る取組を行っていますか。(複数選択可)

- ① 韓国の傘下グループ会社はない。
- ② 何も対応を行っていない。
- ③ 何か対応しているかもしれないが詳細を承知していない。
- ④ 韓国の傘下グループ会社の経営トップは、当該グループ会社の社員に韓国の競争法コンプライアンスの重要性を伝えるための取組を行っている。
- ⑤ 韓国の傘下グループ会社は、法務・コンプライアンス担当部署を設置している。
- ⑥ 韓国の傘下グループ会社は、韓国の競争法についてのコンプライアンス・マニュアルを策定している。
- ⑦ 韓国の傘下グループ会社は、当該グループ会社の社員に対して、韓国の競争法に関する研修を実施している。
- ⑧ 韓国の傘下グループ会社は、相談窓口(韓国の競争法上の疑義が生じたときに問題になるかなど を相談できる窓口)を設置している。
- ⑨ 韓国の傘下グループ会社は、当該グループ会社の社員が韓国の競争法に関与した場合の社内懲戒 ルールを整備している。
- ⑩ 韓国の傘下グループ会社は、同業他社との会合に関して、韓国の競争法コンプライアンスを意識 した接触ルールを定めている。
- ① 韓国の傘下グループ会社は、韓国の競争法違反行為に関する内部通報窓口を設置している。
- ① 韓国の傘下グループ会社は、当該グループ会社の社員が韓国の競争法違反行為に関与した場合に おいて当該グループ会社の社員が自主的に当該事実について所要の報告等を行った場合、最終的な 懲戒内容の軽減について考慮することとしている。
- ① 韓国の傘下グループ会社は、韓国の競争法に関する社内監査(他の法令に関する監査と同時に行う場合を含みます。)を定期的に実施している。

- (4) 韓国の傘下グループ会社は、当該グループ会社の社員による韓国の競争法違反行為への関与の事 実を探知するため、社内のメールを日常的又は定期的に監視したり(定期的な韓国の競争法監査の 一部として行う場合を含みます。)、社内調査等の必要性が生じた場合に関係する当該グループ会 社の社員の社内メールを探索する取組を実施している。
- 韓国の傘下グループ会社は、韓国の競争法に係る有事が発生した場合を想定して、有事対処マニ ュアルを策定している。

(n=262)

その他(具体的に記入してください。)

(%)

30.0

15.0

0.0

45.0 40.8% 25. 2% 24.0% 17. 2% 16.8% 16.4% 11.8% 11.1% 10.3% 9.5% 9.5% 9.2% 6.1% 5.7% 3.8% 法遵守の重要性を伝えるための取組を行っている④韓国の傘下グループ会社の経営トップは、韓国の競争 担当部署を設置している ⑤韓国の傘下グループ会社は、 ュアルを策定している(6)韓国の傘下グループ会社は、コンプライアンス・マニ 9韓国の傘下グループ会社は, ②韓国の傘下グループ会社は、 組を実施している 知を実施している ③詳細を承知していない ⑦韓国の傘下グループ会社は, ⑧韓国の傘下グループ会社は、相談窓口を設置している ⑪韓国の傘下グループ会社は、 ①韓国の傘下グループ会社は、 ①韓国の傘下グループ会社は, 定している。
定している
は、有事対処マニュアルを策 16その他 ②何も対応を行っていない

社内懲戒ルールを整備し

接触ルールを定めている

内部通報窓口を設置して

社内監査を定期的に実施

社内メールを探索する取

外国競争法社内リニエン

研修を実施している

法務・コンプライアンス

第3 外国競争法コンプライアンスの推進に向けて

1 外国競争法コンプライアンスの取組を推進する必要性

競争法は、経済のグローバル化や市場経済化の流れを受けて、世界各国・地域で導入が進んでおり、今やほとんどの主要国・地域において整備されている状況にある。また、主要国・地域を中心に、競争法の執行も活発化している。

近年,我が国企業が外国競争法違反による摘発を受け,巨額な罰金や制裁金が課されたり,日本企業の役員・従業員が禁錮刑を科されたりする事案が数多く発生しており,特にグローバルに事業を展開する企業においては,外国競争法コンプライアンスの取組を推進する必要性が高まっている。

また,我が国企業の海外傘下グループ会社に対して当該国の競争法が適用されるケースも増えてきているが,このような事例の中には,自社の支店や海外傘下グループ会社等の営業拠点に対する調査が結果的に親会社に対する外国競争法適用の足掛かりとなる場合があり,したがって海外傘下グループ会社も一体としてみた上,我が国企業の外国競争法コンプライアンス態勢を整備していく必要性が高まってきている。

しかし,前記第2のとおり,海外傘下グループ会社を含めた我が国企業における外国 競争法コンプライアンスに対する取組については、十分とはいえない実態にある。

外国競争法コンプライアンス・プログラムを推進するための具体的な方策については、基本的には独占禁止法コンプライアンス・プログラムを推進するための方策と異なるものではないが、外国競争法の特徴に関連するリスクも存在することから、これを踏まえた対応が必要となる。

2 外国競争法コンプライアンス推進に当たっての基本的な視点 (リスク管理・回避の 視点)

平成24年調査においては、「独占禁止法コンプライアンスは、単なる『法令遵守ツール』にとどまらず、『リスク管理・回避ツール』として戦略的に位置付けて積極的に活用すべきものと考えられる。」と述べられている。この点は外国競争法コンプライアンスにおいても基本的に変わるところではなく、外国競争法コンプライアンスの在り方を検討するに当たっては、「リスク管理・回避」が基本的視点となると考えられる。

より具体的には、まず、以下のような様々な外国競争法の特徴を踏まえてリスクを的確に把握し、それを最小化していくという考え方が重要となる。このためには、違反行為を「しない」・「させない」という取組が何よりも必要となるが、そればかりでなく、違反行為を行ってしまった場合に、各々の国・地域の競争法で用意されている制裁減免のツールを積極的に活用して外国競争法違反行為に起因するダメージを最小化していくことも求められる。

我が国独占禁止法と比較した場合の外国競争法の特徴に関連するリスクとしては, 以下のものが挙げられる。

(1) 外国競争法制及びその運用間に係るリスク

ア 違反行為に対する厳しい制裁

制度上予定されている反競争的行為に対する罰金や制裁金の水準が我が国に 比較して高い上,実際に高額な罰金や制裁金が課されているケースも現れてい る。また,国・地域によっては,企業に対する罰金のみならず実行行為を行った 営業担当者等の個人にも執行猶予のない禁錮刑が科されるケースも少なくない。 更には,以上のような制裁に加えて,別途制裁性の強い損害賠償訴訟制度を有す る国・地域も存在し,そのような国では,高額な賠償金が得られることも一因と なって,被害者からの損害賠償請求が活発に行われてきている。

イ カルテルに係る成立要件等の相違

特に価格カルテルについては、我が国と異なり違反行為に係る実体法上の要件として複数の事業者による共同行為さえあれば足り、競争制限効果の程度の如何を問わないとされている国・地域がある。また、カルテルの立証に当たり、共同行為の存在を推認させる状況証拠が我が国に比して重要な役割を果たす場合もある。

ウ 調査妨害・非協力に対するペナルティ

裁量型制裁金システムなどの我が国にはない制度があり、これらの制度を通じて、競争当局の調査に非協力である者の罰金や制裁金が増額される場合もある。また、資料を廃棄するなど競争当局の調査を妨害するような場合には、別途厳しい制裁が用意され、かつ、それが実際に運用されている国・地域もある。

(2) 複数の国・地域の競争法の執行対象となるリスク

特にグローバルに事業を展開する企業においては、複数の国・地域の市場をまたいで競争法違反行為が行われることが多いため、当該複数の国・地域の競争当局から調査を受け、法執行の対象となるケースが増えている。自社の支店や海外傘下グループ会社等を通じて事業活動を行っている国・地域の競争法の執行対象となるだけでなく、そのような拠点を置かずに事業活動を行っている場合も、当該国・地域の競争法の執行対象となり得る。この結果、場合によっては、自動車部品カルテ

[海外当局の動き:http://www.jftc.go.jp/kokusai/kaigaiugoki/index.html]

⁵ 世界各国の競争法の概要や競争当局の最近の動きについては、当委員会のウェブサイト参照。

[〔]世界の競争法:http://www.jftc.go.jp/kokusai/worldcom/index.html〕

⁶ 例えば、EUにおける制裁金は、違反事業者の全世界売上高の10%を上限として、その範囲内で、欧州委員会の裁量によって制裁金の額を決定することができる仕組みとなっている。また、米国においては、違反事実Aのリニエンシー申請は認められなかったが、競争当局に未だ発覚していない別市場における違反事実Bのリニエンシー申請が認められた場合、違反事実Bのみならず、違反事実Aについても量刑の軽減を受けることができるアムネスティ・プラス(又はリニエンシー・プラス)制度が導入されている。また、アムネスティ・プラス制度を利用しなかったことについて通常よりも厳しく処罰するペナルティ・プラス制度も導入されている。

ル事件のように予想外に多数の国・地域の競争法の執行対象となり、制裁を受ける 可能性がある。

3 外国競争法コンプライアンス推進のための対応の基本(対応の3本柱)

外国競争法コンプライアンスを推進していくに当たっては、独占禁止法コンプライアンスの推進を図る必要があることを前提として、前記2のリスク管理・回避といった基本的視点を踏まえた以下の3つの対応の基本に立脚して、個別具体的な方策を立案・実施していく必要があると考えられる。

(1) 親会社及び海外傘下グループ会社による一体的対応 (一体性)

我が国企業の外国競争法コンプライアンスを考えるに当たっては、前記2(2)の 「複数の国・地域の競争法の執行対象となるリスク」を踏まえ、海外傘下グループ会 社も含めて態勢の構築を図っていく必要があるが、その際には、親会社・海外傘下グ ループ会社が一体となった対応が望まれる。このような一体的対応は、企業グループ 全体として統一性の取れたリスク管理を図っていく観点から重要と考えられる。例 えば,海外傘下グループ会社で違反行為が行われた場合に,親会社との連携がなかっ たがために当該違反行為が親会社の営業部門の指示に基づくものであるとの事実を 把握できず、その結果、当該傘下グループ会社だけで競争当局にリニエンシー申請し てしまうことが考えられる。このような場合には、当該傘下グループ会社限りの限定 された制裁金等の減免しか受けられず、親会社が制裁金等の減免を受ける機会を逸 する可能性も否定できない。 最悪の場合, 当該傘下グループ会社のリニエンシー申請 が、親会社の関与を明らかにしていなかったとして調査不十分・協力不十分と認定さ れ、当該傘下グループ会社の制裁金等の減免さえも認められない事態も懸念される。 このような事態を回避するためには、親会社の法務部門等関係部署も的確に情報を 把握し、当該海外傘下グループ会社との間で可能な限り一体的な対応を行っていく ことが重要となってくる。

しかし、アンケート調査によれば、海外傘下グループ会社における外国競争法コンプライアンスの取組状況について我が国に所在している親会社が詳細を承知していないとしているケースが少なくなく(59頁、61頁、63頁及び65頁参照)、一体的対応からは程遠い状況がうかがわれる。

(2) 事業活動を行っている全ての国・地域の競争法を意識した広範な対応(広範性)

経済のグローバル化に伴い、複数の国・地域をまたいで事業活動が行われるようになってきており、その結果、反競争的行為が行われた場合には複数の競争当局から調査を受け、制裁の対象となるケースが増えてきている。

複数の競争法の執行の対象となることによる制裁金等の巨額化を防ぎ、リスク管理・回避を適切に図っていく観点からは、事業活動を行っている国・地域の競争法の適用を十分意識した対応が必要である。前記2(2)で述べたように、「事業活動を行っ

ている国・地域」とは必ずしも自社の支店や海外傘下グループ会社等の営業拠点があるところばかりでなく、場合によってはそのような拠点がないところも含まれ得る ため、目配りしなければならない国・地域は、予想外に多数に上ることもあり得る。

他方で、どの国・地域の競争当局も自国・地域外に所在する企業に対して調査を行うには一定の制約があることから、自社の支店や海外傘下グループ会社等の営業拠点に対する調査が結果的に親会社に対する外国競争法適用の足掛かりとなる場合があることもまた事実である。

我が国企業の外国競争法コンプライアンスの在り方を考えるに当たって、このような海外傘下グループ会社を含めた海外拠点に対する足掛かり的な競争法適用の可能性も念頭に置いて、海外傘下グループ会社においてもその態勢を構築していくことも重要となる。

しかし、アンケート調査によれば、米国、EU、中国及び韓国に事業展開している企業においてさえ、それぞれの国・地域の競争法についてのコンプライアンス・マニュアルを作成している、又は研修の機会を設けていると回答しているものはいずれも2割以下となっており、まだまだ改善の余地が大きいといった状況がうかがわれる(19頁及び22頁参照)。

(3) 我が国法制とは異なる外国競争法制の特徴を踏まえた柔軟な対応(柔軟性)

前記 2 (1) のようなリスクを有する外国競争法に対して、そのリスク管理を適切に図っていくためには、まず、これら外国競争法に違反する行為を「しない」・「させない」ことが重要である。特に前記 2 (1) イ「カルテルに係る成立要件等の相違」のリスクとの関係では、違法の意図の無い同業他社との接触・電子メールのやりとりでさえも、外国の競争当局からカルテルの嫌疑を受け、場合によっては、前記 2 (1) ア「違反行為に対する厳しい制裁」の点とも相まって、企業にとって深刻な結果を招くことになりかねない。違反行為を「しない」・「させない」ことはもちろん、違反と疑われるような李下に冠を正すがごとき行為さえも「しない」・「させない」との姿勢を持つことが必要である。

また、仮に、外国の競争当局の法執行対象となってしまった場合にも、法制の違いを踏まえた適切な対応を行っていくことが極めて重要になってくる。例えば前記2(1)ウ「調査妨害・非協力に対するペナルティ」に記した裁量型制裁金システムでは、競争当局に積極的に協力すれば制裁金の額を減じることが可能となる。リニエンシー・プラス等を活用して他の違反事実を自主申告することによっても同様の効果を得ることができる。

アンケート調査によれば、外国競争法に係る有事対応において独占禁止法に係る 有事対応と比べて特に配慮している事項について、外国競争法違反歴のある企業の 大部分が外国競争法における制裁の在り方等の違い(調査への協力度合いによって 制裁の程度が変わること等)を十分踏まえた臨機応変な対応を行っていると回答し ている(51頁参照)。しかし、全体に広げてその結果を見てみると、このような対応をしているのはまだ少数派である(50頁参照)。

4 外国競争法コンプライアンス・プログラムを推進するための具体的方策

以上の対応の基本(対応の3本柱)に立脚したコンプライアンス・プログラムを推進 するための個別具体的な方策を述べると以下のとおりとなる。

(1) 外国競争法コンプライアンス・プログラム推進のための基礎となる体制

ア 親会社の経営トップのコミットメントと世界規模での周知

親会社の経営トップがコミットメントを表明し、イニシアティブを発揮することが、外国競争法コンプライアンスを推進する上で最も重要である。とりわけ、前記3(1)の「親会社及び海外傘下グループ会社による一体的対応」の観点からは、当該コミットメントは海外傘下グループ会社も含めて世界規模で、かつ、全役員・従業員が容易に知り得、また、理解し得る方法で周知されることが必要である。

この点に関連する取組として,海外傘下グループ会社に対しては親会社の経営 トップのメッセージを多言語化して発信している等の例がみられた。

イ 外国競争法に係る担当者の指定等の体制整備

前記3(1)の「親会社及び海外傘下グループ会社による一体的対応」の観点からは、外国競争法に関する担当役員を親会社に配置し、当該役員が海外傘下グループ会社の外国競争法コンプライアンスについても一元的に所管することとすれば、親会社・海外傘下グループ会社の垣根を越えた意思決定の迅速化やグループ全体におけるコンプライアンスに関する取組の徹底につながる方策となる。同様に、

「親会社及び海外傘下グループ会社による一体的対応」の観点からは、親会社に外国競争法専任者を配置し、その者に知識・情報を集約化するとともに、その者に集約された知識・情報に基づき海外傘下グループ会社も含めた相談、研修、監査等を行っていくという対応もあり得る。

この点に関連する取組として,親会社の法務部に競争法の専任者を置き情報が 集中する体制を構築したことにより,競争法上問題となるおそれのある行為について事前の相談が増加し、違反行為の未然防止に寄与している等の例がみられた。

ウ 自社固有のリスクの特定とそれに対する対応

自社固有のリスク(事業内容,組織風土等の内的要因や業界実態,市場情勢,関連法制度等の外的要因を総合的に考慮)に着目し、それに対応する施策を検討し、体制を整備していくことが、外国競争法コンプライアンス・プログラムを推進するためには重要である。そのためには、前記3(3)の「我が国法制とは異なる外国競争法制の特徴を踏まえた柔軟な対応」の観点を踏まえ、事業展開している国・地域の競争法制を意識したリスクの特定も必要となってくる。

この点に関連する取組として、主要な営業品目が世界的に自社を含む数社に寡占された業界なので、同業他社とは原則として接触禁止という方針をグローバル統一ルールとして定めている等の例がみられた。

(2) 研修等による未然防止のための方策

ア 外国競争法コンプライアンス・マニュアルの策定

外国競争法コンプライアンス・マニュアルの策定は、従業員に外国競争法違反行為についての知識を効果的・効率的に習得させるための重要な方策である。どの国・地域の競争法に焦点を当てた取組を推進するかについては、前記3(2)の「事業活動を行っている全ての国・地域の競争法を意識した広範な対応」で述べた点も踏まえて適切に選定していくことが望まれるし、どのような点に注意を払うべきかについては、前記3(3)の「我が国法制とは異なる外国競争法制の特徴を踏まえた柔軟な対応」で述べた点も踏まえて、内容としてメリハリのついたものとすることが望まれる。

この点に関連する取組として,自動車部品カルテル事件を受け,欧米に関しては 既存のコンプライアンス・マニュアルをより強化し,コンプライアンス・マニュア ルがなかった中国等についてはこれを導入した等の例がみられた。

イ 外国競争法に係る社内研修の実施

外国競争法に関する社内研修の実施は、従業員に、外国競争法コンプライアンス上の知識を習得させるための重要な方策である。どの国・地域の競争法に焦点を当てた取組を推進するかについては、前記3(2)の「事業活動を行っている全ての国・地域の競争法を意識した広範な対応」で述べた点も踏まえて適切に選定していくことが望まれるし、どのような点に注意を払うべきかについては、前記3(3)の「我が国法制とは異なる外国競争法制の特徴を踏まえた柔軟な対応」で述べた点も踏まえて、内容としてメリハリのついたものとすることが望まれる。

この点に関連する取組として、アジア地域の傘下グループ会社に対する研修に おいて、現地の競争法のほか、欧米の競争法の運用及び罰則は非常に厳しいことや 域外適用があり得ることを事例を交えて説明している等の例がみられた。

ウ 内外共通の法務相談体制の整備

外国競争法違反行為の未然防止だけでなく、外国競争法違反を懸念して営業活動が過度に萎縮することがないようにするためにも、相談体制が設けられ、活用されることが必要である。前記3(1)の「親会社及び海外傘下グループ会社による一体的対応」の考え方を踏まえると、親会社において、海外傘下グループ会社の従業員等も利用できる共通窓口を設置することにより、問題の所在と対応に係る情報を一元的に集約する体制を整備することが望ましい。時差の存在や言語面での障害のため共通相談窓口の設置が適切でない場合であっても、少なくとも各国・地域

に所在する傘下グループ会社の設置する相談窓口と親会社担当部署との間で十分な情報共有を行っていくことが、その後の危機管理等の観点からも必要である。

この点に関連する取組として,これまで日常業務は各現地法人が対応しているが,明確なルール付けがなかったため,海外現地法人が訴訟・紛争等に巻き込まれた場合であっても,事業部門内のみで処理され報告が後手に回ることがあったことを踏まえて,競争法違反や集団訴訟といった重大な案件が発生した場合には,親会社法務部門に直ちに情報共有される体制を構築中である等の例がみられた。

エ グローバル・ルールとしての各種社内ルールの整備

外国競争法違反行為の未然防止には、各種社内ルールの整備が不可欠であることはもちろん、前記3(1)の「親会社及び海外傘下グループ会社による一体的対応」の観点からは、当該ルールが海外傘下グループ会社も含めて全世界共通のものとして適用されることが求められる。例えば、同業他社との接触や業界団体の会合等への出席は、外国競争法違反行為にもつながるリスクを伴うものであることから、同業他社との接触ルールを整備する必要が認められるが、このような取組は、親会社・海外傘下グループ会社の別を問わず、グローバル・ルールとして実施していくことが望まれる。この接触ルールにおいては、とりわけカルテル規制に対する外国競争法制の特徴を踏まえた上で、同業他社との接触を原則許可制とするなど厳しいものとすることも考えられる。

この点に関連する取組として、制裁が厳しく、同業他社との情報交換自体が違法 と判断され得るEUの競争法を意識した同業他社との接触に関するグローバル・ ルールを定めており、考え方としては、「カルテルをしてはいけません。」だけでは なく、「カルテルを疑われる行為はやめましょう。」としている等の例がみられた。

(3) 監査等による確認と早期発見のための方策

ア 外国競争法監査の実施

業務監査は、外国競争法違反行為の発見に関しても重要である。監査を効果的・効率的に実施するためには、外国競争法上のリスクの高い部門や事案について重点的に行うなどの工夫が求められる。特に監査は、前記3(2)の「事業活動を行っている全ての国・地域の競争法を意識した広範な対応」を踏まえ、事業活動を展開している全ての国・地域の競争法が適用される可能性を念頭に置いて、また、前記3(1)の「親会社及び海外傘下グループ会社による一体的対応」を踏まえた上、一元的基準による監査とすることが望まれる。

この点に関連する取組として、グループCEO直属の内部監査グローバルリーダーがアジア、欧州、北米のリージョナルリーダーを統括する体制の下、各地域の監査部門が担当地域のグループ会社の監査を実施しており、監査に当たっては、グローバル共通の重点監査項目を設定している等の例がみられた。

イ 内外共通の内部通報制度の整備

内部通報制度は、水面下で生じている問題行為に関する情報を入手する上で重要な手段である。前記3(1)の「親会社及び海外傘下グループ会社による一体的対応」を踏まえると、親会社において、海外傘下グループ会社の従業員等も利用できる共通の内部通報窓口を設置することにより、問題の所在と対応に係る情報を一元的に集約する体制を整備することが望ましい。仮に、時差の存在や言語面での障害のため共通の内部通報窓口の設置が適切でない場合であっても、少なくとも各国・地域に所在する傘下グループ会社の設置する内部通報窓口と親会社担当部署との間で十分な情報共有を行っていくことが、その後の危機管理等の観点からも必要である。

この点に関連する取組として,海外の子会社の従業員等が利用する全言語に対 応可能なグループ共通の内部通報窓口を専門業者や法律事務所に委託している等 の例がみられた。

ウ 外国競争法に係る社内リニエンシー

社内リニエンシー(違反行為に関与した社員が自主的に所要の報告等を行った場合に、懲戒内容の軽減を考慮すること。)は、外国競争法違反行為の社内における早期発見と、その後の社内調査や競争当局による調査における関係社員の協力姿勢の確保にもつながる方策である。この社内リニエンシーは、その後、前記3(2)の「事業活動を行っている全ての国・地域の競争法を意識した広範な対応」で述べた点を踏まえた上で、どこの競争当局にリニエンシー申請するかという点にも関わってくるところであり、また、前記3(1)の「親会社及び海外傘下グループ会社による一体的対応」の考え方を踏まえた上での統一的かつ迅速なリニエンシー申請につながるものである。

この点に関連する取組として、外国の競争当局は、制裁金や罰則において、日本 と異なり裁量型を採用しており、競争当局への協力度合いが制裁金等に影響があ るところ、社内リニエンシーにより、社員の調査協力を確保することができた等の 例がみられた。

(4) 危機管理のための方策

ア 親会社の経営トップのイニシアティブによる迅速な対応と的確な意思決定

外国競争法違反行為に係る情報に接した場合,親会社の経営トップがイニシアティブを発揮して迅速に対応し,的確な意思決定を行うことが重要である。外国競争法違反によって生じるリスクを可及的に最小化するためには,前記3(1)の「親会社及び海外傘下グループ会社による一体的対応」を踏まえて,関係する情報を迅速に収集・分析・評価し,企業として採るべき方針について的確な意思決定を行うことが必要である。

この点に関連する取組として,外国競争法違反の可能性が発見された場合,直ち

に経営トップに報告するとともに、提携している国内又は海外の弁護士と連携を 図り、迅速に社内調査を実施する一方で、各国・地域の関係競争当局へのリニエン シー申請の利用について検討する等の例がみられた。

イ 外国競争法に係るリニエンシー制度の活用

外国競争法違反に伴うコストを低減するためには、外国競争法におけるリニエンシー制度を利用することが有用である。その際には、前記3(2)の「事業活動を行っている全ての国・地域の競争法を意識した広範な対応」も踏まえ、具体的にどの国・地域の競争当局にリニエンシー申請を行っていくか的確に見定めていく必要がある。また、前記3(1)の「親会社及び海外傘下グループ会社による一体的対応」も重要となってくるところ、特に迅速さを要求されるリニエンシー申請においては、親会社・海外傘下グループ会社が一体となって情報収集を行い、その後の対応も一体として行っていくことが重要である。さらに、前記3(3)の「我が国法制とは異なる外国競争法制の特徴を踏まえた柔軟な対応」に記載したとおり、調査への協力度合いによって制裁の程度が変わる等といった我が国独占禁止法との制裁の在り方の違いも十分認識しておく必要がある。この観点からは、我が国独占禁止法と異なるリニエンシーに関する制度(リニエンシー・プラス等)の存在についても留意が必要である。

この点に関連する取組として、違反が発覚した場合には、各国・地域のリニエンシー制度を積極的に利用する方針を有しているところ、海外子会社の法務部門と連携しつつ日本の法務部門が中心となって社内調査を行った結果、複数の国・地域への影響が認められたため、親会社主導で当該複数国・地域に同時にリニエンシー申請を行った等の例がみられた。

ウ 一体的対応の基礎となる有事対処マニュアルの整備

外国競争法違反行為に係る情報に接した場合の対処方針や手続といった基本事項(例えば,対処に係る担当部署,対処に係る担当者連絡先,競争当局への相談方法,リニエンシー制度の利用方法,社内調査等の担当者,担当部署から経営トップまでの連絡・指示体制,外国競争法の概要等)を有事対処マニュアルとして事前に文書で取りまとめ,関係者間で共有しておくことが有用である。このような準備をすることにより,前記3(1)の「親会社及び海外傘下グループ会社による一体的対応」で述べた点を踏まえて統一的な有事対応も可能となる。

また、手続法制の差を反映して実務フローも異なってくるところ、前記3(3)の「我が国法制とは異なる外国競争法制の特徴を踏まえた柔軟な対応」という視点を踏まえ、有事対処マニュアルの内容は、僅かなミスや誤認に起因する巨大なリスク負担を発生させないように、それを回避できるようなものとすることが望ましい。特に、外国競争法違反事例の中では、社内文書等の資料の破棄が、競争当局による調査に対する妨害行為として厳しい制裁が科されている場合もあることから、

その旨注意喚起を促すことも必要となってくる。

この点に関連する取組として、有事の際の証拠隠滅や虚偽報告を行うと、故意ではなくても重大な制裁を課される可能性があることから、従業員が証拠隠滅等を行うことがないように、分かりやすい表現で記載したマニュアルを作成し、関係者に事前周知している等の例がみられた。

エ 親会社の経営トップのイニシアティブによる的確な社内調査の実施

外国競争法違反行為に係る情報に接した場合,迅速かつ正確に情報収集するためには,前記3(1)の「親会社及び海外傘下グループ会社による一体的対応」で述べた点を踏まえて,親会社の経営トップがイニシアティブを発揮し,社内調査への協力の確保と社内文書等の資料の保全を図ることが重要である。

また,前記3(3)の「我が国法制とは異なる外国競争法制の特徴を踏まえた柔軟な対応」で述べたリニエンシー・プラス等との関係からも,情報に接した外国競争 法違反行為に係る事業と類似・関連する事業等においても同様の行為が行われて いないか徹底的に調査することも必要である。

この点に関連する取組として、外国の競争当局から調査を受けた際、関連する製品についても社内調査を行ったところ、違反事実が認められたため、当該関連製品を販売する国・地域の競争当局にリニエンシー申請を行い、制裁金の免除を受けることができた等の例がみられた。

第4 公正取引委員会としての今後の対応

公正取引委員会は、これまで独占禁止法の厳正かつ積極的な執行と独占禁止法コンプライアンスに関する企業の取組の支援・唱導活動を「車の両輪」と捉えて、企業における独占禁止法コンプライアンスの推進に取り組んできている。

今回の調査では、外国競争法に焦点を当て、我が国企業の外国競争法コンプライアンス態勢の現状を紹介するとともに、外国競争法コンプライアンスを推進するために有効と考えられる方策や留意点を、具体的な取組例とともに紹介している。

外国競争法コンプライアンス・プログラムを推進するための具体的な方策については、基本的には独占禁止法コンプライアンス・プログラムを推進するための方策と異なるものではないものの、外国競争法の特徴に関連するリスクも存在することから、これを踏まえた対応が必要となる。

このため、企業においては、独占禁止法コンプライアンスに関する取組を推進すると ともに、本調査結果も参考としつつ、外国競争法コンプライアンスに関する取組を推進 することが望まれる。

公正取引委員会では、引き続き、世界各国の競争法制や競争当局の最近の動きなどの情報提供に努めていくとともに、本調査結果の周知等を通じて、企業における独占禁止 法及び外国競争法コンプライアンスに関する取組の支援・唱導活動に積極的に取り組んでいく。

参考資料

- 1 アンケート質問票
- 2 アンケート集計結果

アンケート質問票

1 通占禁止法」とは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年4月14日 法律第54号)をいいます。

「外国競争法」とは,主として米国,EU,中国及び韓国の競争法をいいます。

米国:シャーマン法,クレイトン法及び連邦取引委員会法

 ${
m EU}$:欧州連合の機能に関する条約第101条及び第102条並びに理事会規則2004年

第139号

中国:中華人民共和国独占禁止法

韓国:独占規制及び公正取引に関する法律

「傘下グループ会社」とは、連結決算対象となっている会社をいいます。

က

4 「リニエンシー制度」とは、独占禁止法の課徴金減免制度^(注)及び外国競争法における同様の制度を総称したものをいいます。

(注)課徴金減免制度:事業者が,自らが行ったカルテル又は入札談合について,その事実を公正(注)課徴金減免制度:事業者が,自らが行ったカルテル又は入札談合について,その事実を公正取引課後金が発発される制度をい

います。詳細につきましては、当委員会ウェブサイトを御覧ください。

URL: http://www.jftc.go.jp/dk/seido/genmen/index.html

5 問36から問36-4を除き,親会社たる責社の対応又は責社の考えを回答してください。ただし,問19-2のように記述式回答を求めている設問については、必要に応じ、責社の対応のみならず海外の傘下グループ会社の対応を含めて回答していただいても構いません。

1

6 問36から問36-4については、米国、EU、中国及び韓国に所在する貴社の傘下グループ会社の対応について、回答してください。米国、EU、中国及び韓国に所在する貴社の傘下グループ会社が複数存在する場合には、それぞれの国又は地域において、直近の会計年度における売上額が最も大きい傘下グループ会社の対応について、回答してください。

|※回答は「アンケート回答票」に記入してください。

<企業情報編>

1 企業名等

名 回答欄に御記入ください。	回答者名(役職)	回答欄に御記入ください。
所在地 回答欄に御記入ください。	本票に関する連絡 先部署名,担当者 &及び電話番号	回答欄に御記入ください。

※ 企業名等については、空欄でも構いません。

2 資本金の額

10 億円以上 50 億円以上 50 億円未満 100 億円 100 6			河 个 街		
	無米	5億円以上10億円未満	10 億円以上 50 億円未満	50 億円以上 100 億円未満	100億円以上
		3	9	4	9

3 売上高の額

괴	
1 兆円以.	(6)
5000億円以上 1兆円未満	(1
 1000 億円以上 5000 億円未満	(
500 億円以上 1000 億円未満	(6)
100 億円以上 500 億円未満	@
100 億円未満	•

売 ト 富 (単体ベース)

		1 2	上 高 (連結ベース)	(イス)		
#	100億円未満	100億円以上	500億円以上	1000億円以上	5000億円以上	1 兆円以上
会社はない		500 億円未満	1000億円未満	5000億円未満	1 兆円未満	
	3	(3)	4	9	9	£

4 従業員の数

	郑	業 員 数 (単体ベース)	(K)	
500 人未満	500 人以上 1,000 人未満	1,000 人以上 5,000 人未満	5,000 人以上 10,000 人未満	10,000 人以上
Θ	©	©	(#)	9

		従業員数	(連結ベース)		
りまとな	500 人未満	500 人以上	1,000 人以上	5,000 人以上	10,000 人以上
会社はない		1,000 人未満	5,000 人未満	10,000 人未満	
0	©	©	(9	9

主たる業種 Ŋ

貴社の主たる業種について,東京証券取引所の33業種分類の番号で回答してください。

_	水産・農林業	12	鉄鋼	23	空運業
2	鉱業	13	非鉄金属	24	倉庫・運輸関連
က	建設業	14	金属製品	25	情報・通信業
4	食料品	15	機械	26	卸売業
70	繊維製品	16	電気機器	27	小売業
9	パルプ・粧	17	輸送用機器	28	銀行業
7	化学	18	精密機器	29	証券,商品先物取引業
8	医薬品	19	その他製品	30	保険業
6	石油・石炭製品	20	電気・ガス業	31	その他金融業
10	ゴム製品	21	陸運業	32	不動産業
11	ガラス・土石製品	22	海運業	33	サービス業

6 傘下の主たる事業会社

貴社が純粋特株会社の場合にのみ貴社傘下の主たる事業会社(貴社傘下の事業会社のうち売上額が 最も大きい会社をいいます。)の状況を御回答ください。(貴社が純粋特株会社ではない場合には,何 も記入しないでください。)

企業名等

-	
回答欄に御記入ください。	
所在地	
回答欄に御記入ください。	
企業名	

※ 企業名等については、空欄でも構いません。

₩

資

資本金の額

5億円未満	5億円以上 10億円未満		10 億円以上 50 50 億円未満 100	50 億円以上 100 億円未満	100 億円以上
Θ	3		<u> </u>	(<u>©</u>
売上高の額					
		売	車		
100 億円未満	100 億円以上 500 億円未満	500 億円以上 1000 億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上 1兆円未満	上 1 兆円以上
Θ	(2)	(3)	®	©	9

従業員の数

	ч	
	10,000 人以上	9
	5,000 人以上 10,000 人未満	4
化 兼 買 級	1,000 人以上 5,000 人未満	3
	500 人以上 1,000 人未満	©
	500 人未満	①

7 貴社の海外事業

貴社が事業を展開している日本国外の国又は地域を回答してください^(注)。(複数選択可)

- **州**
- ΕC
- H (m)
- 韓 4
- ①以外の北米 (c)
- ②以外の欧州(ロシアを含みます。) 9
- ③及び④以外のアジア (c)
- 十二十 **∞**
- 大洋州 6
- 中東及びアフリカ 9
- 日本国外で事業を展開していない。
- (注)貴社の支柱・営業所及び傘下グループ会社がある場合は、当該支社・営業所及び傘下グループ会社が所在する国又は地域を回答してください。また、当該支社・営業所及び傘下グループ会社がない場合は、輸出入取引が多い国又は地域を回答してください。

る貴社の傘下グループ会社の数を記入してください(傘下グループ会社がない国又は地域については、 7で選択肢①から④までのいずれかを選択した方にお伺いします。①から④の国又は地域に所在す 「一」と記入してください。)。

-) 囲米 ①
- ### ② EU (
- 年) ③ 中国(
- \oplus

8 競争法違反の有無

又は刑事罰(法人に対する場合,個人に対する場合のいずれも含みます。以下同じ。)を受けたこと 貴社は,過去20年間に,独占禁止法違反で行政処分(審決,排除措置命令及び課徴金納付命令) がありますか。一つだけお選びください。

- ① 受けたことはない。
- 受けたことがある。

00

貴社は、過去20年間に、外国の競争当局から外国競争法違反で行政処分、訴迫等を受けたことが

- ありますか。(複数選択可)
- ① 受けたことはない。
- ② 米国の競争当局から行政処分を受け、又は訴追された。
- ③ EUの競争当局から行政処分を受けた。
- ④ 中国の競争当局から行政処分を受けた。
- ⑤ 韓国の競争当局から行政処分を受け、又は刑事告発された。
- ③ その他 (具体的な国名又は地域名を記入してください。)
- (注) 外国の競争当局から立入検査又は搜索を受けたのみで、現在、捜査・審査が進行中であるものは含みませんが、 一旦行政処分、訴追(略式起訴を含む。)を受けた事件については、確定前のものも含めてください。また、広い 意味での和解(米国の consent decree (同意審決), consent judgement (同意判決), plea bargaining (司法取 引), EUの settlement (和解手続), commitment (維約手続)等)で終了した事件も含めてください。

<独占禁止法編>

独占禁止法コンプライアンス・プログラム全般

問1 独占禁止法コンプライアンスに対する経営トップのコミットメント

貴社の経営トップ (代表取締役社長に限らず, 代表権を持つ取締役等実質的に会社組織の最上位に位置する者も含みます。以下同じ。)(は, 社員に独占禁止法コンプライアンスの重要性を伝えるためにどのような取組を行っていますか。<u>(複数選択可)</u> ① 特に何も行っていない。

- ② 独占禁止法には直接言及していないが、コンプライアンスを呼び掛けるメッセージを社員に周知している。
- ③ 独占禁止法コンプライアンスに関するメッセージを文字情報として社員に周知している(コンプライアンス・マニュアル, 社内報, パンフレット等における記載や, イントラネットにおける掲示を含む。)。
- ④ 独占禁止法に関する研修の席上において、直接、独占禁止法コンプライアンスに関するメッセージを伝えている。
- ⑤ ④以外の会合(会合名:)の席上において、直接、独占禁止法コンプライアンスに関するメッセージを伝えている。
- ⑥ その他 (具体的に記入してください。)

問2 法務・コンプライアンス担当部署等の設置状況

貴社は、法務・コンプライアンス担当部署 (#) を設置していますか。<u>一つだけお選びください。</u>

- ① 法務・コンプライアンス担当部署を設置していない。 [→問3へ]
- ② 設置している (庶務業務等のいわゆる総務業務も併せて担当している。)。
 - ③ 設置している(法務・コンプライアンス業務のみを担当している。)。
- ④ 設置している(契約・訴訟その他会社の業務に伴う具体的な法的事項を取り扱う部署(例えば 法務部等)及びコンプライアンスの意識を高めるための普及・啓発又はそれに関連する事項を取り扱う部署(例えばコンプライアンス推進部等)を別々に設置している。)。
- ⑤ その他(担当部署名及びその部署の性格について具体的に記入してください。)
- (注)「法務・コンプライアンス担当部署」とは、名称にかかわらず、社員が法令違反等に関与することを防止するための業務(法令違反等を把握するための取組や実際に問題が生じた場合の対処を含みます。)を行っている部署をいいます。いわゆる法務担当部署やコンプライアンス担当部署が存在しない場合でも、例えば総務担当部署がその役割を担っている場合は、当該総務担当部署がこれに該当します。

間2-2

問2で選択肢②から⑤ (設置している場合に限ります。) までのいずれかを選択した方にお伺い します。貴社では、法務・コンプライアンス担当部署において、独占禁止法に関する担当者を決め ていますか。 一つだけお選びください。

- ① 決めていない。
- ② 決めている。

問2-3

貴社には独占禁止法に関する法務・コンプライアンスを担当する役員(他法令との兼任の場合も 含みます。)はいますか。<u>一つだけお選びください。</u>

- ① いない。
- 2 v.5。

問3 企業グループ全体での一体的取組状況

貴社は, 国内の傘下グループ会社における独占禁止法コンプライアンスに関与していますか。<u>(複</u>

(海狀可)

- ① 国内の傘下グループ会社はない。
- ② 関与していない。
- ③ 自社の経営トップが国内の傘下グループ会社にも独占禁止法コンプライアンスに関するメッセージを発信している。
- ④ 自社と国内の傘下グループ会社とで独占禁止法に関するコンプライアンス・マニュアルを共有 1 アンス
- ⑤ 国内の傘下グループ会社に独占禁止法に関する研修を実施させている。
- ⑤ 国内の傘下グループ会社の社員を自社の独占禁止法に関する研修に参加させている。
- ① 自社の内部通報窓口(法令や社員規定等に違反するような行為に関する社員による通報又は自主申告を受け付ける窓口)の利用者に、国内の傘下グループ会社の社員も含んでいる。
- ⑧ 国内の傘下グループ会社にも法務・コンプライアンス担当部署を設置し、グループ内で独占禁止法に関する情報等を共有する取組をしている。
- ⑤ 国内の傘下グループ会社の事業部門や法務・コンプライアンス担当部署も利用できる相談窓口 (独占禁止法上の疑義が生じたときに問題になるかなどを相談できる窓口)を自社に設置してい
- ⑩ 国内の傘下グループ会社の独占禁止法に関する監査を自社の社員が実施している。
- ① 自社と国内の傘下グループ会社で独占禁止法コンプライアンス関連の社内報を共有している (上記③又は⑧の場合を除く。)。
- の他(具体的に記入してください。)

問4 実情に応じた独占禁止法コンプライアンス・プログラムの構築状況

貴社は、貴社固有の独占禁止法上のリスク(例:商品又は役務の特性、組織風土等の内的要因や業界実態、市場情勢、関連法制度等)を特定していますか。一つだけお選びください。

- ⊕ 特定していない。[→問5へ]
- ② 特定している。

問4-2

問4で選択胶②を選択した方にお伺いします。貴社が着目しているリスク及び当該リスクに応じた対応について具体的に記入してください。

※ 枠内の例は、貴社における事例を記入していただく際の参考として例示したものであり、必ずしもこれらに即して記入していただく必要はありません。また、これらは紙面の都合上簡潔に記載しているところ、回答に当たっては、なるべく詳細な記入をお願いいたします。(以下同じ。)

[特定したリスク及び当該リスクに応じた対応の例]

- 業界が募占化していることもあり、当社は、社員の業界団体の会合への参加を独占禁止法上のリスクと特定しているところ、可能な限り会合には参加しないようにし、やむを得ず参加する場合には必ず弁護士を同席させることとしている。
- 過去の独占禁止法違反の例からリスクが高いと判断した子会社には重点的に監査を行っている。

独占禁止法違反行為を未然防止するための取組

問5 独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定状況

貴社は、独占禁止法についてのコンプライアンス・マニュアル(名称は問いません。)を策定していますか。<u>一つだけお選びください。</u>

- ① 策定していない。
- 3 策定している。

問6 独占禁止法研修の実施状況

貴社は、社員に対して、独占禁止法に関する研修の機会を設けていますか。(複数選択可)

- ① 研修の機会を設けていない。
- ② 外部組織 (業界団体, 法律事務所, 企業研修会社等。以下同じ。) が主催する研修に社員を参加させている。
- ③ 自社が主催する社員向けの研修(④を除きます。)を実施している。
- e-ラーニングによる研修を実施している。
-) その他 (具体的に記入してください。)

問7 社内法務相談体制の整備状況

貴社において, 社員が<u>今後行おうとする業務について</u>独占禁止法に抵触するかどうか疑問や不安を感じた場合, 事前相談を行う先として指定されている部署はどこですか。(複数選択可)

- 事前相談を行う先として指定されている部署はない。
- ② 当該社員の所属部署
- ③ 総務部等の管理部署
- ④ 法務・コンプライアンス担当部署(③の場合を除く。)
-) その他 (具体的に記入してください。)

問7-2

貴社において、社員が<u>現在行っている業務内容について独</u>占禁止法に抵触するかもしれないと疑 間や不安を感じた場合、相談を行う先として指定されている部署はどこですか。<u>(複数選択可)</u>

- 田談を行う先として指定されている部署はない。
- ② 当該社員の所属部署
- 総務部等の管理部署

(m)

- ④ 法務・コンプライアンス担当部署 (③の場合を除く。)
- その他(具体的に記入してください。)

問8 社内懲戒ルールの整備状況

貴社の社員が独占禁止法違反行為に関与した場合,貴社の規定上,当該社員及び当該社員の業務 に管理監督責任を有する者(直属の上司等)は懲戒の対象になり得ますか。一つだけお選びくだ<u>さ</u>

- ③ 懲戒の対象にはならない。
- ③ 独占禁止法違反行為に関与した社員又はその社員の業務に管理監督責任を有する者が懲戒の対象になり得ることが明記されている。
- ③ 独占禁止法とは明記していないが、法令違反は懲戒の対象となり得ることが明記されており、独占禁止法違反行為に関与した社員又はその社員の業務に管理監督責任を有する者が懲戒の対象となり得る。
- ④ 法令違反が懲戒の対象になり得ることを明記していないが、独占禁止法違反行為に関与した社員又はその社員の業務に管理監督責任を有する者が懲戒の対象となり得る。
- ⑤ その他 (具体的に記入してください。)

問9 同業他社との接触ルールの策定状況

貴社は,同業他社との会合(同業他社が出席するゴルフコンペ,懇親会等を含みます。以下同じ。) に関して, 独占禁止法コンプライアンスを意識した接触ルールを定めていますか。(複数選択可)

- ① 定めていない。
- ② 出席できる会合をあらかじめ限定している。
- ③ 会合の出席の前に届け出る。
- ④ 会合の出席の前に許可を得る。
- ⑤ 会合の場における一定のルールを定めている(定めているルールの内容を具体的に記入してください。)。
- ⑥ 会合の出席の後にその内容を報告する。
- ① その他 (具体的に記入してください。)

2000日

貴社は、業界団体の会合(業界団体が開催するゴルフコンペ、懇親会等を含みます。以下同じ。) に関して、独占禁止法コンプライアンスを意識した接触ルールを定めていますか。<u>(複数選択可)</u>

- ① 定めていない。
- ② 出席できる会合をあらかじめ限定している。
- ③ 会合の出席の前に届け出る。
- ④ 会合の出席の前に許可を得る。
- ⑤ 会合の場における一定のルールを定めている(定めているルールの内容を具体的に記入してください。)。
- ⑤ 会合の出席の後にその内容を報告する。
- ① その他 (具体的に記入してください。)

独占禁止法違反行為を早期発見するための取組

問10 内部通報制度の整備状況

貴社は、法令や社員規定等に違反するような行為に関する社員による通報又は自主申告を受け付ける窓口(以下「内部通報窓口」といいます。)を設置していますか。一つだけお選びください。

- ① 設置していない。
- ② 社内にのみ内部通報窓口を設置している。
- ③ 社外(法律事務所等)にのみ内部通報窓口を設置している。
- ④ 社内及び社外に内部通報窓口を設置している。

問11 社内リニエンシーの整備状況

貴社は、社員が独占禁止法違反行為に関与した場合において、当該社員が自主的に当該事実について所要の報告等を行った場合、最終的な懲戒内容の軽減について考慮すること(以下「社内リニエンシー」といいます。)としていますか。<u>一つだけお選びください。</u>

- ⑤ 考慮しないということが社内規定で明記されている。[→間11-4へ]
- ② 考慮することが社内規定で明記されていないので、考慮しない。[一間11-4へ]
- ③ 独占禁止法違反行為に関与した社員が自主的に当該事実について所要の報告等を行った場合、 懲戒内容の減免について考慮することが社内規定で明記されている。
- ④ 考慮することが社内規定で明記されていないが、考慮する要素にはなる。
- その他(具体的に記入してください。)

問11-2

問11で選択肢③から⑤ (考慮する場合に限ります。)を選択した方にお伺いします。懲戒内容の軽減について具体的に記入してください。

【懲戒内容の軽減の考慮についての例】

○ 社員がa製品についてB・C会社と価格カルテルを行っている旨を公正取引委員会の立入検査前に報告してきた場合は、当該社員に対して一切懲戒処分を行わないこととしている。

問11-3

間11で選択肢③から⑤ (考慮する場合に限ります。)までのいずれかを選択した方にお伺いします。社内リニエンシーについて,社員に周知されていますか。一つだけお選びください。

- ① 周知されていない。
- ② 周知されている。

問11-4

貴社において,社内リニエンシーを導入している又は導入していない理由を具体的に記入してく **.、

【社内リニエンシーを導入している又は導入していない理由の例】

- 独占禁止法違反行為の早期発見を目的として,社内リニエンシー制度を導入している。
- 当社は, 社内リニエンシーを制度として導入した場合, 競争法違反行為を行っても許されて
- しまうという企業倫理上の問題が発生することを懸念し,導入していない。

問12 独占禁止法監査の実施状況

貴社では、独占禁止法に関する社内監査(他の法令に関する監査と同時に行う場合を含みます。) を定期的に実施していますか。<u>一つだけお選びください。</u>

- □ 実施していない。[→間13~]
- ② 実施している。

112 - 2

問12で選択肢②を選択した方にお伺いします。平成24年6月以降に,貴社の社内監査で独占禁止法コンプライアンスの観点から違反につながる可能性のある事例(公正取引委員会が何らかの措置を採ったものかどうかを問わず,独占禁止法違反につながる可能性があると貴社が判断したものを含みます。)が発見されたことはありますか。(複数選択可)

- □ ない。
- ② カルテル・入札談合につながる可能性のある事例が発見された。
- ③ 優越的地位の濫用につながる可能性のある事例が発見された。
- ひの他(具体的に記入してください。)

問13 社内メールのチェックの実施状況

貴社は,社員による独占禁止法違反行為への関与の事実を探知するため,社内のメールを日常的又は定期的に監視したり(定期的な独占禁止法監査の一部として行う場合を含みます。),社内調査等の必要性が生じた場合に関係する社員の社内メールを探索する取組を実施していますか。<u>一つだ</u>けお選びください。

- ① 実施していない。
- ② 日常的又は定期的な社内メールの監視を実施している。
- ③ 必要に応じて,関係する社員の社内メールの探索を実施している(又は,実施することとなる。)。
- ②及び③を実施している。

独占禁止法違反事実へ適切に対処するための取組

問14 有事への適切対処

貴社において、貴社が行っている業務が独占禁止法に違反する可能性を示唆する情報に接した場合,当該情報について必ず報告を受けることになっているのは誰ですか。<u>(複数選択可)</u>

- ① 当該情報の関係する部署内の法務・コンプライアンス担当者
- 当該情報の関係する部署の責任者
- ③ 法務・コンプライアンス担当部署の担当者
- 法務・コンプライアンス担当部署の責任者
- ⑤ 経営トップ
- ⑥ 監査役
- その他 (具体的に記入してください。)

14 - 2

貴社において、貴社が行っている業務が独占禁止法に違反する可能性を示唆する情報に接した場合,当該情報を受けて何らかの対処(社内調査の実施等)を行うかどうかの最終決定を行うことができるのは誰ですか。(<u>複数選択可。</u>例えば、通常は法務・コンプライアンス担当部署の責任者が
最終決定できるものの、特に重大な事案の場合は経営トップの判断を仰ぐことになる場合は、④及びる選択してください。)

- ① 当該情報の関係する部署内の法務・コンプライアンス担当者
- 当該情報の関係する部署の責任者
- 法務・コンプライアンス担当部署の担当者
- ① 法務・コンプライアンス担当部署の責任者
- 経営トップ
-) その他 (具体的に記入してください。)

問15 リニエンツー制度の活用

貴社は,社内で独占禁止法違反被疑事実の発見や当局による調査の開始といった事態(以下「有 事」といいます。)に際して、貴社の社員がカルテル・入札談合に関与した可能性が高いと判断し た場合,リニエンシー制度を利用したいと考えていますか。<u>一つだけお選びください</u>

- ① 利用することを考えていない。
- ② 利用することを考えている。
- ③ よく分からない。

問16 有事対処マニュアルの事前整備状況

貴社は,有事が発生した場合を想定して,有事対処マニュアル(有事の際に採るべき方針や手続 といった基本的事項を事前にマニュアル化したものをいいます。名称や体裁は問いません。以下同 じ。)を策定していますか。一つだけお選びください。

- ① 策定していない。
- ② 危機管理全般に係る有事対処マニュアルは策定しているが、独占禁止法事案に特化した事項は
- ③ 独占禁止法事案に係る有事対処マニュアルを策定している。
- その他(具体的に記入してください。)

問17 社内調査の実施状況

有事が発生した場合の必要な社内調査に関して,その取組状況を具体的に記入してください。ま た,社内調査を実施したことやその内容を工夫したことにより,独占禁止法コンプライアンス上良 い影響・結果が生じた事例,逆に、社内調査を実施しなかったことやその内容が不十分であったこ とにより,悪い影響・結果が生じた事例(そうした経験を踏まえて何らかの取組や見直しを行った 場合は,その内容も記入してください。)があれば,具体的に記入してください。

【社内調査の実施に係る取組状況や取組に係る影響・結果の例】

○ 公正取引委員会の立入検査を受けた際に他の商品について社内調査を行ったところ,独占禁 止法違反の事実を発見したことから,当該他の商品について課徴金減免制度を利用することに より課徴金の免除を受けることができた。

<外国競争法編>

問18 外国競争法に対する認識

貴社が外国競争法コンプライアンスの取組において意識しているのは,どの国又は地域の競争法 ですか。 (複数選択可)

- 田米 〇
- ② EU
- (m)
- 韓国 4

⑤ 特にない

その他(具体的に国名又は地域名を記入してください。)

外国競争法コンプライアンス・プログラム全般

問19 外国競争法コンプライアンスに対する経営トップのコミットメント

貴社の経営トップ(代表取締役社長に限らず、代表権を持つ取締役等実質的に会社組織の最上位 に位置する者も含みます。以下同じ。)は,貴社の社員に外国競争法コンプライアンスの重要性を 伝えるためにどのような取組を行っていますか。<u>(複数選択可)</u>

- 毎に何も行っていない。
- ② 外国競争法には直接言及していないが、コンプライアンスを呼び掛けるメッセージを社員に周
- プライアンス・マニュアル、社内報、パンフレット等における記載や、イントラネットにおける ③ 外国競争法コンプライアンスに関するメッセージを文字情報として社員に周知している(コン 掲示を含む。)。
- ④ 外国競争法に関する研修の席上において、直接、外国競争法コンプライアンスに関するメッセ ージを伝えている。
-) の席上において, 直接, 外国競争法コンプライアンス に関するメッセージを伝えている。 ⑤ ④以外の会合(会合名:
- その他(具体的に記入してください。)

問19-2

メントやその内容を工夫したことにより、外国競争法コンプライアンス上良い影響・結果が生じた 外国競争法コンプライアンスの推進に当たり、貴社の経営トップによる外国競争法コンプライア ノスへのコミットメントがあれば,具体的に記入してください。また,経営トップによるコミット 事例,逆に,経営トップによるコミットメントがなかったことやその内容が不十分であったことに より、悪い影響・結果が生じた事例(そうした経験を踏まえて何らかの取組や見直しを行った場合 は、その内容も記入してください。)があれば、具体的に記入してください。

【経営トップによるコミットメントに係る取組状況や取組に係る影響・結果の例】

○ 経営トップの「違法行為による売上はいらない」という明確なメッセージをイントラネット を通じて海外の傘下グループ会社を含めて世界中に現地の言語で配信しているところ,特に海

外の傘下グループ会社からは,現地の言語に翻訳したものは使い勝手がよく普及啓発に大変有用である旨の報告を受けている。

- 社会的に是認されない方法による事業遂行は認めないとの経営トップの強力なコミットメントの下,自社のみならず全世界の傘下グループ会社の全管理職に対して,経営トップ宛に競争法コンプライアンスに関する誓約書を提出させている。
-) 地域によっては、経営トップの明確なコミットメントがなければ社員が受け入れにくい場合もあり、現地の文化等にあわせたコンプライアンス体制の構築に苦労した。

問20 法務・コンプライアンス担当部署等の設置状況

問2(独占禁止法編)で選択肢②から⑤(設置している場合に限ります。)までのいずれかを選択した方にお伺いします。 貴社では、法務・コンプライアンス担当部署において、外国競争法に関する担当者を決めていますか。 一つだけお選びください。

- ① 決めていない。
- ② 独占禁止法の専任者が兼ねている。
-) 外国競争法の専任者を置いている。

|20-2|

貴社には外国競争法に関する法務・コンプライアンスを担当する役員(内外他法令との兼任の場合も含みます。)はいますか。—つだけお選びください。_

- ① いない。
- 2 v.5°

1000日

法務・コンプライアンス担当部署・役員の設置,体制に関して,その状況を具体的に記入してください。また,その内容を工夫したことにより,外国競争法コンプライアンス上良い影響・結果が生じた事例,逆に,当該業務に係る組織及び実施上の取組がなかったことやその内容が不十分であったことにより,悪い影響・結果が生じた事例(そうした経験を踏まえて何らかの取組や見直しを行った場合は,その内容も記入してください。)があれば,具体的に記入してください。

【法務・コンプライアンスに係る取組状況や取組に係る影響・結果の例】

- コンプライアンスに関する取組の責任者として役員を置いたことにより、部門横断的・機動的な取組が可能となった。
- 外国競争法違反行為について、事業部門の担当者は知っていても法務・コンプライアンス担当者が知らないということが問題であるという問題意識から、法令違反等の内部情報を吸い上げるため、各事業部門に法務・コンプライアンス担当部署との兼務者を配置した。

問21 企業グループ全体での一体的取組状況

貴社は、海外の傘下グループ会社における外国競争法に関するコンプライアンスに関与していますか。(複数選択可)_

- ① 海外の傘下グループ会社はない。

 - 図 関与していない。
- ③ 自社の経営トップが海外の傘下グループ会社にも外国競争法コンプライアンスに関するメッセージを発信している。
- ④ 自社と海外の傘下グループ会社とで外国競争法に関するコンプライアンス・マニュアルを共有している。
- ⑤ 海外の傘下グループ会社に外国競争法に関する研修を実施させている。
- ⑥ 海外の傘下グループ会社の社員を自社の外国競争法に関する研修に参加させている。
- 自社の内部通報窓口の利用者に, 海外の傘下のグループ会社の社員も含んでいる。
- ⑧ 海外の傘下グループ会社にも法務・コンプライアンス担当部署を設置し、グループ内で外国競争法に関する情報等を共有する取組をしている。
- ⑨ 海外の傘下グループ会社の事業部門や法務・コンプライアンス担当部署も利用できる相談窓口 (外国競争法上の疑義が生じたときに問題になるかなどを相談できる窓口)を自社に設置してい
- ⑩ 海外の傘下グループ会社の外国競争法に関する監査を自社の社員が実施している。
- ① 自社と海外の傘下グループ会社で外国競争法コンプライアンス関連の社内報を共有している (上記③又は⑧の場合を除く。)。
- その他(具体的に記入してください。)

321 - 2

貴社の外国競争法コンプライアンスの推進に当たり、海外の傘下グループ会社を含めた企業グループ全体での一体的取組状況を具体的に記入してください。また、一体的取組を実施したことやその内容を工夫したことにより、外国競争法コンプライアンス上良い影響・結果が生じた事例、逆に、企業グループ全体での一体的取組がなかったことやその内容が不十分であったことにより、悪い影響・結果が生じた事例(そうした経験を踏まえて何らかの取組や見直しを行った場合は、その内容も記入してください。)があれば、具体的に記入してください。

【企業グループ全体での一体的取組に係る影響・結果の例】

 ○ 海外子会社を含めたグループ全体でコンプライアンス体制を整備しているところ,有事への 対処方針(本社法務部窓口の一本化,立入検査時の基本スタンスや従業員のとるべき基本対応 等)を決めておくことで,万が一の際,各国競争当局への申請等についてグループ全体として 同時に検討でき、迅速に対応できるメリットがある。

問22 実情に応じた外国競争法コンプライアンス・プログラムの構築状況

貴社は、貴社固有の外国競争法上のリスク(例:商品又は役務の特性、組織風土等の内的要因や業界実態、市場情勢、関連法制度等)を特定していますか。一つだけお選びください。

- ⊕ 特定していない。[→間23~]
- ② 特定している。

522-2

<u>間22で選択肢②を選択した方にお伺いします。</u>貴社が着目しているリスク及び当該リスクに応 じた対応について具体的に記入してください。

【特定したリスク及び当該リスクに応じた対応の例】

○ 仕事の性質上、メーカーとの協働は不可欠であるところ、メーカー間のカルテルに巻き込まれるおそれがある。したがって、当社が取引を開始する際には、メーカー本社に直接出向き、メーカーの社内コンプライアンス体制等について事細かに聴取し、カルテル等のリスクがないかを確認するようにしている。

外国競争法違反行為を未然防止するための取組

問23 外国競争法コンプライアンス・マニュアルの策定状況

貴社は,外国競争法についてのコンプライアンス・マニュアル(名称は問いません。)を策定していますか。また,策定している場合,どの国又は地域を対象としていますか。(複数選択可)

- ① 策定していない。
- ② 米国の競争法についてのコンプライアンス・マニュアルを策定している。
- ③ EUの競争法についてのコンプライアンス・マニュアルを策定している。
- ④ 中国の競争法についてのコンプライアンス・マニュアルを策定している。
- ⑤ 韓国の競争法についてのコンプライアンス・マニュアルを策定している。
- ⑥ その他 (具体的に国名又は地域名を記入してください。)
- ⑤ 特にどの国又は地域向けというわけではないが、独占禁止法のものとは別に、一般的・概括的な外国競争法についてのコンプライアンス・マニュアルを策定している。

っしゃっぱ

外国競争法コンプライアンス・マニュアルの策定に関して、その取組状況を具体的に記入してください。また、マニュアルを策定したことやその内容を工夫したことにより、外国競争法コンプライアンス上良い影響・結果が生じた事例、逆に、マニュアルを策定しなかったことやその内容が不十分であったことにより、悪い影響・結果が生じた事例(そうした経験を踏まえて何らかの取組や見直しを行った場合は、その内容も記入してください。)があれば、具体的に記入してください。

【外国競争法コンプライアンス・マニュアルの策定に係る取組状況や取組に係る影響・結果の例】○ 外国競争法違反事件を契機として、外国競争法に関するコンプライアンス・マニュアルを策定し、どのようなことをしてはいけないかを具体的に示すようにしており、社員から具体的ででし、どのようなことをしてはいけないかを具体的に示すようにしており、社員から具体的で

分かりやすいと評判を得ている。

○ 各国の競争当局や法令に対応できるようにするため、当社は、違反行為に関するグローバルな一つの会社基準を作成した。これにより、国内外の傘下グループ会社に対しても競争法コンプライアンスの重要性について説明できるようになった。

問24 外国競争法研修の実施状況

貴社は、社員に対して、外国競争法に関する研修の機会(独占禁止法の研修の一部として実施する場合を含みます。また、時間の長短を問いませんが、単に外国競争法の名称だけを教示するにとどまるなど簡単な内容のものは除きます。)を設けていますか。また、設けている場合、どの国又は地域を対象としていますか。(複数選択可)

- ① 設けていない
- ② 米国の競争法についての研修の機会を設けている。
-) EUの競争法についての研修の機会を設けている。
- ④ 中国の競争法についての研修の機会を設けている。
- ⑤ 韓国の競争法についての研修の機会を設けている。
- ⑤ その他(具体的に国名又は地域名を記入してください。)
- 毎にどの国又は地域向けというわけではないが、外国競争法についての一般的・概括的な研修 の機会を設けている。

間24-2

外国競争法研修の実施に関して、その取組状況を具体的に記入してください。また、研修を実施 したことやその内容を工夫したことにより、外国競争法コンプライアンス上良い影響・結果が生じ た事例、逆に、研修を実施しなかったことやその内容が不十分であったことにより、悪い影響・結 果が生じた事例(そうした経験を踏まえて何らかの取組や見直しを行った場合は、その内容も記入 してください。)があれば、具体的に記入してください。

【外国競争法研修の実施に係る取組状況や取組に係る影響・結果の例】

- 当社は、自社の海外拠点のみならず、海外傘下グループ会社に対しても本社の法務担当を派遣し、競争法に関する研修を行っている。
- 当社の外国競争法についての研修内容は,国ごとにリスクの大きさが違う(例えば米国であれば,連邦海外腐敗行為防止法や競争法刑事事案のリスクは非常に大きい。)ので,それに合わせた研修を行っている。

問25 社内法務相談体制の整備状況

貴社において,社員が今後行おうとする業務について外国競争法に抵触するかどうか疑問や不安を感じた場合,事前相談を行う先として指定されている部署はどこですか。<u>(複数選択可)</u>

- ① 事前相談を行う先として指定されている部署はない。
- 当該社員の所属部署
- ③ 総務部等の管理部署
-) 法務・コンプライアンス担当部署 (③の場合を除く。)

⑤ その他 (具体的に記入してください。)

明25-2

貴社において、社員が<u>現在行っている業務内容について</u>外国競争法に抵触するかもしれないと疑 問や不安を感じた場合,相談を行う先として指定されている部署はどこですか。<u>(複数選択可)</u>

- ① 相談を行う先として指定されている部署はない。
- ② 当該社員の所属部署
- 総務部等の管理部署

(m)

法務・コンプライアンス担当部署 (③の場合を除く。)

4

(C)

その他(具体的に記入してください。)

125-3

社内法務相談体制に関して、その取組状況を具体的に記入してください。また、体制を整備したことやその内容を工夫したことにより、外国競争法コンプライアンス上良い影響・結果が生じた事例、逆に、体制を整備しなかったことやその内容が不十分であったことにより、悪い影響・結果が生じた事例(そうした経験を踏まえて何らかの取組や見直しを行った場合は、その内容も記入してください。)があれば、具体的に記入してください。

【社内法務相談体制に係る取組状況や取組に係る影響・結果の例】

- 日常的な問題は、海外の傘下グループ会社がそれぞれ個別に判断し対応しているが、競争法コンプライアンス上の問題が生じた際は、本社と連携して対応している。
- グループ全体としての相談体制は採っておらず、海外の傘下グループ会社において問題が発

生した場合は,海外の傘下グループ会社が独自に判断し現地の弁護士に相談している。

問26 社内懲戒ルールの整備状況

貴社の社員が外国競争法違反行為に関与した場合,貴社の規定上,当該社員及び当該社員の業務 に管理監督責任を有する者(直属の上司等)は懲戒の対象になり得ますか。<u>一つだけお選びくださ</u>

- ① 懲戒の対象にはならない。
- ② 外国競争法違反行為に関与した社員又はその社員の業務に管理監督責任を有する者が懲戒の対象になり得ることが明記されている。
- ③ 外国競争法とは明記していないが、法令違反は懲戒の対象となり得ることが明記されており、 外国競争法違反行為に関与した社員又はその社員の業務に管理監督責任を有する者が懲戒の対象となり得る。
- ④ 法令違反が懲戒の対象になり得ることを明記していないが、外国競争法違反行為に関与した社員又はその社員の業務に管理監督責任を有する者が懲戒の対象となり得る。
- ⑤ その他 (具体的に記入してください。)

問ったーク

社内懲戒ルールの整備に関して、その取組状況を具体的に記入してください。また、ルールを整備したことやその内容を工夫したことにより、外国競争法コンプライアンス上良い影響・結果が生じた事例、逆に、ルールを整備しなかったことやその内容が不十分であったことにより、悪い影響・結果が生じた事例(そうした経験を踏まえて何らかの取組や見直しを行った場合は、その内容も記入してください。)があれば具体的に記入してください。

【社内懲戒ルールの整備に係る取組状況や取組に係る影響・結果の例】

○ 外国競争法違反行為を行った社員のみならず、その上司も処分を受けていることが分かるよう、処分内容を公表することで、たとえ会社のためであっても当該行為を行えば会社は処分するということが社員に周知された。

問27 同業他社との接触ルールの策定状況

貴社は,同業他社との会合に関して,外国競争法コンプライアンスを意識した接触ルールを定めていますか。<u>一つだけお選びください。</u>

- ① 定めていない。[→問27-3へ]
- ② 独占禁止法コンプライアンスのための接触ルールと兼用したものを定めている。
- ③ 外国競争法コンプライアンスに特化したものを定めている。

男27-2

問27で選択肢②又は③を選択した方にお伺いします。どのような接触ルールを定めていますか。 (複数選択可)

- ① 出席できる会合をあらかじめ限定している。
- ② 会合の出席の前に届け出る。
- ③ 会合の出席の前に許可を得る。
- ④ 会合の場における一定のルールを定めている(定めているルールの内容を具体的に記入してください。)。
- ⑤ 会合の出席の後にその内容を報告する。
- ⑥ その他 (具体的に記入してください。)

問27-3

貴社は、業界団体の会合に関して、外国競争法コンプライアンスを意識した接触ルールを定めていますか。<u>一つだけお選びください。</u>

- □ 定めていない。[→間27-5~]
- ② 独占禁止法コンプライアンスのための接触ルールと兼用したものを定めている。
 - ③ 外国競争法コンプライアンスに特化したものを定めている。

月27-4

<u>問27-3で選択肢②又は③を選択した方にお伺いします。</u>どのような接触ルールを定めていますか。(複数選択可)

- 田席できる会合をあらかじめ限定している。
- ② 会合の出席の前に届け出る。
- ③ 会合の出席の前に許可を得る。
- ④ 会合の場における一定のルールを定めている(定めているルールの内容を具体的に記入してください。)。
- ⑤ 会合の出席の後にその内容を報告する。
- ⑥ その他(具体的に記入してください。)

127-5

同業他社との接触ルールの策定に関して、その取組状況を具体的に記入してください。また、ルールを策定したことやその内容を工夫したことにより、外国競争法コンプライアンス上良い影響・結果が生じた事例、逆に、ルールを作成しなかったことやその内容が不十分であったことにより、悪い影響・結果が生じた事例(そうした経験を踏まえて何らかの取組や見直しを行った場合は、その内容も記入してください。)があれば、具体的に記入してください。

【同業他社との接触ルールの策定に係る取組状況や取組に係る影響・結果の例】

- 同業他社との接触や業界団体での会合における注意を要する言動・場面やその際の対処方法 等の留意事項をコンプライアンス・マニュアルに具体的に示していたところ,具体的な注意点 に対する社員の意識が高まった。
 - グローバルな方針として、同業者会合の目的について徹底的に適法性を確認し、不要な会合からは脱会することにしている。また出席が必要な同業者会合には必ず弁護士を帯同させている。

外国競争法違反行為を早期発見するための取組

問28 内部通報制度の整備状況

貴社は,外国競争法違反行為に関する内部通報窓口を設置していますか。一つだけお選びくださ

- ① 設置していない。[→問28-3へ]
- ② (外国競争法に特化したものではないが) 設置している。
-) その他 (具体的に記入してください。)

問っRーク

間28で選択肢②又は③(設置している場合に限ります。)を避択した方にお伺いします。内部 通報窓口はどこに設置していますか。一つだけお選びください。

- ① 社内にのみ内部通報窓口を設置している。
- ② 社外(法律事務所等)にのみ内部通報窓口を設置している。
- ③ 社内及び社外に内部通報窓口を設置している。

リー8~間

内部通報制度の整備に関して、その取組状況を具体的に記入してください。また、制度を整備したことやその内容を工夫したことにより、外国競争法コンプライアンス上良い影響・結果が生じた事例、逆に、制度を整備しなかったことやその内容が不十分であったことにより、悪い影響・結果が生じた事例(そうした経験を踏まえて何らかの取組や見直しを行った場合は、その内容も記入してください。)があれば、具体的に記入してください。

【内部通報制度の整備に係る取組状況や取組に係る影響・結果の例】

○ 日本語だけでなく英語・フランス語などでも内部通報制度に対応できるように整備し、海外の傘下グループ会社からも内部通報を受け付けることができるように整備した結果、まだ直ちに競争法違反につながるような情報はないものの、いくつか報告があがってくるようになった。

問29 社内リニエンシーの整備状況

貴社は、社員が外国競争法違反行為に関与した場合において、当該社員が自主的に当該事実について所要の報告等を行った場合、最終的な懲戒内容の軽減について考慮すること(以下「外国競争法社内リニエンシー」といいます。)としていますか。一つだけお選びください。__

- ① 考慮しないということが社内規定で明記されている。[→問29-4へ]
- ◎ 考慮することが社内規定で明記されていないので、考慮しない。 [→問29-4へ]
- ③ 外国競争法違反行為に関与した社員が自主的に当該事実について所要の報告等を行った場合、 懲戒内容の減免について考慮することが社内規定で明記されている。
- ④ 考慮することが社内規定で明記されていないが、考慮する要素にはなる。
- ・その他(具体的に記入してください。)

129-2

問29で選択肢③から⑤(考慮する場合に限ります。)を選択した方にお伺いします。懲戒内容 の軽減について具体的に記入してください。

【懲戒内容の軽減の考慮についての例】

○ 社員が外国競争法違反行為に関与している旨を自主申告した場合、これにより制裁が軽減されるなど会社として利益につながったときに限り、当該社員の懲戒処分を軽減することとしている。いる。

間29-3

問29で選択肢③から⑤ (考慮する場合に限ります。)までのいずれかを選択した方にお伺いします。 外国競争法社内リニエンシーについて,社員に周知されていますか。一つだけお選びくださ

- ① 周知されていない。
- ② 周知されている。

問29-4

貴社において、外国競争法社内リニエンシーを導入している又は導入していない理由を具体的に記入してください。

【外国競争法社内リニエンシーを導入している又は導入していない理由の例】

○ 当社は、外国競争法社内リニエンシーを制度として導入した場合、競争法違反行為を行って も許されてしまうという企業倫理上の問題が発生することを懸念し、導入していない。

問29-5

外国競争法社内リニエンシーに関して,これを活用したこと又は活用しなかったことやその内容を工夫したことにより,外国競争法コンプライアンス上良い影響・結果が生じた事例,逆に,これを活用したこと又は活用しなかったことやその内容が不十分であったことにより,悪い影響・結果が生じた事例(そうした経験を踏まえて何らかの取組や見直しを行った場合は,その内容も記入してください。)があれば,具体的に記入してください。

【外国競争法社内リニエンシーに係る影響・結果の例】

○ 有事の際, 臨時的に社内リニエンシーを導入した結果, 社員からの積極的な協力が得られた。

問30 外国競争法監査の実施状況

貴社では、外国競争法に関する社内監査(他の法令に関する監査と同時に行う場合を含みます。) を定期的に実施していますか。 一つだけお選びください。

① 実施していない。[→問30-3~]

② 実施している。

130-2

問30で選択肢②を選択した方にお伺いします。貴社の社内監査で外国競争法コンプライアンスの観点から違反につながる可能性のある事例(外国の競争当局が何らかの措置を採ったものかどうかを問わず、外国競争法違反につながる可能性があると貴社が判断したものを含みます。)が発見されたことはありますか。(複数選択可)

○ ない。

② カルテル・入札談合につながる可能性のある事例が発見された。

その他(具体的に記入してください。)

問30一(

外国競争法に係る内部監査に関して,その取組状況を具体的に記入してください。また,外国競争法に関する監査を実施したことやその内容を工夫したことにより,外国競争法コンプライアンス上良い影響・結果が生じた事例,逆に,これを実施しなかったことやその内容が不十分であったことにより,悪い影響・結果が生じた事例 (そうした経験を踏まえて何らかの取組や見直しを行った場合は,その内容も記入してください。)があれば,具体的に記入してください。

【外国競争法監査に係る取組状況や取組に係る影響・結果の例】

- 海外の傘下グループ会社の営業担当社員に対し、営業活動に関する専用の記録を日常的につけさせている。日本から法務部社員が定期的に監査に行くが、その際にはその専用記録を基にヒアリング等行うことで効率的に監査ができる。
- 当社は、社内監査に力を入れており外国競争法も監査項目の一つになっているところ、子会社に対して3年に1回の頻度でくまなく監査を実施している。

問31 社内メールのチェックの実施状況

貴社は、社員による外国競争法違反行為への関与の事実を探知するため、社内のメールを日常的又は定期的に監視したり(定期的な外国競争法監査の一部として行う場合を含みます。)、社内調査等の必要性が生じた場合に関係する社員の社内メールを探索する取組を実施していますか。一つだけお選びください。

- ① 実施していない。
- 日常的又は定期的な社内メールの監視を実施している。
- ③ 必要に応じて,関係する社員の社内メールの探索を実施している(又は,実施することとなる。)。
 - ②及び③を実施している。

問31-2

社内メールのチェックに関して、その取組状況を具体的に記入してください。また、これを実施 したことやその内容を工夫したことにより、外国競争法コンプライアンス上良い影響・結果が生じ た事例、逆に、これを実施しなかったことやその内容が不十分であったことにより、悪い影響・結 果が生じた事例(そうした経験を踏まえて何らかの取組や見直しを行った場合は、その内容も記入 してください。)があれば、具体的に記入してください。

【社内メールのチェックに係る取組状況や取組に係る影響・結果の例】

○ 海外の現地全社員のメールチェックを行っているが、その際には業務監査専用のメール閲覧 ソフトを使用し外部業者に一次チェックさせ、その結果上がってきた重要な部分を法務部社員 がチェックすることにより、監査の効率化を図っている。

外国競争法違反事実へ適切に対処するための取組

問32 有事への適切対処

貴社において、貴社が行っている業務が外国競争法に違反する可能性を示唆する情報に接した場合,当該情報について必ず報告を受けることになっているのは誰ですか。<u>(複数選択可)</u>

- ① 当該情報の関係する部署内の法務・コンプライアンス担当者
 - ② 当該情報の関係する部署の責任者
- ③ 法務・コンプライアンス担当部署の担当者
- 法務・コンプライアンス担当部署の責任者
- ⑤ 経営トップ
- 6) 監査役

① その他 (具体的に記入してください。)

問32-2

貴社において、貴社が行っている業務が外国競争法に違反する可能性を示唆する情報に接した場合、当該情報を受けて何らかの対処(社内調査の実施等)を行うかどうかの最終決定を行うことができるのは誰ですか。(複数選択可。例えば、通常は法務・コンプライアンス担当部署の責任者が最終決定できるものの、特に重大な事案の場合は経営トップの判断を仰ぐことになる場合は、④及び⑤を選択してください。)

- ① 当該情報の関係する部署内の法務・コンプライアンス担当者
- ② 当該情報の関係する部署の責任者
- 法務・コンプライアンス担当部署の担当者

⊚ ⊕

- 法務・コンプライアンス担当部署の責任者
- ⑤ 経営トップ⑥ その他 (具体的
- その他(具体的に記入してください。)

問32-3

外国競争法に違反する可能性を示唆する情報に接した場合への対処に関して、その取組状況を具体的に記入してください。また、外国競争法に違反する可能性を示唆する情報に接した場合に適切に対処したことやその内容を工夫したことにより、外国競争法コンプライアンス上良い影響・結果が生じた事例、逆に、適切に対処しなかったことやその内容が不十分であったことにより、悪い影響・結果が生じた事例(そうした経験を踏まえて何らかの取組や見直しを行った場合は、その内容も記入してください。)があれば、具体的に記入してください。

【外国競争法に違反する可能性を示唆する情報に接した場合の対応体制に係る取組状況や取組 に係る影響・結果の例】 ○ 海外の傘下グループ会社においてリニエンシー申請を行った。その際の苦労は、海外の傘下 グループ会社には法務機能がないこともあり現地社員にもリニエンシー申請の重要性が理解 されず、現地弁護士もうまく現地社員の説得ができなかったことである。この経験を踏まえ、 本社から法務担当社員を派遣し、現地社員に対して、現地の弁護士と共同で教育を行うことと し、法令意識の浸透を図っている。

問33 リニエンシー制度の活用

貴社は、社内で外国競争法違反被疑事実の発見や外国の競争当局による調査の開始といった事態(以下「外国競争法に係る有事」といいます。)に際して、貴社の社員がカルテル等に関与した可能性が高いと判断した場合,リニエンシー制度を利用したいと考えていますか。<u>一つだけお選びく</u>

- ① 利用することを考えていない。
- ② 利用することを考えている。
- ③ よく分からない。

問34 有事対処マニュアルの事前整備状況

貴社は、外国競争法に係る有事が発生した場合を想定して、有事対処マニュアルを策定していますか。<u>一つだけお選びください。</u>

- ① 策定していない。
- ② 危機管理全般に係る有事対処マニュアルは策定しているが、外国競争法事案に特化した事項は 定められていない。
- ③ 独占禁止法に係る有事対処マニュアルと兼用している。
- ④ 外国競争法に特化した有事対処マニュアルを策定している(策定している国又は地域名を具体的に記入してください。)。
- ⑤ その他(具体的に記入してください。)

3.4 - 2

(有事対処マニュアルの有無を問わず)外国競争法に係る有事対応において,独占禁止法に係る 有事対応と比べて特に配慮していることはありますか。(複数選択可)

- ① 普段から年限を定めて文書保存を励行させるとともに、調査が始まってからは文書廃棄を 厳禁することとしている。
 - ② 競争当局の調査対象となった場合などは、調査対象外の他の製品等においても違反行為がないか徹底的に社内調査を行うこととしている。
- ③ 個人としての刑事責任を問われる可能性のある社員には会社とは別の弁護士をつけさせることとしている。④ 外国競争法における制裁の在り方等の違い (調査への協力度合いによって制裁の程度が変
- ⑤ その他(具体的に記入してください。)

わること等)を十分踏まえた臨機応変な対応を行っている。

134-3

外国競争法に係る有事対処マニュアルに関して、その取組状況について具体的に記入してください。また、これを整備したことやその内容を工夫したことにより、外国競争法コンプライアンス上良い影響・結果が生じた事例、逆に、これを整備しなかったことやその内容が不十分であったことにより、悪い影響・結果が生じた事例(そうした経験を踏まえて何らかの取組や見直しを行った場合は、その内容も記入してください。)があれば、具体的に記入してください。

【有事対処マニュアルの事前整備に係る取組状況や取組に係る影響・結果の例】

- 有事の際の証拠隠滅や虚偽報告を行うと、故意ではなくても重大な制裁を課される可能性があることから、海外グループ会社の社員が証拠隠滅等を行うことがないように、分かりやすい表現で記載したマニュアルを作成し、関係者に事前周知している。
- 当社は、有事対処マニュアルを策定していないが、研修などを通じて、有事の際は競争当局の捜査に協力することやメールを消去しないことなどを周知している。

問35 社内調査の実施状況

外国競争法に係る有事が発生した場合の必要な調査に関して,その取組状況について具体的に記えしてください。また, 牡内調査を実施したことやその内容を工夫したことにより, 外国競争法コンプライアンス上良い影響・結果が生じた事例,逆に, 社内調査を実施しなかったことやその内容が不十分であったことにより, 悪い影響・結果が生じた事例(そうした経験を踏まえて何らかの取組や見直しを行った場合は,その内容を記入してください。)があれば, 具体的に記入してくださ

【有事が発生した場合の必要な調査に係る取組状況や取組に係る影響・結果の例】

- 自社の社員が調査を行うと関係者とうまく意思疎通できないおそれがあるため、社内調査については、現地の外部弁護士に任せている。
- 当社は、違反が発覚した場合には各国のリニエンシー制度を積極的に利用する方針を有している。過去に、A国B当局が当社に対して製品。に関する捜査を開始したことを受け、社内調査を行ったところ、製品。以外にも製品 d についてもカルテルを行っていたことが発覚したため、製品 d のカルテルについてA国B当局に申告を行ったところ、製品 d については刑事責任が発責され、また、製品。についても減刑を受けることができた。

海外の傘下グループ会社の取組等

※ 間36から間36-4については、米国、EU、中国及び韓国に所在する貴社の傘下グループ会社の対応について、回答してください。米国、EU、中国及び韓国に所在する貴社の傘下グループ会会社が複数存在する場合には、それぞれの国又は地域において、直近の会計年度における売上額が最も大きい傘下グループ会社の対応について、回答してください。

それぞれの取組については、親会社たる貴社の関与の有無を問わず、傘下グループ会社が独自に 行っているものも含めてください。_

問36 海外の傘下グループ会社における取組状況

米国に所在する貴社の傘下グループ会社(以下「米国の傘下グループ会社」といいます。)は、 米国の競争法に関するコンプライアンスに係る取組を行っていますか。(複数選択可)

- ① 米国の傘下グループ会社はない。
- ② 何も対応を行っていない。
- ③ 何か対応しているかもしれないが詳細を承知していない。
- ① 米国の傘下グループ会社の経営トップは、当該グループ会社の社員に外国競争法コンプライアンスの重要性を伝えるための取組を行っている。
- 米国の傘下グループ会社は、法務・コンプライアンス担当部署を設置している。

(a)

- ⑤ 米国の傘下グループ会社は、米国の競争法についてのコンプライアンス・マニュアルを策定している。
- ③ 米国の傘下グループ会社は、当該グループ会社の社員に対して、米国の競争法に関する研修を 実施している。

- ③ 米国の傘下グループ会社は、相談窓口(米国の競争法上の疑義が生じたときに問題になるかなどを相談できる窓口)を設置している。
- ③ 米国の傘下グループ会社は、当該グループ会社の社員が米国の競争法に関与した場合の社内懲戒ルールを整備している。
- ⑩ 米国の傘下グループ会社は、同業他社との会合に関して、米国の競争法コンプライアンスを意識した接触ルールを定めている。
- ① 米国の傘下グループ会社は,米国の競争法違反行為に関する内部通報窓口を設置している。
- ② 米国の傘下グループ会社は、当該グループ会社の社員が米国の競争法違反行為に関与した場合 において当該グループ社員が自主的に当該事実について所要の報告等を行った場合、最終的な懲 戒内容の軽減について考慮することとしている。
- ③ 米国の傘下グループ会社は、米国の競争法に関する社内監査(他の法令に関する監査と同時に行う場合を含みます。)を定期的に実施している。
- ④ 米国の傘下グループ会社は、当該グループ会社の社員による米国の競争法違反行為への関与の事実を探知するため、社内のメールを日常的又は定期的に監視したり(定期的な米国の競争法監査の一部として行う場合を含みます。)、社内調査等の必要性が生じた場合に関係する当該グループ会社の社員の社内メールを探索する取組を実施している。
- ⑤ 米国の傘下グループ会社は、米国の競争法に係る有事が発生した場合を想定して、有事対処マニュアルを策定している。
- ⑤ その他(具体的に記入してください。)

月36-2

EUに所在する貴社の傘下グループ会社(以下「EUの傘下グループ会社」といいます。)は、 EUの競争法に関するコンプライアンスに係る取組を行っていますか。(複数選択可)

- ① EUの傘下グループ会社はない。
- 何も対応を行っていない。
- ③ 何か対応しているかもしれないが詳細を承知していない。
- ④ EUの傘下グループ会社の経営トップは、当該グループ会社の社員にEUの競争法コンプライアンスの重要性を伝えるための取組を行っている。
- ⑤ EUの傘下グループ会社は、法務・コンプライアンス担当部署を設置している。
- ⑥ EUの傘下グループ会社は、EUの競争法についてのコンプライアンス・マニュアルを策定している
- ③ EUの傘下グループ会社は、当該グループ会社の社員に対して、EUの競争法に関する研修を実施している。
- ③ EUの傘下グループ会社は、相談窓口(EUの競争法上の疑義が生じたときに問題になるかなどを相談できる窓口)を設置している。
- ⑤ EUの傘下グループ会社は、当該グループ会社の社員がEUの競争法に関与した場合の社内懲戒ルールを整備している。
- ⑩ EUの傘下グループ会社は,同業他社との会合に関して,EUの競争法コンプライアンスを意

識した接触ルールを定めている。

- ① EUの傘下グループ会社は、EUの競争法違反行為に関する内部通報窓口を設置している。
- ② EUの傘下グループ会社は、当該グループ会社の社員がEUの競争法違反行為に関与した場合において当該グループ会社の社員が自主的に当該事実について所要の報告等を行った場合、最終的な懲戒内容の軽減について考慮することとしている。
- ③ EUの傘下グループ会社は、EUの競争法に関する社内監査(他の法令に関する監査と同時に行う場合を含みます。)を定期的に実施している。
- ④ EUの傘下グループ会社は、当該グループ会社の社員によるEUの競争法違反行為への関与の事実を探知するため、社内のメールを日常的又は定期的に監視したり(定期的なEUの競争法監査の一部として行う場合を含みます。)、社内調査等の必要性が生じた場合に関係する当該グループ会社の社員の社内メールを探索する取組を実施している。
- ⑤ EUの傘下グループ会社は、EUの競争法に係る有事が発生した場合を想定して、有事対処マニュアルを策定している。
- ⑩ その他 (具体的に記入してください。)

336-3

中国に所在する貴社の傘下グループ会社(以下「中国の傘下グループ会社」といいます。)は, 中国の競争法に関するコンプライアンスに係る取組を行っていますか。(複数選択可)

- ① 中国の傘下グループ会社はない。
- ② 何も対応を行っていない。
- ③ 何か対応しているかもしれないが詳細を承知していない。
- ④ 中国の傘下グループ会社の経営トップは、当該グループ会社の社員に中国の競争法コンプライアンスの重要性を伝えるための取組を行っている。
- ⑤ 中国の傘下グループ会社は、法務・コンプライアンス担当部署を設置している。
- ⑥ 中国の傘下グループ会社は、中国の競争法についてのコンプライアンス・マニュアルを策定し
- ① 中国の傘下グループ会社は、当該グループ会社の社員に対して、中国の競争法に関する研修を 実施」でいる。
- ③ 中国の傘下グループ会社は、相談窓口(中国の競争法上の疑義が生じたときに問題になるかなどを相談できる窓口)を設置している。
- ③ 中国の傘下グループ会社は、当該グループ会社の社員が中国の競争法に関与した場合の社内懲戒ルールを整備している。
- (1) 中国の傘下グループ会社は、同業他社との会合に関して、中国の競争法コンプライアンスを意識した接触ルールを定めている。
- ① 中国の傘下グループ会社は,中国の競争法違反行為に関する内部通報窓口を設置している。
- ② 中国の傘下グループ会社は、当該グループ会社の社員が中国の競争法違反行為に関与した場合 において当該グループ会社の社員が自主的に当該事実について所要の報告等を行った場合、最終 的な懲戒内容の軽減について考慮することとしている。

- ③ 中国の傘下グループ会社は、中国の競争法に関する社内監査(他の法令に関する監査と同時に行う場合を含みます。)を定期的に実施している。
- ④ 中国の傘下グループ会社は、当該グループ会社の社員による中国の競争法違反行為への関与の事実を探知するため、社内のメールを日常的又は定期的に監視したり(定期的な中国の競争法監査の一部として行う場合を含みます。)、社内調査等の必要性が生じた場合に関係する当該グループ会社の社員の社内メールを探索する取組を実施している。
- ⑤ 中国の傘下グループ会社は、中国の競争法に係る有事が発生した場合を想定して、有事対処マニュアルを策定している。
- ⑤ その他(具体的に記入してください。)

36-4

韓国に所在する貴社の傘下グループ会社(以下「韓国の傘下グループ会社」といいます。)は、 韓国の競争法に関するコンプライアンスに係る取組を行っていますか。<u>(複数選択可)</u>

- ① 韓国の傘下グループ会社はない。
- ② 何も対応を行っていない。
- 「何か対応しているかもしれないが詳細を承知していない。
- ④ 韓国の傘下グループ会社の経営トップは、当該グループ会社の社員に韓国の競争法コンプライアンスの重要性を伝えるための取組を行っている。
- ⑤ 韓国の傘下グループ会社は、法務・コンプライアンス担当部署を設置している。
- ⑥ 韓国の傘下グループ会社は、韓国の競争法についてのコンプライアンス・マニュアルを策定している。
- ① 韓国の傘下グループ会社は、当該グループ会社の社員に対して、韓国の競争法に関する研修を 実施している。
- ⑧ 韓国の傘下グループ会社は、相談窓口(韓国の競争法上の疑義が生じたときに問題になるかなどを相談できる窓口)を設置している。
- ・韓国の傘下グループ会社は、当該グループ会社の社員が韓国の競争法に関与した場合の社内懲戒ルールを整備している。
 - ⑩ 韓国の傘下グループ会社は、同業他社との会合に関して、韓国の競争法コンプライアンスを意識した接触ルールを定めている。
- ① 韓国の傘下グループ会社は,韓国の競争法違反行為に関する内部通報窓口を設置している。
- (② 韓国の傘下グループ会社は,当該グループ会社の社員が韓国の競争法違反行為に関与した場合において当該グループ会社の社員が自主的に当該事実について所要の報告等を行った場合,最終的な懲戒内容の軽減について考慮することとしている。
- ③ 韓国の傘下グループ会社は、韓国の競争法に関する社内監査(他の法令に関する監査と同時に行う場合を含みます。)を定期的に実施している。
- ④ 韓国の傘下グループ会社は、当該グループ会社の社員による韓国の競争法違反行為への関与の事実を探知するため、社内のメールを日常的又は定期的に監視したり(定期的な韓国の競争法監査の一部として行う場合を含みます。)、社内調査等の必要性が生じた場合に関係する当該グルー

プ会社の社員の社内メールを探索する取組を実施している。

- ⑤ 韓国の傘下グループ会社は、韓国の競争法に係る有事が発生した場合を想定して、有事対処マニュアルを策定している。
- ⑩ その他 (具体的に記入してください。)

問37 今後の外国競争法コンプライアンスに係る取組

貴社として、今後、貴社の海外の傘下グループ会社において新たに取り組む必要があると考えている外国競争法コンプライアンスに関する取組があれば、国名又は地域名を明示した上で具体的に記入してください。

【貴社が考える海外の傘下グループ会社における今後の取組の例】

○ 最近C国の競争当局による摘発が多発していることから、C国所在の傘下グループ会社向けにC国の競争法に特化した相談窓口を早急に整備する予定である。

問37-2

貴社の海外の一部の傘下グループ会社が独自に行っている外国競争法コンプライアンスに係る 取組に関して、貴社として、グループ全体の取組、あるいは少なくとも親会社としての貴社の取組 として導入したいと考えているものがあれば、国名又は地域名を明示した上で具体的に記入してく ださい。また、以前に一部の海外の傘下グループ会社が独自に行っていた取組のうち、グルー了全 体の取組、あるいは少なくとも親会社としての貴社の取組として既に導入したものがあれば、それ についても国名又は地域名を明示した上で具体的に記入してください。

【貴社として導入した又は導入したいと考えている海外の傘下グループ会社の取組の例】

○ A国に所在する傘下グループ会社のB社は、現地の競争法専門の弁護士に相談するなどして、現地の競争法に特化した職級に応じたコンプライアンス・マニュアルを整備し、職級ごとに研修を実施していることから、当該マニュアルを教材として当社でA国関連の業務に従事する社員に対してA国競争法コンプライアンスの研修を実施している。

以上でアンケートは終了です。御協力ありがとうございました。

アンケート集計結果

く独占禁止法編>

独占禁止法コンプライアンス・プログラム全般 問1 独占禁止法コンプライアンスに対する経営トップのコミットメント

貴社の経営トップは、社員に独占禁止法コンプライアンスの重要性を伝えるためにどのような取 組を行っていますか。(複数選択可)

49. 5% 69. 2% 14.3% 7.3% 2.4% 4.2% 割合 海外展開企業 9 373 108 55 32 753 回答数 521 14. 4% 2.8% 50.5% 66.8% 7.5% 3.9% 割合 | 全体 485 642 138 72 27 37 回答数 961 ④独占禁止法に関する研修の席上において, 直接, 伝えている。 ②独占禁止法には直接言及していないが社員に周知している。 ⑤④以外の会合の席上において, 直接伝えている。 有効回答数 選択肢 ③文字情報で社員に周知している。 ①特に何も行っていない。 ⑥その他

法務・コンプライアンス担当部署等の設置状況 間2

貴社は、法務・コンプライアンス担当部署を設置していますか。一つだけお選びください。

	_	1		
選択肢	H	∓ \	海外展開企	開企業
	回答数	圖	回答数	割合
①法務・コンプライアンス担当部署を設置していない。	16	1. 7%	6	1.2%
②庶務・総務業務と兼務	245	25.6%	189	25.1%
③法務・コンプライアンス業務専従部署	342	35.7%	257	34.2%
④法務部署とコンプライアンス部署を別々に設置	299	31. 2%	255	33.9%
⑤その他	55	5.7%	42	5.6%
有効回答数	957	100%	752	100%

問2-2 <u>問2で選択肢②から⑤(設置している場合に限ります。)までのいずれかを選択した方にお伺いします。ます。</u> ま<u>す。</u>貴社では、法務・コンプライアンス担当部署において、独占禁止法に関する担当者を決めて

いますか。一つだけお選びください。

	~	4		
選択肢	★ H	4	海外展	開企業
	回答数	割合	回答数	割合
①決めていない。	280	61.2%	457	61.2%
②決めている。	368	38.8%	290	38.8%
有効回答数	948	100%	747	100%

問2-3

貴社には独占禁止法に関する法務・コンプライアンスを担当する役員(他法令との兼任の場合も

含みます。)はいますか。一つだけお選びください。

選択肢	H	₹	海外展	開
	回答数	割合	回答数	割合
①いない。	185	19.5%	142	19.0%
@W&.	99/	80.5%	209	81.0%
有効回答数	951	100%	749	100%

問3 企業グループ全体での一体的取組状況

貴社は、国内の傘下グループ会社における独占禁止法コンプライアンスに関与していますか。<u>(複</u>

数選択可)

		ģ		
選択肢	至体	₩.	海外展	海外展開企業
	回答数	割合	回答数	割合
①国内の傘下グループ会社はない。	72	7.5%	38	5.1%
②関与していない。	19	7.0%	48	6.4%
③自社の経営トップが独占禁止法遵守に関するメッセージを 発信	357	37. 2%	312	41.5%
④独占禁止法に関するコンプライアンス・マニュアルを共有	408	42.5%	340	45.2%
⑤国内の傘下グループ会社に研修を実施させている。	159	16.6%	134	17.8%
⑥国内の傘下グループ会社の社員を自社の研修に参加させている。	237	24. 7%	213	28.3%
①自社の内部通報窓口の利用者に国内の傘下グループ会社の 社員も含む。	643	67.0%	537	71.4%
③国内の傘下グループ会社にも法務・コンプライアンス担当部署を設置し、情報等を共有	160	16. 7%	135	18.0%
③国内の傘下グループ会社も利用できる相談窓口を自社に設置	412	43.0%	351	46. 7%
⑩国内の傘下グループ会社の独占禁止法に関する監査を自社の社員が実施の社員が実施	207	21. 6%	172	22.9%
①独占禁止法コンプライアンス関連の社内報を共有(上記③又 は®の場合を除く。)	6	10.1%	82	10.9%
⑪その他	43	4.5%	34	4.5%
有効回答数	626	ı	752	ı

問4 実情に応じた独占禁止法コンプライアンス・プログラムの構築状況 貴社は、貴社固有の独占禁止法上のリスクを特定していますか。<u>一つだけお選びください。</u>

	~	4		
工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工	王(₩	海外展	開企業
	回答数	割合	回答数	割合
①特定していない。	595	58.8%	435	57.8%
②特定している。	396	41.2%	318	42.2%
有効回答数	961	100%	753	100%

独占禁止法違反行為を未然防止するための取組 問ち 独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定状況 貴社は、独占禁止法についてのコンプライアンス・マニュアルを策定していますか。

選びください。

		11.3		
選択肢	; :	至体	海外展	展開企業
	回答数	割合	回答数	割合
①策定していない。	370	38.5%	772	36.7%
②策定している。	265	61.5%	477	63.3%
有効回答数	962	100%	754	100%

独占禁止法研修の実施状況 唱

貴社は,社員に対して,独占禁止法に関する研修の機会を設けていますか。(複数選択可)

	<	±		
選択肢	H	₩.	海外展	海外展開企業
	回答数	割合	回答数	割合
①設けていない。	212	22. 1%	153	20.3%
②外部組織が主催する研修に社員を参加させている。	338	35. 2%	279	37.1%
③自社主催研修(④を除く。)	548	57.1%	442	58.8%
④e - ラーニング	198	20.6%	177	23.5%
⑤その他	69	7. 2%	51	6.8%
有効回答数	096	ı	752	ı

問フ 社内法務相談体制の整備状況

貴社において,社員が今後行おうとする業務について独占禁止法に抵触するかどうか疑問や不安 を感じた場合,事前相談を行う先として指定されている部署はどこですか。<u>(複数選択可)</u>

铅叶麓	金本	₩	海外展開企	開企業
	回答数	割合	回答数	響
①指定されている部署はない。	33	3.4%	25	3.3%
②当該社員の所属部署	194	20. 2%	161	21.4%
③総務部等の管理部署	218	22. 7%	161	21.4%
④法務・コンプライアンス担当部署(③の場合を除く。)	746	77.7%	298	79. 4%
⑤その他	22	5.9%	44	5.8%
有効回答数	096		753	

問7-2

貴社において, 社員が<u>現在行っている業務内容について独</u>占禁止法に抵触するかもしれないと疑問や不安を感じた場合, 相談を行う先として指定されている部署はどこですか。<u>(複数選択可)</u>

 正体数 割合 回答数 割合 回答数 3.0% 29 3.0% 211 22.0% 218 22.7% (③の場合を除く。) 752 78.3% 77 8.0% 961 — 		<	±		
回答数 割合 29 3.0% 211 22.0% 218 22.7% (③の場合を除く。) 752 78.3% 77 8.0% 961 —	選択肢	Ħ	₩	海外展	海外展開企業
29 211 211 218 (③の場合を除く。) 752 77		回答数	割合	回答数	割合
(③の場合を除く。) 752 77 77 77 961	①指定されている部署はない。	29	3.0%	22	2.9%
(③の場合を除く。) 752 77 77 77 77 77 961	②当該社員の所属部署	211	22.0%	175	23. 2%
(③の場合を除く。) 752 77 961	③総務部等の管理部署	218	22. 7%	159	21.1%
77 有効回答数 961		752	78.3%	601	79.8%
961	⑤その他	77	8.0%	63	8.4%
	有効回答数	961	ı	753	1

問8 社内懲戒ルールの整備状況

貴社の社員が独占禁止法違反行為に関与した場合,貴社の規定上,当該社員及び当該社員の業務に管理監督書任を有する者は懲戒の対象になり得ますか。一つだけお選びください。

に旨任証自見任で行うの句は必然の対象になり待ますが。 一フにしの送いてたらい。	8 (117)	リノンら戦	٥١	
	4	# 4		
選択肢	H	€	海外展	海外展開企業
	回答数	割合	回答数	割
①懲戒の対象にはならない。	∞	0.8%	5	0.7%
②関与した社員又はその上司等が懲戒の対象になり得ること	103	10 70	5	10 10
が明記されている。	32	۾ ا	<u>_</u>	۱۲. ا%
③独占禁止法とは明記していないが、法令違反は懲戒の対象と				
なり得ることが明記されており、関与した社員又はその上司等	724	75.4%	255	73.6%
が懲戒の対象となり得る。				
④法令違反が懲戒の対象になり得ることを明記していないが,	110	11	8	11
関与した社員又はその上司等が懲戒の対象となり得る。	0	11.0%	30	11.3%
⑤その他	15	1.6%	13	1. 7%
有効回答数	096	100%	754	100%

問9 同業他社との接触ルールの策定状況

貴社は,同業他社との会合に関して,独占禁止法コンプライアンスを意識した接触ルールを定め

ていますか。(複数選択可)

	<	4		
選択肢	H	\$ Ή	海外展	海外展開企業
	回答数	割合	回答数	割合
①定めていない。	435	45.4%	328	43.7%
②出席できる会合をあらかじめ限定している。	100	10.4%	88	11. 7%
③会合の出席の前に届け出る。	138	14. 4%	117	15.6%
④会合の出席の前に許可を得る。	238	24.8%	197	26.3%
⑤会合の場における一定のルールを定めている。	192	20.0%	172	22.9%
⑥会合の出席の後にその内容を報告する。	242	25.3%	209	27.9%
②その他	85	8.9%	61	8.1%
有効回答数	928	ı	750	ı

問9-2

貴社は、業界団体の会合に関して、独占禁止法コンプライアンスを意識した接触ルールを定めて

いますか。(複数選択可)

選択肢 車体 海外展開企業 ①定めていない。 452 47.4% 割合 回答数 割合 ②出席できる会合をあらかじめ限定している。 107 11.2% 45.2% ③会合の出席の前に届け出る。 132 13.9% 110 14.8% ④会合の出席の前にお可を得る。 226 23.7% 186 25.0% ⑥会合の出席の後にその内容を報告する。 226 23.7% 194 26.0% ⑦その世 有効回答数 70 7.3% 53 7.1%		•			
回答数 割合 回答数 割合 回答数 割合 回答数 割合 回答数 可	選択肢	(H	₩	海外展	開企業
452 47.4% 337)限定している。 107 11.2% 95 5。 132 13.9% 110 5。 226 23.7% 186 -1と定めている。 190 19.9% 171 報告する。 226 23.7% 194 回答数 70 7.3% 53 回答数 745		回答数	割合	回答数	割合
N限定している。 107 11.2% 95 5。 13.9% 110 5。 23.7% 186 -ルを定めている。 190 19.9% 171 報告する。 226 23.7% 194 可答数 953 -7.3% 53	①定めていない。	452	47.4%	337	45.2%
5。 13.9% 110 14.を定めている。 226 23.7% 186 14.を定めている。 190 19.9% 171 14.を定めている。 226 23.7% 194 15.	②出席できる会合をあらかじめ限定している。	107	11. 2%	96	12.8%
226 23.7% 186 190 19.9% 171 226 23.7% 194 70 7.3% 53	③会合の出席の前に届け出る。	132	13.9%	110	14.8%
190 19.9% 171 226 23.7% 194 70 7.3% 53 953 — 745	④会合の出席の前に許可を得る。	226	23. 7%	186	25.0%
5. 226 23.7% 194 70 7.3% 53 953 745	⑤会合の場における一定のルールを定めている。	190	19.9%	171	23.0%
有効回答数 70 7.3% 53 有効回答数 953 — 745 —	⑥会合の出席の後にその内容を報告する。	226	23. 7%	194	26.0%
953 — 745	②その他	70	7.3%	53	7.1%
	有効回答数 有効回答数	953	1	745	

独占禁止法違反行為を早期発見するための取組 問10 内部通報制度の整備状況

貴社は,法令や社員規定等に違反するような行為に関する社員による通報又は自主申告を受け付

ける窓口を設置していますか。一つだけお選びください。

	•	-		
選択肢	## ##	₩	海外展開企業	開企業
	回答数	割合	回答数	割合
①設置していない。	10	1.0%	8	1.1%
②社内にのみ設置	285	29. 7%	207	27.5%
③社外にのみ設置	33	3.4%	27	3.6%
④社内及び社外に設置	632	65.8%	510	67.8%
有効回答数	096	100%	752	100%

問11 社内リニエンシーの整備状況

貴社は、社員が独占禁止法違反行為に関与した場合において、当該社員が自主的に当該事実について所要の報告等を行った場合、最終的な懲戒内容の軽減について考慮することとしていますか。

一つだけお選びください。

	<	ŧ		
選択肢	H	≠ H	海外展	海外展開企業
	回答数	割合	回答数	割合
①考慮しない旨規定上決まっている。	9	0.6%	4	0.5%
②規定上明記されていないので、考慮しない。	178	18.8%	124	16.7%
③考慮することが規定上決まっている。	09	6.3%	53	7.1%
④規定上明記されていないが、考慮する要素にはなる。	611	64.5%	490	65.9%
⑤その他	93	9.8%	72	9. 7%
有効回答数	948	100%	743	100%

問11で選択肢③から⑤(考慮する場合に限ります。)までのいずれかを選択した方にお伺いします。社内リニエンシーについて、社員に周知されていますか。一つだけお選びください。

	<	ł		
選択肢	⊈ H	<u>←</u>	海外展	開企業
	回答数	割合	回答数	割合
①周知されていない。	569	78.8%	447	77.1%
②周知されている。	153	21. 2%	133	22.9%
有効回答数	722	100%	580	100%

問12 独占禁止法監査の実施状況

貴社では、独占禁止法に関する社内監査(他の法令に関する監査と同時に行う場合を含みます。) を定期的に実施していますか。<u>一つだけお選びください。</u>

	~	4		
選択肢	王体	*	海外展	開企業
	回答数	割合	回答数	割合
①実施していない。	454	47.3%	355	47.1%
②実施している。	206	52. 7%	398	52.9%
有効回答数	096	100%	753	100%

問12-2

<u>問12で選択肢②を選択した方にお伺いします。</u>平成24年6月以降に、貴社の社内監査で独占 禁止法コンプライアンスの観点から違反につながる可能性のある事例が発見されたことはあります

か。(複数選択可)

	₹	1		
選択肢	± ₩	€	海外展開企	開企業
	回答数	割合	回答数	割合
Ttu.	485	92. 6%	379	92.0%
②カルテル・談合	13	2.5%	12	2.9%
③優越的地位の濫用	16	3.1%	13	3.2%
④その他	11	2. 1%	6	2.2%
有効回答数	524		412	I

問13 社内メールのチェックの実施状況

貴社は、社員による独占禁止法違反行為への関与の事実を探知するため、社内のメールを日常的 又は定期的に監視したり、社内調査等の必要性が生じた場合に関係する社員の社内メールを探索す

る取組を実施していますか。一つだけお選びください。

	•	-		
選択肢	(₩	# ★	海外展	海外展開企業
	回答数	割合	回答数	割合
①実施していない。	372	38.9%	276	36.8%
②日常的又は定期的に実施している。	51	5.3%	37	4.9%
③必要に応じて実施している。	200	53. 2%	419	55.9%
④②及び③を実施している。	25	2.6%	17	2.3%
有効回答数	957	100%	749	100%

独占禁止法違反事実へ適切に対処するための取組 問14 有事への適切対処

貴社において,貴社が行っている業務が独占禁止法に違反する可能性を示唆する情報に接した場 合, 当該情報について必ず報告を受けることになっているのは誰ですか。<u>(複数選択可)</u>

	•	1		
選択肢	(H	美	海外展	海外展開企業
	回答数	割合	回答数	割合
①所属部署内の法務・コンプライアンス担当者	155	16.1%	116	15.4%
②当該情報に関係する部署の責任者	635	66.1%	504	67.0%
③法務・コンプライアンス担当部署の担当者	451	47.0%	352	46.8%
④法務・コンプライアンス担当部署の責任者	848	88.3%	661	87.9%
⑤経営トップ	899	%9 '69	522	69. 4%
⑥監査役	391	40.7%	300	39.9%
⑦その他	84	8.8%	74	9.8%
有効回答数	096	_	752	

問14-2

貴社において,貴社が行っている業務が独占禁止法に違反する可能性を示唆する情報に接した場合,当該情報を受けて何らかの対処(社内調査の実施等)を行うかどうかの最終決定を行うことが

できるのは誰ですか。(複数選択可)

	<	÷		
選択肢	H	≠	海外展	海外展開企業
	回答数	割合	回答数	割合
①所属部署内の法務・コンプライアンス担当者	8	0.8%	7	%6 .0
②当該情報に関係する部署の責任者	66	10.3%	77	10.3%
③法務・コンプライアンス担当部署の担当者	22	2.3%	16	2.1%
④法務・コンプライアンス担当部署の責任者	674	70.4%	529	70. 4%
⑤経営トップ	858	89.6%	029	89. 2%
⑥その他	9/	7.9%	63	8. 4%
有効回答数	928	1	751	ı

問15 リニエンシー制度の活用

貴社は、社内で独占禁止法違反被疑事実の発見や当局による調査の開始といった事態に際して、 貴社の社員がカルテル・入札談合に関与した可能性が高いと判断した場合, リニエンシー制度を利 用したいと考えていますか。一つだけお選びください。

	7	+		
選択肢	₩	*	海外展	海外展開企業
	回答数	割合	回答数	割合
①利用することを考えていない。	88	9.3%	20	6.7%
②利用することを考えている。	471	49.3%	417	55.6%
③よく分からない。	396	41.4%	283	37.7%
有効回答数	926	100%	750	100%

問16 有事対処マニュアルの事前整備状況

貴社は,有事が発生した場合を想定して,有事対処マニュアルを策定していますか。<u>一つだけお</u>

選びください。

選択肢	金本	*	海外展開企業	開企業
	回答数	割合	回答数	割合
①策定していない。	189	19.7%	149	19.9%
②有事対処マニュアルは策定しているが、独占禁止法に特化したものではない。	691	72.2%	533	71.1%
③独占禁止法に係る有事対処マニュアルを策定している。	23	9.0%	49	6.5%
④その他	20	2.1%	19	2.5%
有効回答数	957	100%	750	100%

<外国競争法編>

問18 外国競争法に対する認識

貴社が外国競争法コンプライアンスの取組において意識しているのは、どの国又は地域の競争法 ですか。(複数選択可)

51.7% 16.1% 39.3% 32.9% 16.5% 50.9% 割合 それ以外の企業 114 回答数 357 Ξ 227 351 069 271 93.0% 93.0% 86.0% 42.1% 3.5% 35.1% 外国競争法違反 割合 歴のある企業 回答数 53 53 49 24 7 20 27 54.1% 54.4% 18. 1% 30.7% 43.4% 17.9% 海外展開企業 406 135 229 134 404 324 747 回答数 有効回答数 選択肢 ⑤特にない ⑥その他 4韓国 3中国 田米田 © E ∪

外国競争法コンプライアンス・プログラム全般

貴社の経営トップは、貴社の社員に外国競争法コンプライアンスの重要性を伝えるためにどのよ 問19 外国競争法コンプライアンスに対する経営トップのコミットメント

うな取組を行っていますか。(複数選択可)

選択肢	海外展	海外展開企業	外国競争法違反 歴のある企業	+法違反 る企業	それ以外の企業	1の企業
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
①特に何も行っていない。	127	17.0%	-	1.8%	126	18. 2%
②外国競争法には直接言及していないが, 社員に周知している。	200	66.8%	30	52.6%	470	68.0%
③文字情報として社員に周知している。	175	23.4%	34	59.6%	141	20.4%
④外国競争法に関する研修の席上において、直接、伝えている。	34	4.5%	11	19.3%	23	3.3%
⑤④以外の会合の席上において, 直接, 伝えている。	20	2. 7%	9	10. 5%	14	2.0%
⑥その他	23	3.1%	2	8.8%	18	2.6%
有効回答数	748	I	57	ı	691	ı

問20 法務・コンプライアンス担当部署等の設置状況

問2 (独占禁止法編) で選択肢②から⑤ (設置している場合に限ります。) までのいずれかを選択 した方にお伺いします。貴社では、法務・コンプライアンス担当部署において, 外国競争法に関す

る担当者を決めていますか。一つだけお選びください。

選択肢	海外展開企	業	外国競争法違反 歴のある企業	法違反 5企業	それ以外	それ以外の企業
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
①決めていない。	538	72.5%	20	36.4%	518	75. 4%
②独占禁止法の専任者が兼務	193	26.0%	33	60.0%	160	23.3%
③外国競争法の専任者を配置	11	1.5%	2	3.6%	6	1.3%
有効回答数	742	100%	22	100%	687	100%

問20-2

貴社には外国競争法に関する法務・コンプライアンスを担当する役員(内外他法令との兼任の場 合も合みます。)はいますか。一つだけお選びください。

選択肢	海外展	開企業	外国競争 歴のある	5法違反 る企業	それ以外の企	の企業
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
①いない。	232	31.0%	9	6 10.7%	226	32. 7%
2n8.	516	69.0%	20	89.3%	466	67.3%
有効回答数	748	100%	99	100%	692	100%

問21 企業グループ全体での一体的取組状況 貴社は、海外の傘下グループ会社における外国競争法に関するコンプライアンスに関与していま

すか。(複数選択可)

選択肢	海外展開企業	開企業	外国競争法違反 歴のある企業	法違反 5企業	それ以外	それ以外の企業
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
①海外の傘下グループ会社はない。	28	7.8%	0	0.0%	28	8.5%
②関与していない。	176	23. 7%	2	8.8%	171	25.0%
③自社の経営トップが外国競争法遵守に関するメッセージを発信	186	25. 1%	28	49. 1%	158	23. 1%
④外国競争法に関するコンプライアンス・マニュアルを共有	100	13.5%	23	40.4%	TT.	11. 2%
⑤海外の傘下グループ会社に研修を実施させている。	79	10.6%	26	45.6%	53	7.7%
⑥海外の傘下グループ会社の社員を自社の研修に参加させている。	46	6. 2%	15	26.3%	31	4.5%
①自社の内部通報窓口の利用者に海外の傘下のグループ会社の社員も含む。	228	30. 7%	21	36.8%	207	30. 2%
⑧海外の傘下グループ会社にも法務・コンプライアンス担当部署を設置し、情報等を共有	96	12. 9%	25	43.9%	7.1	10. 4%
③海外の傘下グループ会社も利用できる相談窓口を自社に設置	201	27.1%	27	47. 4%	174	25. 4%
⑩海外の傘下グループ会社の外国競争法に関 する監査を自社の社員が実施	79	10.6%	24	42. 1%	55	8.0%
⑪外国競争法コンプライアンス関連の社内報 を共有(上記③又は⑧の場合を除く。)	28	3.8%	9	10.5%	22	3.2%
②その他	64	8.6%	9	10.5%	28	8.5%
有効回答数	742	-	22	1	989	

問22 実情に応じた外国競争法コンプライアンス・プログラムの構築状況 貴社は、貴社固有の外国競争法上のリスクを特定していますか。<u>一つだけお選びください。</u>

選択肢	海外展	開企業	外国競争 歴のある	p 法違反 る企業	それ以外の企	もの企業
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
①特定していない。	611	82.6%	31	54.4%	580	84.9%
②特定している。	129	17.4%	26	45.6%	103	15.1%
有効回答数	740	100%	22	100%	683	100%

選択肢	海外展開企業	第企業	外国競争法違反 歴のある企業	法違反5企業	それ以外	それ以外の企業
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	圖
①策定していない。	617	82.6%	26	45.6%	591	85.7%
②米国の競争法についてのコンプライアン ス・マニュアルを策定している。	49	6.6%	16	28.1%	33	4.8%
③EUの競争法についてのコンプライアン ス・マニュアルを策定している。	45	6.0%	13	22.8%	32	4.6%
④中国の競争法についてのコンプライアン ス・マニュアルを策定している。	26	3.5%	6	15.8%	17	2.5%
⑤韓国の競争法についてのコンプライアン ス・マニュアルを策定している。	7	0.9%	3	5.3%	4	0.6%
⑥その他	24	3.2%	6	15.8%	15	2.2%
⑦独占禁止法のものとは別に、外国競争法につ いての一般的・概括的なコンプライアンス・マニュアルを策定している。	64	8.6%	=	19.3%	53	7.7%
有効回答数	747	ı	22	ı	069	-

問24 外国競争法研修の実施状況 貴社は、社員に対して、外国競争法に関する研修の機会を設けていますか。また、設けている場合、どの国又は地域を対象としていますか。(複数選択可)

選択肢	海外展開企業	第企業	外国競争法違反 歴のある企業	↑国競争法違反 歴のある企業	それ以外	それ以外の企業
	回答数	制	回答数	割合	回答数	割合
①設けていない。	548	73. 4%	18	31.6%	530	76.8%
②米国の競争法についての研修の機会を設け ている。	83	11.1%	26	45.6%	57	8.3%
③EUの競争法についての研修の機会を設けている。	70	9.4%	21	36.8%	49	7.1%
④中国の競争法についての研修の機会を設けている。	45	6.0%	15	26.3%	30	4.3%
⑤韓国の競争法についての研修の機会を設け ている。	14	1.9%	7	12. 3%	7	1.0%
⑥その 他	13	1.7%	8	14.0%	5	0.7%
②外国競争法についての一般的・概括的な研修の機会を設けている。	124	16.6%	19	33. 3%	105	15. 2%
有効回答数	747	ı	57	1	069	1

問25 社内法務相談体制の整備状況

社員が今後行おうとする業務について,事前相談を行う先として指定されている部署はどこですか。(複数選択可)_

問26 社内窓成ルールの整備状況 貴社の社員が外国競争法違反行為に関与した場合,貴社の規定上,当該社員及び当該社員の業務 に管理監督責任を有する者(直属の上司等)は懲戒の対象になり得ますか。<u>一つだけお選びくださ</u>

選択肢	海外展	海外展開企業	外国競争法違反 歴のある企業	ト国競争法違反 歴のある企業	それ以外	それ以外の企業
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	雪
①指定されている部署はない。	41	5.5%	-	1.8%	40	5.8%
②当該社員の所属部署	186	24.9%	10	17.5%	176	25. 5%
③総務部等の管理部署	145	19. 4%	4	7.0%	141	20. 4%
④法務・コンプライアンス担当部署(③の場合を除く。)	579	77. 4%	54	94. 7%	525	76.0%
⑤その他	26	7.5%	8	14.0%	48	6.9%
有効回答数	748	1	22	—	169	ı

問25-2 社員が<u>現在行っている業務内容について</u>,相談を行う先として指定されている部署はどこですか。 <u>(複数選択可)</u>

選択肢	海外展開企業	開企業	外国競争 歴のあ	外国競争法違反 歴のある企業	それ以	それ以外の企業
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
①相談を行う先として指定されている部署は ない。	37	5.0%	-	1.8%	36	5.2%
②当該社員の所属部署	198	26.6%	11	19.3%	181	27.2%
③総務部等の管理部署	148	19.9%	က	5.3%	145	21.1%
④法務・コンプライアンス担当部署(③の場合を除く。)	577	77. 4%	54	94. 7%	523	76.0%
⑤その他	62	8.3%	8	14.0%	54	7.8%
有効回答数	745	1	57	ı	889	1

貴社は、同業他社との会合に関して、外国競争法コンプライアンスを意識した接触ルールを定めていますか。一つだけお選びください。 問27 同業他社との接触ルールの策定状況

2. 2%

12 889

3.6%

2 26

2.3%

17 744

15.8%

109

14.3%

œ

15.7%

117

④法令違反が懲戒の対象になり得ることを明記していないが、関与した社員又はその上司等

となり得る。

が懲戒の対象となり得る。

あその他

100%

100%

100%

有効回答数

0.9% 3.5%

0.0%

0.8% 5.0%

24

2%

23.

37

②関与した 社員又はその上司等が懲戒の対象

①懲戒の対象にはならない。

になり得ることが明記されている。

割合

回答数

割 歴のある企業

回答数 0 13

割合

回答数 9

それ以外の企業

外国競争法違反

海外展開企業

選択肢

77.6%

534

%6

58.

33

76.2%

267

③外国競争法とは明記していないが、法令違反 は懲戒の対象となり得ることが明記されてお り、関与した社員又はその上司等が懲戒の対象

選択肢	海外展開企業	業	外国競争 歴のあ	外国競争法違反 歴のある企業	それ以	それ以外の企業
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
①定めていない。	539	72.3%	19	33.3%	520	75.5%
②独占禁止法コンプライアンスのための接触 ルールと兼用	205	27.5%	37	64.9%	168	24. 4%
③外国競争法コンプライアンスに特化したル 一ル	2	0.3%	1	1.8%	1	0. 1%
有効回答数	746	100%	22	100%	689	100%

問27-2

<u>問21で選択肢②又は③を選択した方にお伺いします。</u>どのような接触ルールを定めていますか。 <u>(複数選択可)</u>

選択肢	海外展開企業	開企業	外国競争法違反 歴のある企業	↑国競争法違反 歴のある企業	それ以り	それ以外の企業
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
①出席できる会合をあらかじめ限定している。	42	20.5%	8	21.1%	34	20. 4%
②会合の出席の前に届け出る。	53	25.9%	14	36.8%	68	23.4%
③会合の出席の前に許可を得る。	66	48.3%	52	65.8%	14	44.3%
④会合の場における一定のルールを定めている。	106	51. 7%	27	71.1%	6/	47.3%
⑤会合の出席の後にその内容を報告する。	117	57.1%	56	68.4%	16	54.5%
⑥その他	23	11.2%	<i>L</i>	18.4%	91	9.6%
有効回答数	205	ı	38	ı	167	

問27-3

貴社は,業界団体の会合に関して,外国競争法コンプライアンスを意識した接触ルールを定めて

いますか。一つだけお選びください。

選択肢						
	海外展開企	開企業	外国競争法違反 歴のある企業	も法違反 る企業	それ以外	それ以外の企業
0番	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
①定めていない。	220	74.1%	19	33.3%	531	77.5%
②独占禁止法コンプライアンスのための接触 ルールと兼用したものを定めている	189	25. 5%	38	66. 7%	151	22.0%
③外国競争法コンプライアンスに特化したも のを定めている。	3	0.4%	0	0.0%	3	0. 4%
有効回答数	742	100%	22	100%	685	100%

問27-4

問27-3で選択肢②又は③を選択した方にお伺いします。</u>どのような接触ルールを定めています。 (複数選択可)

選択肢 海外展開企業 外国競争 ごろ会合をあらかじめ限定 39 20.7% 8 出席の前に届け出る。 47 25.0% 13 出席の前に計るを表めている。 109 58.0% 22 出席の後にその内容を報告する。 110 58.5% 24 有効同答数 188 - 38 有効同答数 - 38 - 38 - 38 - 38 38 - 38							
直答数 割合 回答数 きる会合をあらかじめ限定 39 20.7% 8 出席の前に届け出る。 47 25.0% 13 出席の前に許可を得る。 88 46.8% 22 制における一定のルールを定めている。 109 58.0% 27 出席の後にその内容を報告する。 110 58.5% 24 有効回答数 188 38	選升段	海外展	開企業	外国競争 歴のあ	4法違反 る企業	それ以り	それ以外の企業
きる会合をあらかじめ限定 39 20.7% 8 出席の前に届け出る。 47 25.0% 13 出席の前に許可を得る。 88 46.8% 22 場における一定のルールを定めている。 109 58.0% 27 出席の後にその内容を報告する。 110 58.5% 24 有効同答数 188 38		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
出席の前に届け出る。 47 25.0% 13 出席の前に許可を得る。 88 46.8% 22 場における一定のルールを定めている。 109 58.0% 27 出席の後にその内容を報告する。 110 58.5% 24 有効同答数 - 38	①出席できる会合をあらかじめ限定	39	20. 7%	8	21.1%	31	20.7%
る。 88 46.8% 22 ルを定めている。 109 58.0% 27 を報告する。 110 58.5% 24 13 12.2% 6 188 - 38	②会合の出席の前に届け出る。	47	25.0%	13	34. 2%	34	22. 7%
場における一定のルールを定めている。 109 58.0% 27 出席の後にその内容を報告する。 110 58.5% 24 有効回答数 18 - 38	③会合の出席の前に許可を得る。	88	46.8%	22	57.9%	99	44.0%
出席の後にその内容を報告する。 110 58. 5% 24 有効回答数 188 38	3会合の場における一定のルールを定めている。	109	58.0%	27	71.1%	82	54.7%
23 12.2% 6 15. 有効回答数 188 — 38 —	⑤会合の出席の後にその内容を報告する。	110	58.5%	24	63.2%	98	57.3%
188 — 38	8その他	23	12.2%	9	15.8%	17	11.3%
	有効回答数	188	-	38		150	ı

外国競争法違反行為を早期発見するための取組 問28 内部通報制度の整備状況

貴社は、外国競争法違反行為に関する内部通報窓口を設置していますか。一つだけお選びくださ

選択肢	海外展	展開企業	外国競争; 歴のある	5法違反 る企業	それ以外の企	トの企業
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
①設置していない。	71	9.5%	4	7.0%	19	9.7%
②設置している。	672	89.8%	53	93.0%	619	89.6%
③その他	5	0.7%	0	0.0%	5	0.7%
有効回答数	748	100%	57	100%	169	100%

問28-2

問28で選択肢②又は③(設置している場合に限ります。)を選択した方にお伺いします。内部通 報窓口はどこに設置していますか。一つだけお選びください。

選択肢	海外展開企	開企業	外国競争法遣 歴のある企	p 法違反 る企業	それ以	それ以外の企業
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
①社内にのみ設置	177	%8' 38'	8	15.1%	169	27.3%
②社外にのみ設置	30	4.5%	-	%6 '1	29	4. 7%
③社内及び社外に設置	466	69. 2%	44	83.0%	422	68.1%
有効回答数	673	100%	53	100%	620	100%

問29 社内リニエンシーの整備状況

貴社は, 社員が外国競争法違反行為に関与した場合において, 当該社員が自主的に当該事実について所要の報告等を行った場合, 最終的な懲戒内容の軽減について考慮することとしていますか。 一つだけお選びください。

選択肢	海外展	海外展開企業	外国競争 歴のあ	外国競争法違反 歴のある企業	それ以	それ以外の企業
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
①考慮しない旨規定上決まっている。	-	0.1%	0	0.0%	-	0.1%
②規定上明記されていないので、考慮しない。	123	16.7%	4	7.1%	119	17.5%
③考慮することが規定上決まっている。	43	5.8%	7	12.5%	36	5.3%
④規定上明記されていないが、考慮する要素に はなる。	493	%6 .99	33	58.9%	460	67. 5%
⑤その他	77	10.4%	12	21.4%	65	9.5%
有効回答数	737	100%	99	100%	681	100%

問29-3

問29で選択肢③から⑤ (考慮する場合に限ります。) までのいずれかを選択した方にお伺いしま

84. 7% 15.3% 100% それ以外の企業 割 <u>す。</u>外国競争法社内リニエンシーについて,社員に周知されていますか。<u>一つだけお選びください。</u> 448 回答数 8 529 65.2% 34.8% 100% 外国競争法違反 回答数割合 歴のある企業 30 16 46 83. 1% 16.9% 100% 割合 海外展開企業 回答数 478 575 97 有効回答数 選択肢 ①周知されていない。 ②周知されている。

問30 外国競争法監査の実施状況

貴社では,外国競争法に関する社内監査(他の法令に関する監査と同時に行う場合を含みます。)

を定期的に実施していますか。一つだけお選びください。

選択肢	海外展	開企業	外国競争 歴のあ	争法違反 5る企業	それ以外の企	の企業
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
①実施していない。	535	72.1%	26	46.4%	509	74. 2%
②実施している。	207	27.9%	30	53.6%	177	25.8%
有効回答数	742	100%	99	100%	989	100%

問30-2

問30で選択肢②を選択した方にお伺いします。貴社の社内監査で外国競争法コンプライアンスの観点から違反につながる可能性のある事例が発見されたことはありますか。(複数選択可)

選択肢	海外展	開企業	外国競争法違 歴のある企業	4法違反 る企業	それ以外の企	トの企業
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
Otto .	199	91 . 1%	56	86.7%	173	98.9%
②カルテル・談合	3	1.5%	2	6.7%	1	0.6%
③その他	3	1.5%	2	6.7%	-	0.6%
有効回答数	205	1	30	1	175	ı

問31 社内メールのチェックの実施状況

貴社は、社員による外国競争法違反行為への関与の事実を探知するため、社内のメールを日常的 又は定期的に監視したり、社内調査等の必要性が生じた場合に関係する社員の社内メールを探索す る取組を実施していますか。一つだけお選びください。

選択肢	海外展開企業	署企業	外国競争法違反 歴のある企業	ト国競争法違反 歴のある企業	それ以	それ以外の企業
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
①実施していない。	316	42.3%	17	29.8%	299	43.3%
②日常的又は定期的に実施している。	25	3.3%	4	7.0%	21	3.0%
③必要に応じて実施している。	392	52.5%	36	63.2%	356	51.6%
④②及び③を実施している。	14	1.9%	0	0.0%	14	2.0%
有効回答数	747	100%	22	100%	069	100%

外国競争法違反事実へ適切に対処するための取組 問32 有事への適切対処

貴社において,貴社が行っている業務が外国競争法に違反する可能性を示唆する情報に接した場合,当該情報について必ず報告を受けることになっているのは誰ですか。(<u>複数選択可)</u>

選択肢	海外展	海外展開企業	外国競争 歴のあ	外国競争法違反 歴のある企業	それ以	それ以外の企業
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
①所属部署内の法務・コンプライアンス担当者	91	12. 2%	13	22.8%	78	11.3%
②当該情報の関係する部署の責任者	454	%6 .09	32	56.1%	422	61.2%
③法務・コンプライアンス担当部署の担当者	317	42.5%	27	47.4%	290	42.1%
④法務・コンプライアンス担当部署の責任者	662	88. 7%	55	96.5%	209	88. 1%
⑤経営トップ	523	70.1%	38	%L .99	485	70. 4%
⑥監査役	270	36.2%	18	31.6%	252	36.6%
①その他	99	8. 7%	8	14.0%	22	8.3%
有効回答数	746	ı	22	-	689	1

問32-2

貴社において、貴社が行っている業務が外国競争法に違反する可能性を示唆する情報に接した場合、当該情報を受けて何らかの対処(社内調査の実施等)を行うかどうかの最終決定を行うことが

70.4% 88.5% 11.8% 1.5% 3.9% 8.0% それ以外の企業 10 909 回答数 8 27 482 22 685 1.8% 8.8% 3.5% 84.2% 91.2% 7.0% 外国競争法違反 割合 歴のある企業 1 回答数 2 7 48 52 4 27 88. 7% 1.5% 11.6% 71.4% 3.9% 8.0% 割合 海外展開企業 1 530 658 回答数 98 29 Ξ 29 742 ①所属部署内の法務・コンプライアンス担当者 ④法務・コンプライアンス担当部署の責任者 ③法務・コンプライアンス担当部署の担当者 できるのは誰ですか。(複数選択可。) ②当該情報の関係する部署の責任者 有効回答数 選択肢 5経営トップ ⑥その他

リニエンシー制度の活用 問33

貴社は、社内で外国競争法違反被疑事実の発見や外国の競争当局による調査の開始といった事態 に際して、貴社の社員がカルテル等に関与した可能性が高いと判断した場合、リニエンシー制度を

利用したいと考えていますか。一つだけお選びください。

選択肢	海外展	開企業	外国競争 歴のあ	争法違反 5る企業	それ以外の企	4の企業
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
①利用することを考えていない。	52	7.0%	0	0.0%	52	%9 · L
②利用することを考えている。	391	52.5%	52	91.2%	339	49.3%
③よく分からない。	302	40.5%	9	8.8%	297	43.2%
有効回答数	745	100%	57	100%	889	100%

問34 有事対処マニュアルの事前整備状況 貴社は、外国競争法に係る有事が発生した場合を想定して、有事対処マニュアルを策定していま すか。一つだけお選びください。

選択肢	海外展開企業	署企業	外国競争法違反 歴のある企業	・法違反 る企業	それ以り	それ以外の企業
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
①策定していない。	283	38.1%	15	26.3%	268	39. 1%
②有事対処マニュアルは策定しているが, 外国 競争法に特化したものではない。	403	54.2%	28	49.1%	375	54. 7%
③独占禁止法に係る有事対処マニュアルと兼 用している。	36	4.8%	8	14.0%	28	4.1%
④外国競争法に特化した有事対処マニュアル を策定している。	9	0.8%	1	1.8%	5	0.7%
⑤その他	15	2.0%	5	8.8%	10	1.5%
有効回答数	743	100%	22	100%	989	100%

問34-2 外国競争法に係る有事対応において,独占禁止法に係る有事対応と比べて特に配慮していること はありますか。(複数選択可)

選択肢	海外展	海外展開企業	外国競争法違反 歴のある企業	↑国競争法違反 歴のある企業	それ以外	それ以外の企業
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
①普段から年限を定めて文書保存を励行させ						
るとともに, 調査が始まってからは文書廃棄を	165	29. 7%	31	62.0%	134	26.5%
厳禁することとしている。						
②競争当局の調査対象外の他の製品等におい	231	70 + UC	91	/IO 6 F	116	/00 OC
ても徹底的に社内調査を行うこととしている。	/01	SO. 1-30	17	47. Ui	041	20. 370
③刑事責任を問われる可能性のある社員には						
会社とは別の弁護士をつけさせることとして	99	10.1%	22	44.0%	34	6.7%
W.S.						
④制裁の在り方等の違いを十分踏まえた臨機	100)BO 3C	26	/00 OF	164	22 EW
応変な対応を行っている。	661	55. 97a	00	70.0%	104	ວຂ. ວາ
⑤その他	203	36.6%	8	16.0%	195	38.6%
有効回答数	222	ı	20	-	505	1

海外の傘下グループ会社の取組等 間36 海外の傘下グループ会社における取組状況 米国に所在する貴社の傘下グループ会社は、米国の競争法に関するコンプライアンスに係る取組 を行っていますか。(複数選択可)

選択胶	米国に事業展開 いる企業	€展開して 企業	米国に所在する傘下 グループ会社がある 企業	:する傘下 :社がある 業
	回答数	割合	回答数	割合
①米国の傘下グループ会社はない。	26	5.3%	1	ı
②何も対応を行っていない。	42	8.5%	42	9.0%
③詳細を承知していない。	164	33.3%	164	35.2%
④米国の傘下グループ会社の経営トップは、米国の競争 法遵守の重要性を伝えるための取組を行っている。	133	27.0%	133	28.5%
⑤米国の傘下グループ会社は、法務・コンプライアンス担当部署を設置している。	138	28. 0%	138	29.6%
⑥米国の傘下グループ会社は、コンプライアンス・マニュアルを策定している。	81	16.5%	81	17. 4%
①米国の傘下グループ会社は、研修を実施している。	95	18.7%	95	19. 7%
③米国の傘下グループ会社は、相談窓口を設置している。	123	25.0%	123	26. 4%
③米国の傘下グループ会社は、社内懲戒ルールを整備している。	09	12. 2%	09	12. 9%
⑩米国の傘下グループ会社は、接触ルールを定めている。	57	11.6%	57	12. 2%
①米国の傘下グループ会社は、内部通報窓口を設置して いる。	92	18. 7%	92	19. 7%
①米国の傘下グループ会社は、外国競争法社内リニエンシーを整備している。	22	4.5%	22	4.7%
⑬米国の傘下グループ会社は、社内監査を定期的に実施している。	55	11. 2%	55	11.8%
⑪米国の傘下グループ会社は、社内メールを探索する取組を実施している。	32	6.5%	32	%6 .9%
⑥米国の傘下グループ会社は、有事対処マニュアルを策定している。	18	3.7%	18	3.9%
働その他	45	9.1%	45	9. 7%
有効回答数	492	-	466	1

EUに所在する貴社の傘下グループ会社は、EUの競争法に関するコンプライアンスに係る取組を行っていますか。<u>(複数選択可)</u> 問36-2

+0 CH 88s.	1			
进机战	EUIC事業展開 いる企業	ニ事業展開して いる企業	EUに所在する傘下 グループ会社がある 企業	する傘下 社がある 業
	回答数	割合	阿答数	割合
①EUの傘下グループ会社はない。	44	10.9%		
②何も対応を行っていない。	32	7.9%	32	8.9%
③詳細を承知していない。	118	29.3%	118	32.9%
④EUの傘下グループ会社の経営トップは、EUの競争 法遵守の重要性を伝えるための取組を行っている。	97	24. 1%	16	27.0%
⑤EUの傘下グループ会社は、法務・コンプライアンス担当部署を設置している。	111	27. 5%	111	30.9%
⑥EUの傘下グループ会社は、コンプライアンス・マニュアルを策定している。	65	16.1%	65	18.1%
⑦EUの傘下グループ会社は、研修を実施している。	84	20.8%	84	23.4%
⑧EUの傘下グループ会社は、相談窓口を設置している。	103	25. 6%	103	28. 7%
③EUの傘下グループ会社は、社内懲戒ルールを整備している。	45	11. 2%	45	12.5%
⑩EUの傘下グループ会社は、接触ルールを定めている。	47	11. 7%	47	13.1%
⑪EUの傘下グループ会社は,内部通報窓口を設置している。	19	16.6%	<i>L</i> 9	18. 7%
⑩EUの傘下グループ会社は、外国競争法社内リニエンシーを整備している。	19	4. 7%	19	5.3%
⑩EUの傘下グループ会社は, 社内監査を定期的に実施している。	20	12. 4%	20	13.9%
(動EUの傘下グループ会社は、社内メールを探索する取組を実施している。	27	6.7%	27	7.5%
⑤EUの傘下グループ会社は, 有事対処マニュアルを策定している。	17	4.2%	17	4.7%
⑥その他	28	6.9%	28	7.8%
有効回答数	403	1	329	

選択敗	中国に事業展開しいる企業	軽展開して 企業	中国に所在する傘下 グループ会社がある 企業	Eする傘下 さ社がある 業
	回答数	割合	回答数	割合
①中国の傘下グループ会社はない。	43	7.2%	1	I
②何も対応を行っていない。	71	11.9%	71	12.8%
③詳細を承知していない。	226	37.8%	226	40.7%
④中国の傘下グループ会社の経営トップは、中国の競争 法遵守の重要性を伝えるための取組を行っている。	11	18.6%	=======================================	20.0%
⑤中国の傘下グループ会社は, 法務・コンプライアンス担当部署を設置している。	118	19. 7%	118	21.3%
⑥中国の傘下グループ会社は、コンプライアンス・マニュアルを策定している。	42	7.0%	42	7.6%
①中国の傘下グループ会社は、研修を実施している。	74	12. 4%	74	13.3%
⑧中国の傘下グループ会社は、相談窓口を設置している。	114	19.1%	114	20.5%
⑨中国の傘下グループ会社は、社内懲戒ルールを整備している。	47	7.9%	47	8.5%
⑩中国の傘下グループ会社は、接触ルールを定めている。	42	7.0%	42	7.6%
⑪中国の傘下グループ会社は、内部通報窓口を設置している。	7.7	12.9%	7.7	13.9%
⑪中国の傘下グループ会社は、外国競争法社内リニエンシーを整備している。	25	4.2%	25	4.5%
⑬中国の傘下グループ会社は、社内監査を定期的に実施している。	49	8. 2%	49	8.8%
⑪中国の傘下グループ会社は、社内メールを探索する取組を実施している。	24	4.0%	24	4.3%
③中国の傘下グループ会社は、有事対処マニュアルを策定している。	14	2.3%	14	2.5%
®その他	47	7.9%	47	8.5%
有効回答数	298	1	222	

問36-4 韓国に所在する貴社の傘下グループ会社は、韓国の競争法に関するコンプライアンスに係る取組 を行っていますか。<u>(複数選択可)</u>

選択肢	韓国に事業展開し いる企業	ニ事業展開して いる企業	韓国に所在する傘下 グループ会社がある 企業	: する傘下 : 社がある 業
	回答数	割合	回答数	割合
①韓国の傘下グループ会社はない。	63	19. 4%	_	-
②何も対応を行っていない。	25	7.7%	25	9.5%
③詳細を承知していない。	107	32.9%	107	40.8%
④韓国の傘下グループ会社の経営トップは、韓国の競争 法連守の重要性を伝えるための取組を行っている。	99	20.3%	99	25. 2%
⑤韓国の傘下グループ会社は、法務・コンプライアンス担当部署を設置している。	45	13.8%	45	17. 2%
⑥韓国の傘下グループ会社は, コンプライアンス・マニュアルを策定している。	29	8.9%	29	11.1%
⑦韓国の傘下グループ会社は、研修を実施している。	43	13. 2%	43	16.4%
⑧韓国の傘下グループ会社は、相談窓口を設置している。	63	19. 4%	63	24.0%
③韓国の傘下グループ会社は、社内懲戒ルールを整備している。	31	9.5%	31	11.8%
⑩韓国の傘下グループ会社は、接触ルールを定めている。	25	7.7%	25	9.5%
①韓国の傘下グループ会社は,内部通報窓口を設置している。	44	13. 5%	44	16.8%
①韓国の傘下グループ会社は、外国競争法社内リニエンシーを整備している。	16	4.9%	16	6.1%
③韓国の傘下グループ会社は、社内監査を定期的に実施している。	27	8.3%	27	10.3%
①韓国の傘下グループ会社は、社内メールを探索する取組を実施している。	15	4.6%	15	5. 7%
⑥韓国の傘下グループ会社は、有事対処マニュアルを策定している。	10	3.1%	10	3.8%
低その他	24	7.4%	24	9.2%
有効回答数	325	1	262	1